北アルプス広域連合
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和７年３月

北アルプス広域連合

目　次

第１章　計画の概要 1

第１節 計画の趣旨 1
第２節 計画策定の背景 1
第３節 計画の位置付け 2
第４節 国や長野県の目標 3
１．国の一般廃棄物に関する目標 3
２．長野県の一般廃棄物に関する目標 4
第５節 計画の期間 5
第６節 計画の対象区域と廃棄物の範囲 5
第７節 計画の進行管理 6

第２章　地域特性 7

第１節 自然特性 7
１．位置及び地勢 7
２．気候 9
第２節 社会特性 12
１．人口と世帯数 12
２．産業構造 13
３．主要な交通 15
４．土地利用の状況 16
５．地域の将来計画 17

第３章　ごみ処理基本計画 19

第１節 ごみ処理の現状 19
１．ごみ排出量の実績 19
２．ごみ処理のながれ 27
３．収集運搬の現状 28
４．中間処理の現状 33
５．最終処分の現状 35
６．ごみの性状 36
７．処理経費の現状 37
８．類似団体との比較 41
９．長野県内の市町村との比較 43
１０．関係３市村におけるこれまでの取組 45
１１．ごみ処理の課題 50
第２節 基本方針 52

第３節 ごみ排出量及び処理量の見込み 53
１． 行政区域内人口の予測 54
２． ごみ排出量の見込み 58
３． 将来の見込みと目標値 73
４． 目標値の設定 75
５． 発生抑制・資源化目標の設定 77
６． 排出抑制目標 78
７． 目標を達成した場合のごみ排出量 79
第４節 ごみの発生抑制・資源化の施策 82
１． 施策体系 82
２． 住民の役割 83
３． 事業者の役割 84
４． 行政の役割 85
第５節 収集運搬計画 87
１． 今後の収集、分別方法 87
２． 収集区域 89
３． 収集運搬体制の検討 89
４． 新たな分別区分の開始 89
５． 金属・危険物等の処理不適物の混入防止対策 90
第６節 中間処理計画 91
１． 中間処理に関する基本方針 91
２． 中間処理量 91
３． ごみ処理施設の整備の推進 93
第７節 最終処分計画 94
１． 最終処分に関する基本方針 94
２． 最終処分量 94
３． 最終処分場延命化のためのごみの排出抑制・資源化等の推進 94
第８節 その他ごみ処理に関する事項 95
１． 広報啓発活動の推進 95
２． 地球温暖化防止の推進 95
３． 再生利用品の需要拡大の検討 95
４． 不法投棄対策 95
５． 災害時などにおけるごみ処理体制の整備 95

資料編

第１章　計画の概要

第１節 計画の趣旨

北アルプス広域連合は、大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村の 1 市 1 町 3 村で構成され、北アルプス地域の広域行政の推進、介護保険に関する事務、消防に関する事務、ごみ処理施設を含む公共施設の管理運営等の事務を行っています。なお、ごみ処理については、大町市、白馬村、小谷村（以下「関係 3 市村」という。）のごみを対象としています。

関係 3 市村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、長期的、総合的視点に立ち、対象区域の一般廃棄物を計画的に処理するための基本的な方針を示した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

第２節 計画策定の背景

国では、「環境基本法」をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、３Ｒ（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年 10 月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和 4 年 4 月にそれぞれ施行しています。

長野県では、「長野県廃棄物処理計画（第 5 期）（令和 3 年 4 月）」を策定し、「『つくる責任 つかう責任』を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～」を取組目標としています。そのほか、長野県廃棄物処理計画は長野県食品ロス削減推進計画及び長野県ごみ処理広域化・集約化計画を包含しており、長野県ごみ処理広域化・集約化計画では、新たに 10 のブロック区割りとして設定し、今後の方向性を示しています。なお、関係 3 市村は「北アルプス広域」に位置づけられています。

関係 3 市村では、平成 15 年度に「ごみ処理広域化基本構想」、平成 22 年度には「北アルプス広域連合ごみ処理広域化計画」、平成 26 年度には、「ごみ処理施設基本計画」を策定し、広域でのごみ適正処理や循環型社会の構築を目指して取り組んできました。また、「北アルプス広域連合ごみ処理広域化計画」の広域化の基本理念の下、関係 3 市村での処理施設の移行体制の整備並びに更なるごみの減量化・再資源化を推進するべく「北アルプス広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「前計画」という。）を平成 30 年 3 月に策定しました。そして、新しい中間処理施設として北アルプスエコパークと大町リサイクルパークが平成 30 年 8 月から稼働し、白馬リサイクルセンターが令和 3 年 4 月から稼働することで、分別品目や指定ごみ袋の統一、積極的な再資源化の促進及び分別収集、環境への負荷の少ない地域社会の実現と資源・エネルギーを大切にしたごみの減量や資源化の取り組みを進め、令和 5 年度に前計画の中間目標年度を経過したところです。

以上のように、計画策定の前提となる諸条件が変動し、前計画の中間目標年度を迎えたことから、これまでの実績を整理し、施策を評価した上で、前計画の見直しを行いました。

第３節 計画の位置付け

本計画の位置付けを図 1-1 に示します。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

なお、本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」に準拠し作成します。

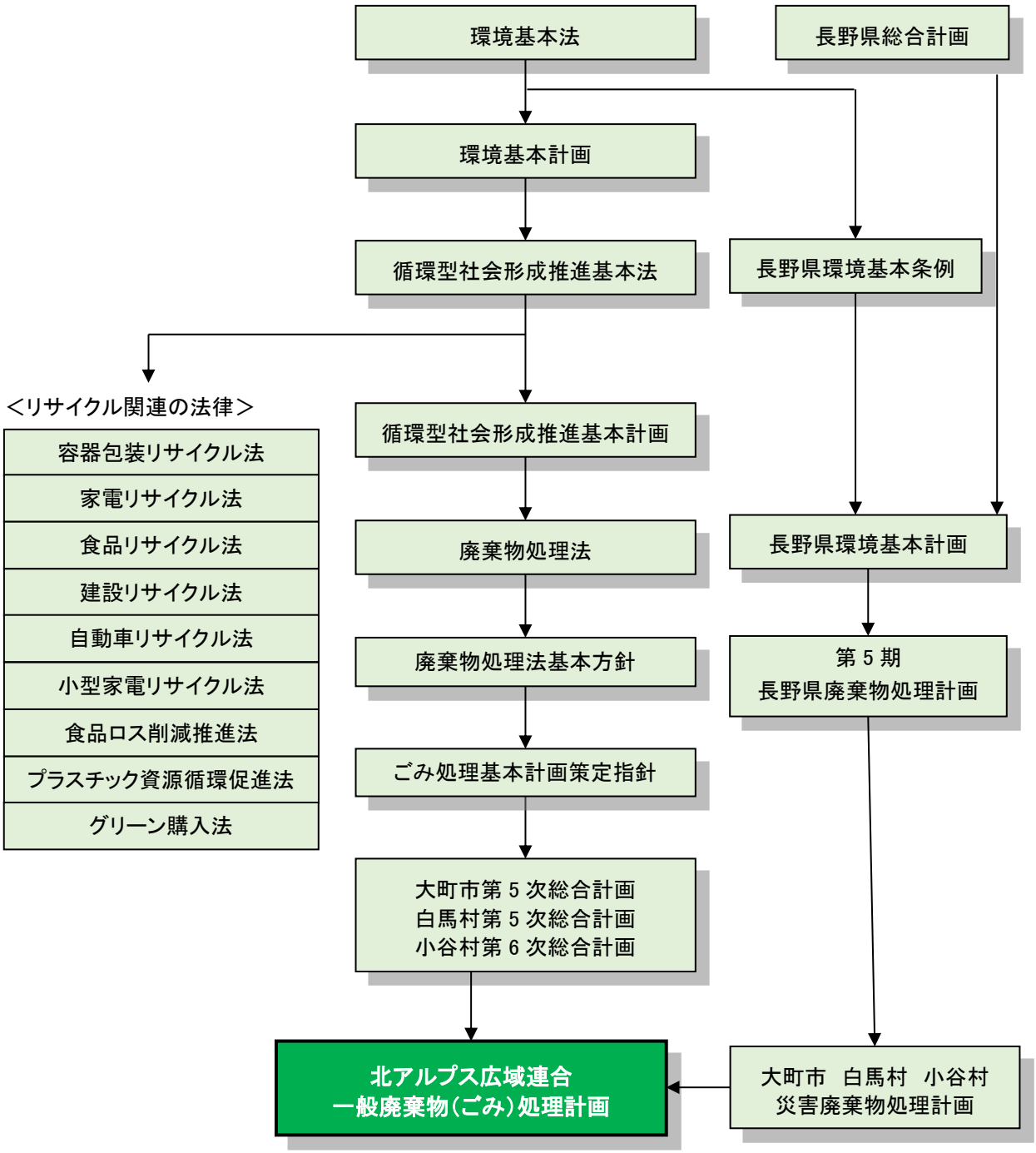


図 1-1　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

第４節 国や長野県の目標

１．国の一般廃棄物に関する目標

国は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）を定めています。令和 5 年 6 月に、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、基本方針の内容を変更しました。その後、第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、令和 7 年 2 月に目標量を改定しています。

また、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月。以下「第五次循環基本計画」という。）では、国が講ずべき施策を示すとともに、令和 12 年度を目標年次とした数値目標を設定しています。

改定後の廃棄物処理法の基本方針の目標量を表 1-1 に、第五次循環基本計画の数値目標を表 1-2 に示します。

表 1-1　廃棄物処理法の基本方針の目標量

指標	目標量
ごみ排出量	令和4年度に対し、令和12年度において約9%削減 1人1日当たりの生活系ごみ（資源除く）478グラム（令和12年度）
一般廃棄物の 出口側の循環利用率	令和4年度の20%に対し、令和12年度において約26%に増加
焼却量	1人1日当たりのごみ焼却量580グラム（令和12年度）
最終処分量	令和4年度に対し、令和12年度において約5%削減

表 1-2　第五次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
1人1日当たりごみ焼却量	令和12年度において約580g/人/日
廃棄物エネルギーを外部に 供給している施設の割合	令和9年度において46%
長期広域化・集約化計画を 策定した都道府県の割合	令和9年度において100%
最終処分場の 残余容量・残余年数	令和12年度において令和2年度の水準（22年分）を維持

２．長野県の一般廃棄物に関する目標

長野県は、令和 3 年 4 月に、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とする長野県廃棄物処理計画（第 5 期）を策定しています。

この計画では、「つくる責任 つかう責任を意識して循環型社会を実現 ～信州らしい生活様式へ～」を取組目標に掲げ、持続可能な生産消費形態を確保することを目指すＳＤＧｓのゴール 12「つくる責任 つかう責任」を念頭に、４Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進や食品ロスの削減などの取組を進めていくこととしています。

長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の数値目標を表 1-3 に示します。

表 1-3　長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の数値目標

指標		数値目標
1人1日当たり排出量		令和7年度において790g/人/日
	うち、家庭系ごみ	令和7年度において406g/人/日
総排出量		令和7年度において583千t
リサイクル率		令和7年度において20%
最終処分量		令和7年度において47千t

第５節 計画の期間

前計画の計画期間は、平成 30 年度を初年度とし、平成 44 年度（令和 14 年度）を目標年度とする 15 年間としていました。今回見直しを行った本計画では、目標年度は前計画の目標年度と同様に令和 14 年度とします。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

	H30 ～ R4	R5	R6	R7 ～ R13	R14
前計画 H29	計画期間	中間目標年度	計画期間		目標年度
本計画			見直し	計画期間	目標年度

図 1-2　計画の期間

第６節 計画の対象区域と廃棄物の範囲

対象区域は、関係 3 市村の行政区域内全域とし、対象となる廃棄物は、区域内の一般廃棄物（ごみ）とします。また、処理については、北アルプス広域連合が広域処理するものと、各市村が独自で処理するものがありますが、本計画では両方を対象とします。

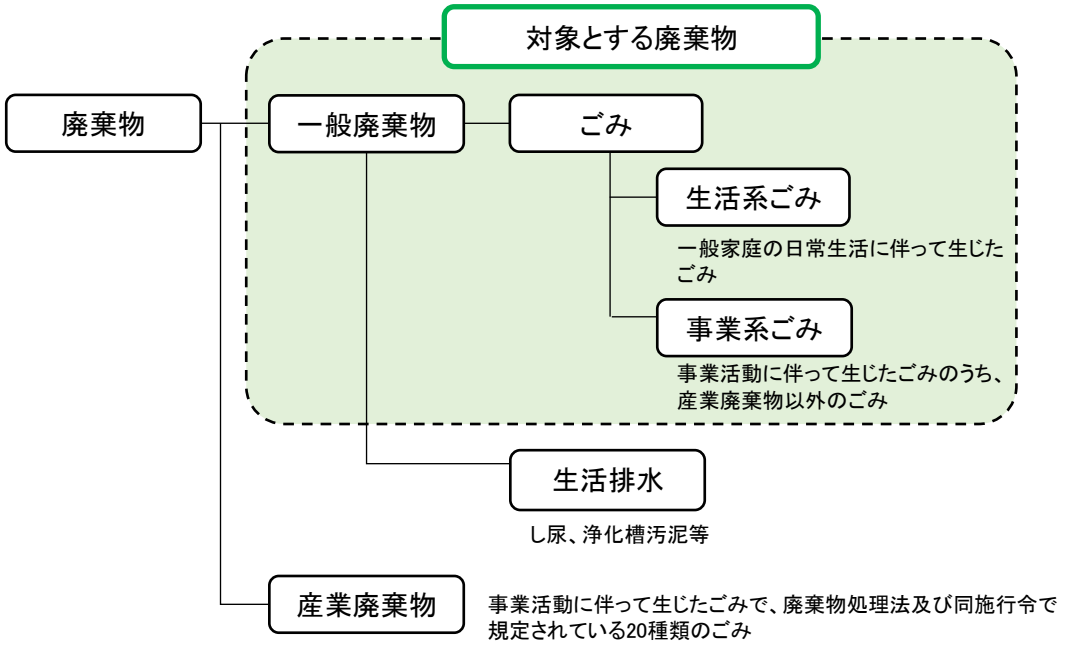


図 1-3　計画の対象とする廃棄物

第７節 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、ＰＤＣＡサイクルにより継続的に評価、見直しを行います。計画の評価については、本計画に示した目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、活用するものとします。

ＰＤＣＡサイクルの概念図を図 1-4 に示します。

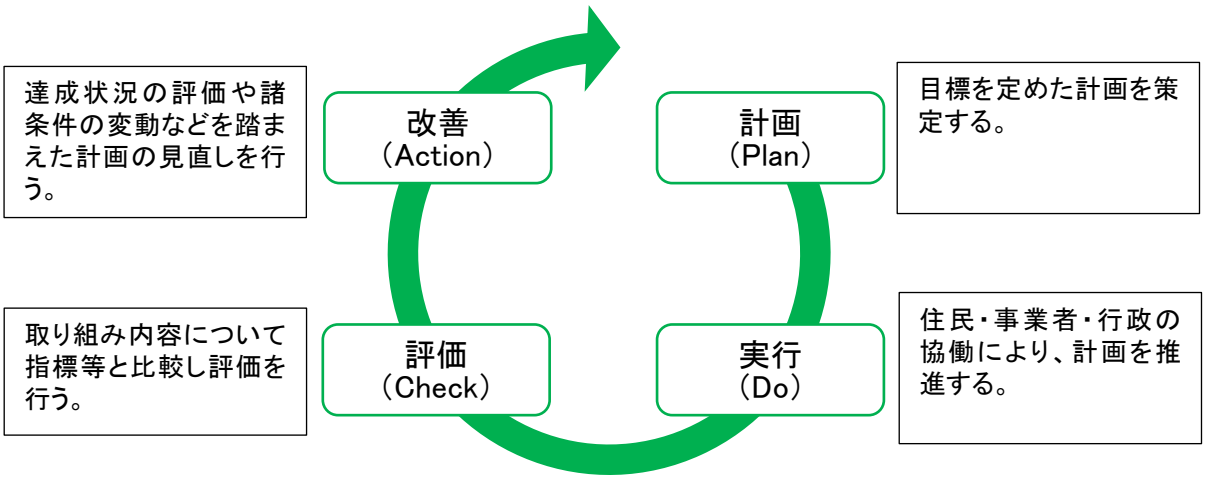


図 1-4　ＰＤＣＡサイクルの概念図

第２章　地域特性

第１節 自然特性

１．位置及び地勢

関係 3 市村は、長野県の北西部に位置し、北部は全国有数の豪雪地帯です。大町市の西部から白馬村の西部は富山県に、小谷村は新潟県と接しています。東京から直線距離で約 200㎞（東京から大町市で測定）の距離にあります。関係 3 市村の西部には北アルプス連峰と標高 3,000m 級の山々が分布する山岳地帯です。

関係 3 市村と施設の位置を図 2-1 に示します。

１）大町市

大町市は長野県の北西部に位置する内陸都市で、面積565.15㎢、東西34.3㎞、南北36.3㎞を擁しています。北は白馬村、東は長野市、小川村、南東は生坂村、池田町及び松川村に接し、南は安曇野市、松本市、西は富山県や岐阜県に接しています。市の西部には、鹿島槍ヶ岳、爺ヶ岳など3,000m級の北アルプスの雄大な山々が連なり、東には四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に囲まれた、昔ながらの里山の風景を残す農山村が存在します。

また、北アルプスを源とする高瀬川、鹿島川、篭川等の清冽な河川や青木湖、中綱湖、木崎湖（仁科三湖）の天然湖等とともに、黒部ダム・立山黒部アルペンルートや国営アルプスあづみの公園、温泉・博物館など豊富な水や観光資源に恵まれた地域です。

２）白馬村

白馬村は長野県の北西部に位置し、面積189.36㎢、周囲65.5㎞、南北16.8㎞、東西15.7㎞を擁しています。南は佐野坂峠で大町市と、西は後立山連峰を構成する白馬連峰により富山県と、北は小谷村と、東は長野市、小川村と、それぞれ隣接しています。

地域の中央部を南北にフォッサマグナが走っており、この大断層地帯に白馬連峰から流れ出す河川によって扇状地が形成されています。村の南部から北部へ曲折しながら流れる姫川は、白馬村の南端佐野坂に源を発し、東西山地より流れる支流谷地川・平川・松川・楠川などと合流し、日本海に注いでいます。

西側白馬連峰一帯は酸性火成岩類で形成されており、急峻な山岳美を見せ、登山、ハイキング、スキー場などの観光資源となっています。また、東側山地は第三紀層で、やわらかな砂岩・凝灰岩などから成っており、一部観光開発が進んでいますが、豊かな造林地帯となっています。

３）小谷村

長野県の最西北端に位置し、東は東山から天狗原に連なる稜線をもって長野市及び新潟県妙高市に接し、白馬連峰を境とする西及び北は新潟県糸魚川市に、南は白馬村に隣接しています。面積は267.91㎢、東西14km、南北に20.5kmに及んでいます。村の中央を日本海に北流する姫川が流れ、これを底辺に標高1,600～2,800mの高山が連なり、これに囲まれた急峻な峡谷型の地勢となっています。この姫川に沿って縦断する糸魚川静岡地質構造線により、もろくて弱い地質地帯が広範囲に及んでいます。

総面積の88%を森林が占め、耕地はわずかに2.1%と少なく、姫川とその支流の中谷川、土谷川に沿って集落が散在しています。この姫川沿いにＪＲ大糸線と国道148号が村の中央を走り、重要な交通機関となっています。



図 2-1　関係 3 市村と施設の位置

２．気候

１）大町市

大町市の気温、降水量（令和5年）を表2-1及び図2-2に示します。

大町市は、内陸性気候で寒暖の差が大きく、乾燥した空気が特徴です。夏の日中は、比較的気温が上昇しますが、朝夕は涼しく、また湿度が低いためしのぎやすい気候です。冬は厳しい寒さで、山間地だけではなく、平坦地北西部でも多くの降雪量がみられます。令和5年の気象データによると、最高気温は7月及び8月に34.0℃を記録し、最低気温は1月に氷点下15.3℃を観測しました。

表 2-1　大町市の気温、降水量（令和 5 年）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)
1月	44.0	-2.6	8.8	-15.3
2月	69.5	-1.5	14.1	-11.4
3月	72.5	5.7	21.5	-6.5
4月	137.5	9.3	26.1	-3.2
5月	127.5	13.7	30.1	0.7
6月	204.5	18.4	29.8	6.8
7月	127.0	23.0	34.0	13.2
8月	90.0	24.5	34.0	17.6
9月	41.0	21.2	32.8	9.5
10月	62.5	11.2	23.7	-0.4
11月	79.0	6.6	24.0	-3.7
12月	46.5	1.7	18.1	-9.3
年	1,131.5	12.4	25.2	2.2

資料：気象庁（地点：長野県　大町2023年）

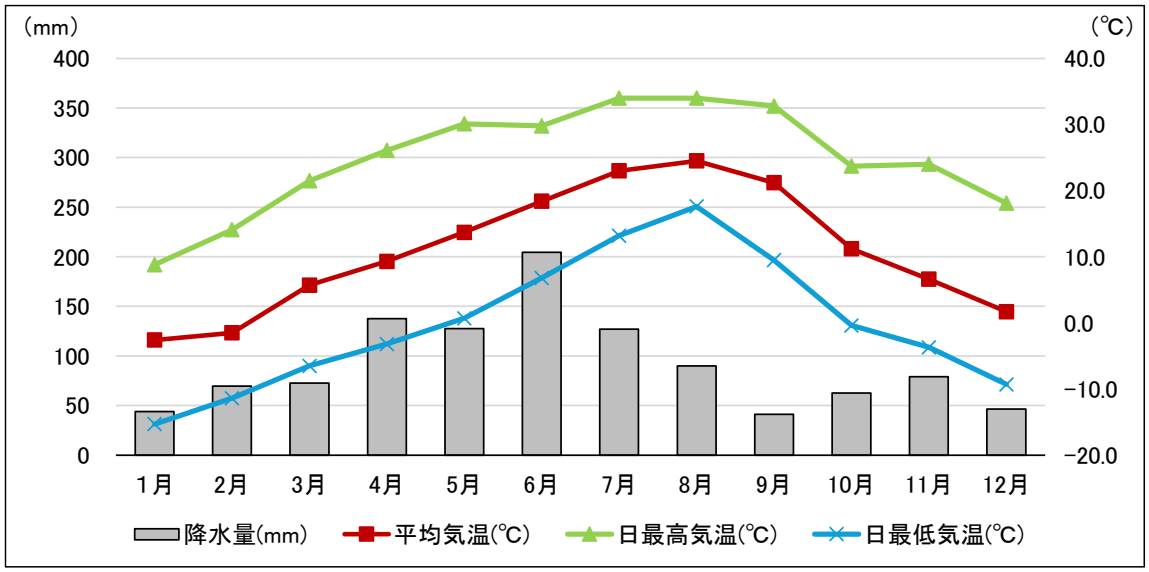


図 2-2　大町市の気温、降水量（令和 5 年）

２）白馬村

白馬村の気温、降水量（令和5年）を表2-2及び図2-3に示します。

白馬村は、山岳に囲まれた盆地であるため、全体的に冷涼な気候が特徴です。冬期には日本海からの寒気が山岳地に当たり、大量の降雪をもたらします。令和5年の気象データによると、最高気温は7月に34.0℃を記録し、最低気温は1月に氷点下12.5℃を観測しました。

表 2-2　白馬村の気温、降水量（令和 5 年）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)
1月	82.5	-2.7	8.6	-12.5
2月	119.0	-2.0	13.4	-12.1
3月	87.5	4.8	21.9	-9.4
4月	187.0	8.9	26.3	-3.2
5月	222.5	13.3	31.2	0.2
6月	237.0	18.1	30.0	6.3
7月	216.0	22.5	34.0	13.7
8月	79.0	24.7	33.7	17.4
9月	219.0	21.0	31.9	9.7
10月	65.0	11.1	22.7	1.5
11月	125.5	6.2	24.2	-3.9
12月	148.5	1.2	15.9	-9.8
年	1,818.5	12.1	24.9	2.1

資料：気象庁（地点：長野県　白馬2023年）

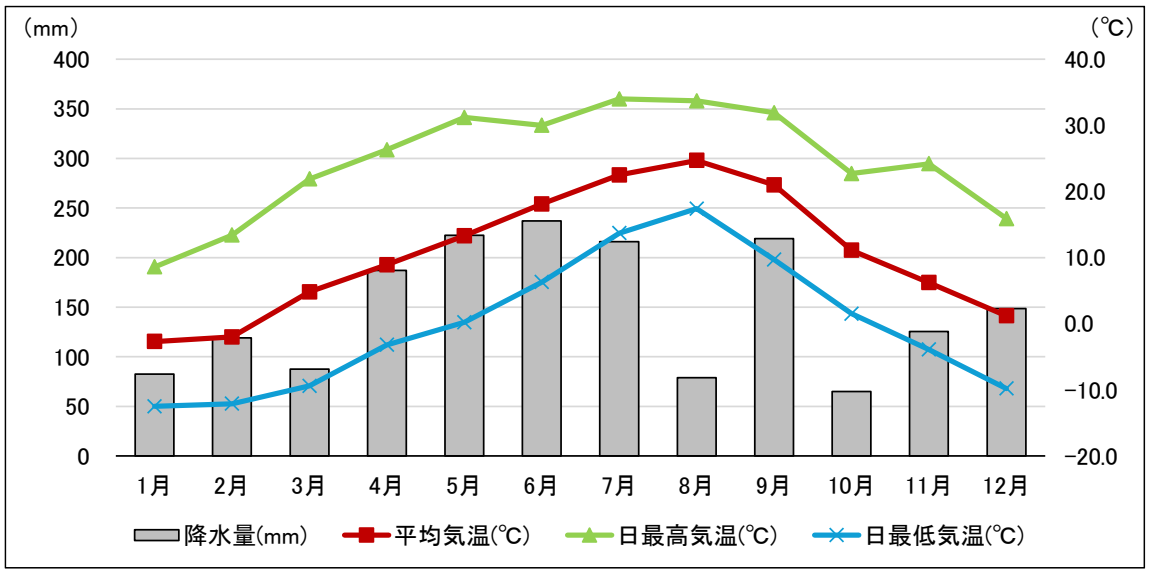


図 2-3　白馬村の気温、降水量（令和 5 年）

３）小谷村

小谷村の気温、降水量（令和5年）を表2-3及び図2-4に示します。

小谷村は、冬期の積雪は12月上旬から4月上旬にまで及び、降水量も多いことから、全国でも屈指の豪雪地帯であることが特徴です。令和5年の気象データによると、最高気温は8月に35.1℃を記録し、最低気温は2月に氷点下11.3℃を観測しました。

表 2-3　小谷村の気温、降水量（令和 5 年）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)
1月	141.5	-1.4	9.1	-10.7
2月	161.0	-0.7	12.1	-11.3
3月	65.0	5.6	22.3	-6.8
4月	127.5	10.0	26.5	-1.7
5月	176.5	14.2	32.1	1.9
6月	185.5	19.1	29.9	7.6
7月	157.0	23.6	34.3	14.9
8月	64.5	26.3	35.1	18.8
9月	145.0	22.3	33.3	10.8
10月	46.5	12.3	23.1	3.0
11月	121.5	7.5	24.5	-1.7
12月	148.0	2.4	15.9	-7.9
年	1,569.5	13.2	25.2	3.6

資料：小谷村気象観測クラウドシステム（2023年）

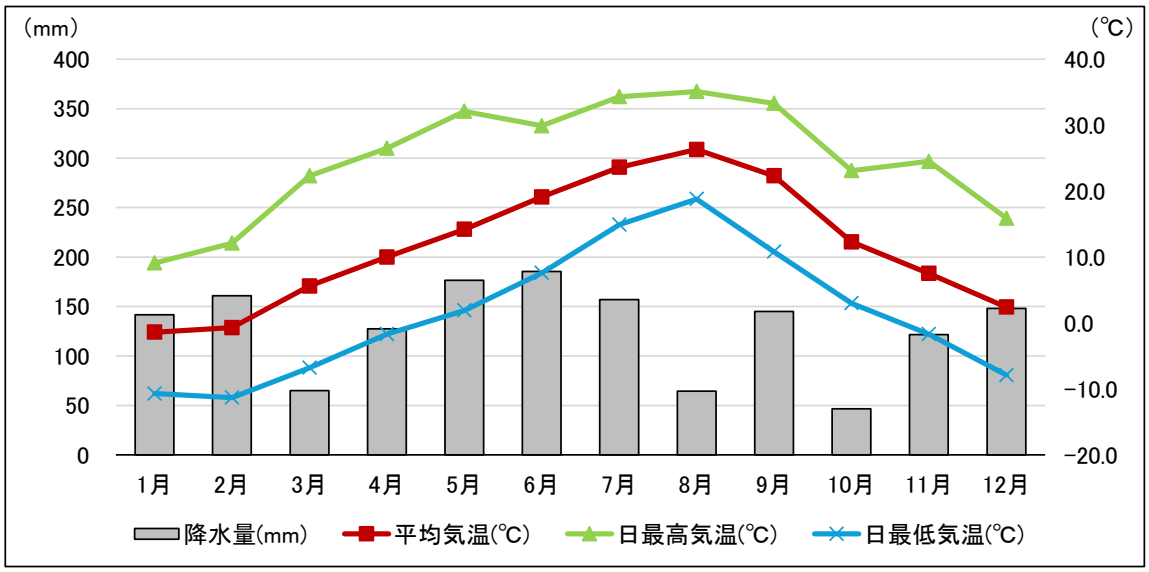


図 2-4　小谷村の気温、降水量（令和 5 年）

第２節 社会特性

１．人口と世帯数

人口及び世帯数の推移を表 2-4 に、人口と 1 世帯当たりの人口の推移を図 2-5 に示します。

関係 3 市村全体では、総人口及び世帯当たりの人口が減少傾向にあります。また、各市村においても同様に、総人口及び世帯当たりの人口は減少傾向を示しています。

表 2-4　人口及び世帯数の推移

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
関係3市村	総人口　（人）	38,778	38,322	37,786	37,251	36,623	36,194	35,767
	世帯数　（世帯）	15,627	15,721	15,713	15,593	15,521	15,619	15,757
	1世帯当たりの人口　（人/世帯）	2.48	2.44	2.40	2.39	2.36	2.32	2.27
大町市	総人口　（人）	27,203	26,820	26,435	26,029	25,625	25,277	24,926
	世帯数　（世帯）	10,875	10,914	10,897	10,739	10,741	10,805	10,852
	1世帯当たりの人口　（人/世帯）	2.50	2.46	2.43	2.42	2.39	2.34	2.30
白馬村	総人口　（人）	8,780	8,724	8,647	8,575	8,424	8,364	8,338
	世帯数　（世帯）	3,560	3,610	3,635	3,709	3,665	3,701	3,776
	1世帯当たりの人口　（人/世帯）	2.47	2.42	2.38	2.31	2.30	2.26	2.21
小谷村	総人口　（人）	2,795	2,778	2,704	2,647	2,574	2,553	2,503
	世帯数　（世帯）	1,192	1,197	1,181	1,145	1,115	1,113	1,129
	1世帯当たりの人口　（人/世帯）	2.34	2.32	2.29	2.31	2.31	2.29	2.22

資料：長野県毎月人口異動調査結果（各年 10 月 1 日）

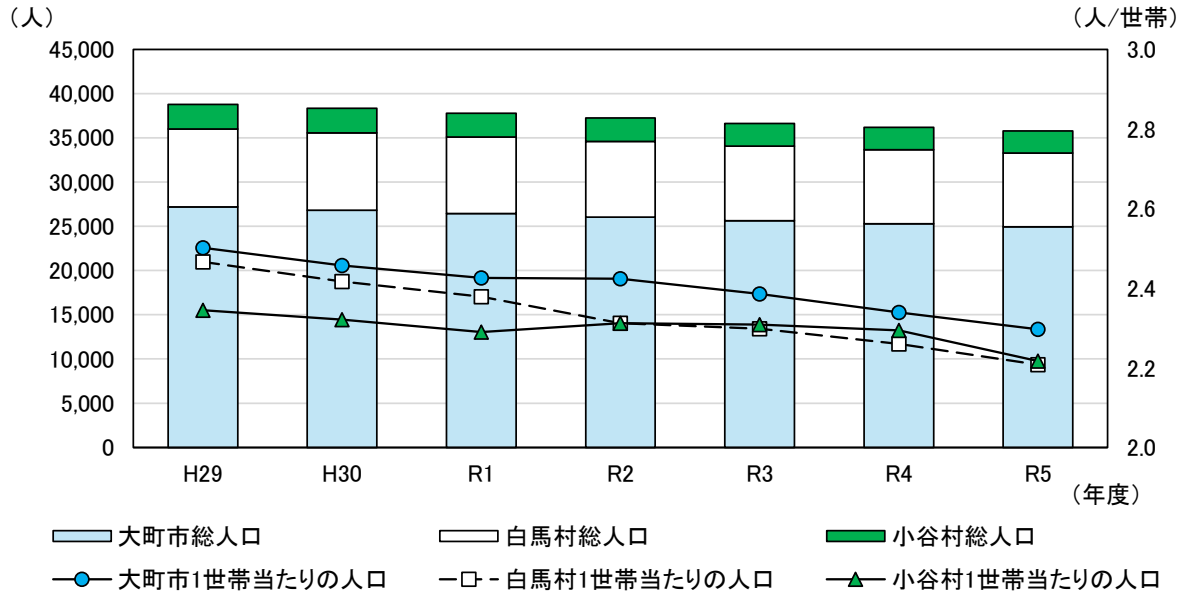


図 2-5　人口と 1 世帯当たりの人口の推移

２．産業構造

産業別事業所数及び従業者数の推移を表 2-5 に、産業別事業所数及び産業別従業者数の割合推移図 2-6 及び図 2-7 に示します。

サービス業などの第三次産業が多くを占めています。しかし、各産業ともに全体としては事業所数・従業者数が減少傾向にあります。一方、小谷村では令和 3 年度に第一次産業が増加しています。これは個人の農家が農業法人化したことが要因と考えられます。

表 2-5　産業別事業所数及び従業者数の推移

		第一次産業		第二次産業		第三次産業	
		事業所数	従業者数（人）	事業所数	従業者数（人）	事業所数	従業者数（人）
関係3市村	H24	30	598	487	4,871	2,572	15,353
	H28	30	537	468	4,852	2,483	13,815
	R3	29	526	358	4,370	2,163	11,953
大町市	H24	25	540	345	4,007	1,256	8,163
	H28	23	457	332	3,911	1,209	7,895
	R3	19	428	238	3,545	960	6,574
白馬村	H24	5	58	99	504	1,036	5,463
	H28	7	80	94	598	1,016	4,723
	R3	7	69	81	499	949	4,435
小谷村	H24	0	0	43	360	280	1,727
	H28	0	0	42	343	258	1,197
	R3	3	29	39	326	254	944

出典：経済センサス - 基礎調査、経済センサス - 活動調査（いずれも公務を除く）

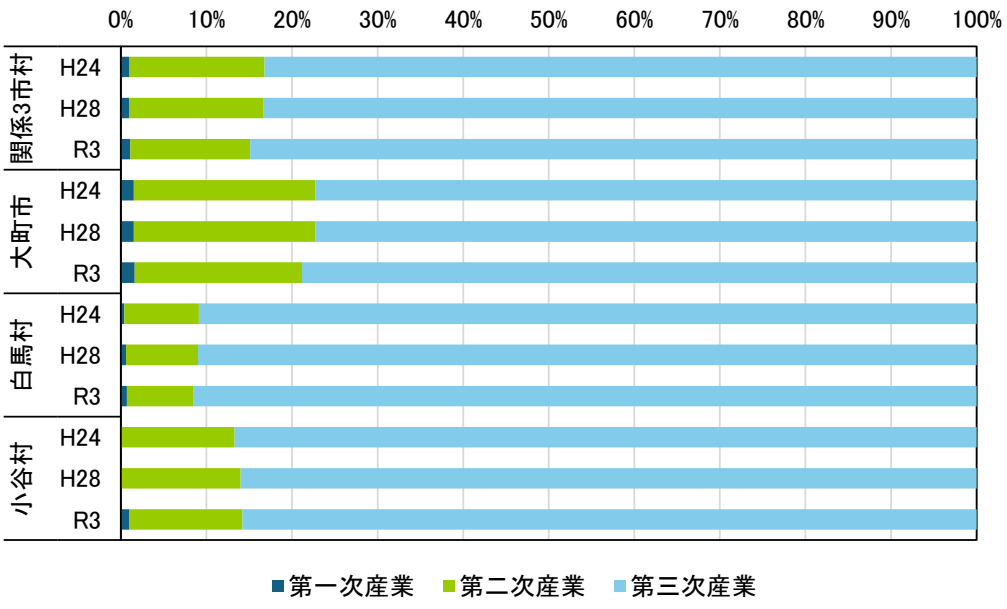


図 2-6　産業別事業所数の割合推移

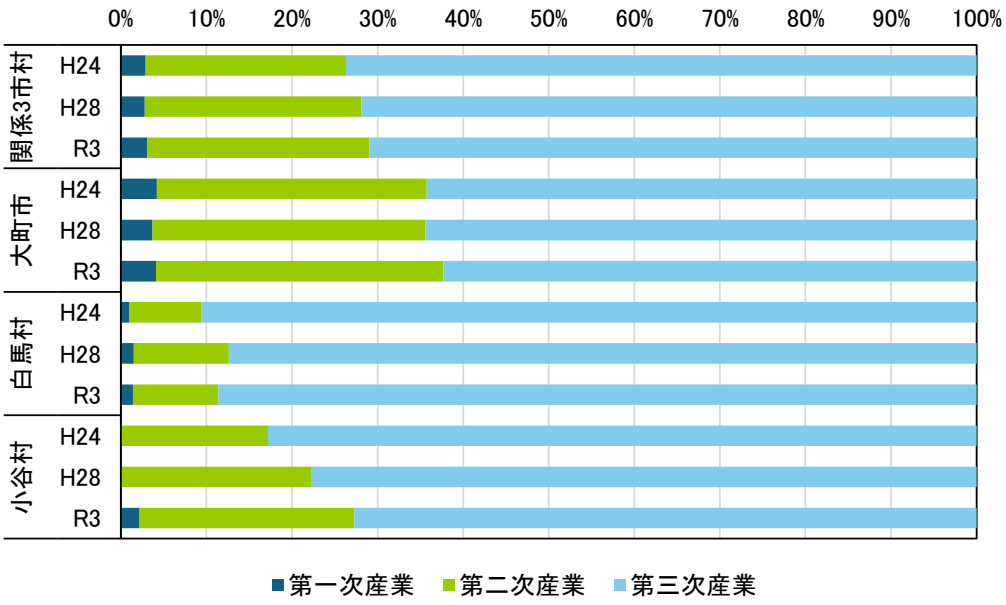


図 2-7　産業別従業者数の割合推移

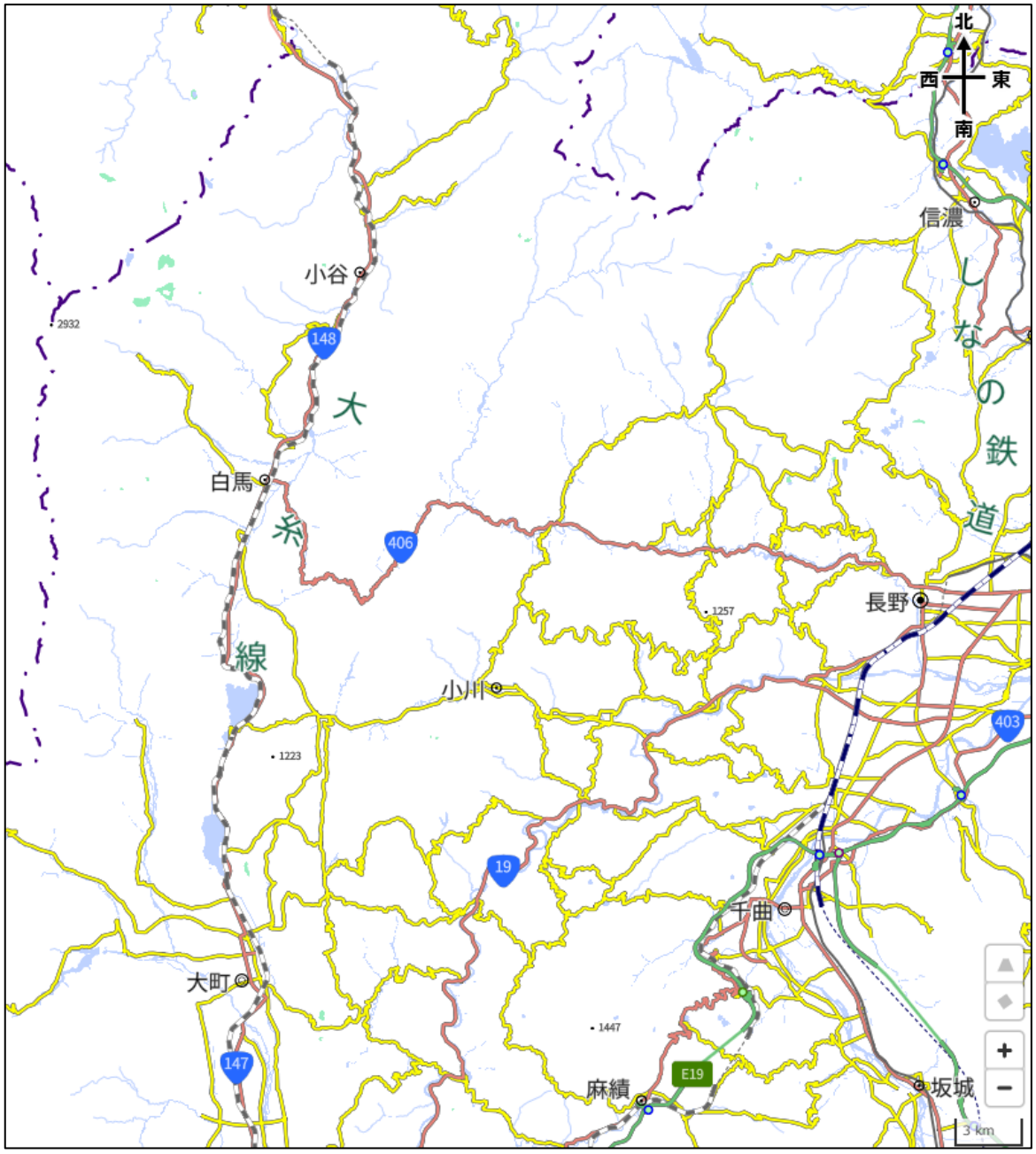
３．主要な交通

主要な交通を図 2-8 に示します。

大町市は、幹線道路として国道 147 号、国道 148 号が走っており、松本市と新潟県糸魚川方面を結ぶＪＲ大糸線が市内を南北方向に通過しています。

白馬村は、幹線道路として国道 148 号が走っており、大町市方面に通じています。また、大町市と同様にＪＲ大糸線が南北を通過しています。

小谷村は、姫川に沿う形でＪＲ大糸線と国道 148 号が走り、村の経済と社会の動脈となっていますが、姫川及び支流の中谷川、土谷川等に沿って点在する 54 の集落へ通じる生活道路は、その地形から櫛形の交通網形態をとらざるを得ず、行政効率が非常に悪くなっています。



資料：地理院地図 Vector

図 2-8　主要な交通

４．土地利用の状況

土地利用面積を表 2-6 及び図 2-9 に示します。

関係 3 市村全体では、面積の約 32%の 326km^2 が山林で覆われており、宅地の面積は約 2%の 17km^2 となっています。大町市は山林が市の約 30%、白馬村では村の約 18%、小谷村では約 47%を占めています。

表 2-6　土地利用面積

（単位：km2）

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	その他	総数
関係3市村	33.877	7.723	16.804	12.465	326.267	49.177	576.109	1,022.422
大町市	22.845	4.281	10.989	10.600	166.443	2.673	347.320	565.151
白馬村	7.466	2.074	4.760	0.000	34.706	22.803	117.551	189.360
小谷村	3.566	1.368	1.055	1.865	125.118	23.701	111.238	267.911

資料：令和3年（2021年）長野県統計書（令和4年1月1日現在）

※白馬村、小谷村は協会未定の部分あり

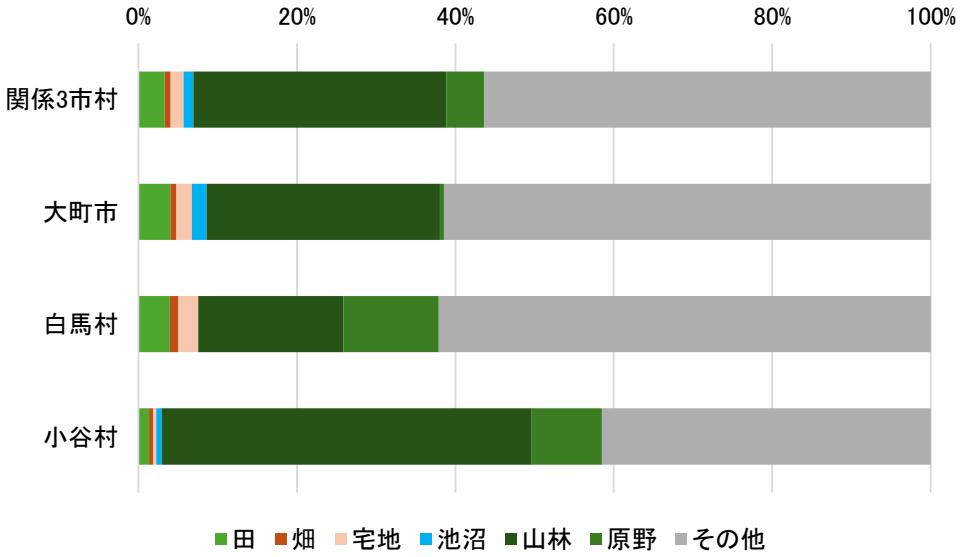


図 2-9　土地利用面積

５．地域の将来計画

１）大町市第５次総合計画

大町市では、平成29年度から10年間のまちづくりの基本的な指針となる「大町市第５次総合計画」を策定し、基本理念を「郷土や文化に誇りを持ち　心から地域を愛するひとを育てる」とし、目指すまちの将来像を「未来が育む　人が輝く　信濃おおまち」の実現をめざし、前期計画期間（平成29年度から5年間）において、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

後期基本計画（令和4年度から5年間）では、前期基本計画の評価結果を的確に検証するとともに、新たな計画や戦略との整合性を図りながら、重点施策として、「安定した雇用の場の確保と新規起業を支援する」「大町らしさを活かして新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「安心安全な暮らしと時代に合った地域をつくる」「豊かな自然を守り、持続可能な地域社会を目指す」の5つを示しています。

ごみ処理基本計画に関連する施策としては、「豊かな自然を守り、持続可能な地域社会を目指す」において、「廃棄物の適正処理の推進」「ごみの減量化と資源化の推進」「協働による資源循環型社会のまちづくり」「不法投棄対策の推進」「廃棄物処理施設の適正管理」「環境に配慮し行動する市民の気運醸成」を挙げています。

２）白馬村第５次総合計画

白馬村では、平成28年度から10年間の村づくりの基本的な指針となる「白馬村第５次総合計画」を策定し、基本理念を「白馬の豊かさとは何か　-多様であることから交流し学び合い成長する村-」とし、基本理念を実現させる4つの基本目標を「安心してみんなが暮らせる村」「新しい仕事をつくりだす村」「一人ひとりが成長し活躍できる村」「魅力ある自然を守るむら」の実現を目指し、前期計画期間（平成28年度から5年間）において、各種施策を取り組んできました。

後期基本計画（令和3年度から5年間）では、前期計画で示した指標の見直しを行い、また、国際社会全体の開発目標であるＳＤＧｓの目指す17の目標の達成を意識した取り組みを通じて、村民一人ひとりが持続可能なまちづくりを意識し、目標達成に向けて進んでいける計画としています。いつまでもこの村に住むすべての人が、この恵まれた自然環境や「豊かさ」を感じるとともに、誇りをもって住み続けられる村づくりを目指しています。

ごみ処理基本計画に関連する施策としては、基本目標の「美しい景観を守り育む村づくり」において、「不法投棄・野外焼却の防止」を挙げ、「魅力ある自然を守るむら」においては、「ごみの地区集積場の充実」「焼却ごみの削減と分別の徹底」を挙げています。

３）小谷村第６次総合計画

小谷村では令和3年4月1日に「小谷村第６次総合計画」を策定しました。第５次総合計画（後期計画）を検証し、新たに持続可能な開発目標「ＳＤＧｓ」の理念を踏まえた地方創生の推進を位置づけ、10年間、10年後を見据え、時代に則した計画です。

また、「豊かな自然　力をあわせ　元気に暮らす小谷村」をキャッチフレーズとし、基本目標を5つ掲げ、基本目標1「活力ある持続可能な村づくり」を地方創生（総合戦略）事業とし、基本目標2～5については基礎的事業に位置づけて、各施策を取り組んでいくこととしています。

ごみ処理基本計画に関連する施策としては、基本目標の「皆が住み続けたい安心安全な村づくり」において、「可燃ごみの減量化」と「不法投棄の監視体制強化」を挙げています。

第３章　ごみ処理基本計画

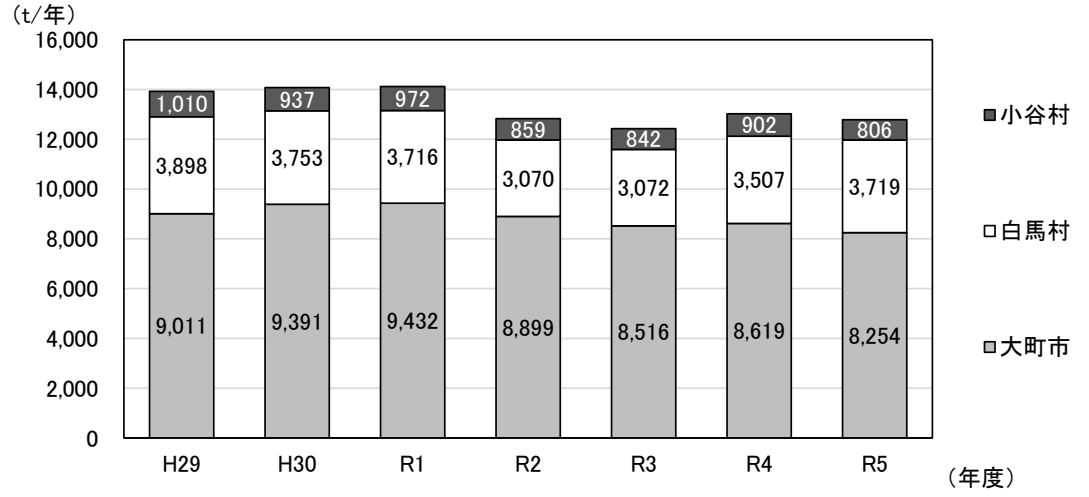
第１節 ごみ処理の現状

１．ごみ排出量の実績

１）ごみ排出量の推移

関係3市村全体の過去7年間のごみ排出量の推移を図3-1及び表3-2に示します。

ごみ排出量は、新型コロナ感染症の影響により令和元年度から令和3年度にかけて減少傾向を示し、その後変動しています。



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果、北アルプス広域連合資料（以下、同様）

図 3-1　ごみ排出量の推移

２）種類別ごみ排出量の推移

関係3市村の種類別のごみ排出量の推移を図3-2に示します。

可燃ごみ、資源物・その他・集団回収は、新型コロナ感染症の影響により令和元年度から令和3年度にかけて減少傾向を示し、その後変動しています。

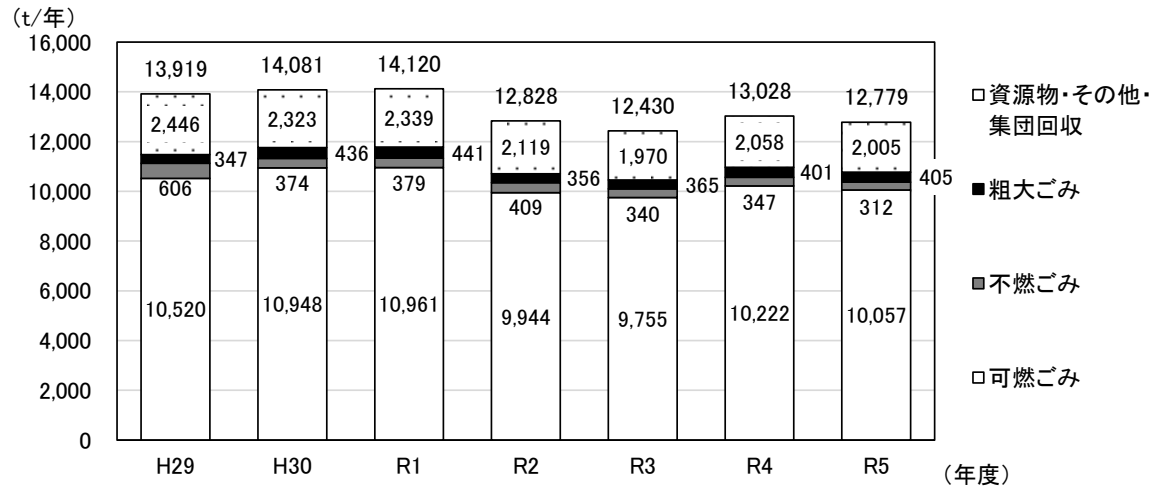


図 3-2　種類別ごみ排出量の推移

３）資源化量の推移

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物は中間処理を行い、資源化しています。関係3市村の過去7年間の資源化量の推移及び資源化量の内訳をそれぞれ図3-3及び表3-1に示します。資源化量は減少しており、特に紙類の減少が顕著です。これは、電子書籍の普及や店頭回収等により減少していると考えられます。

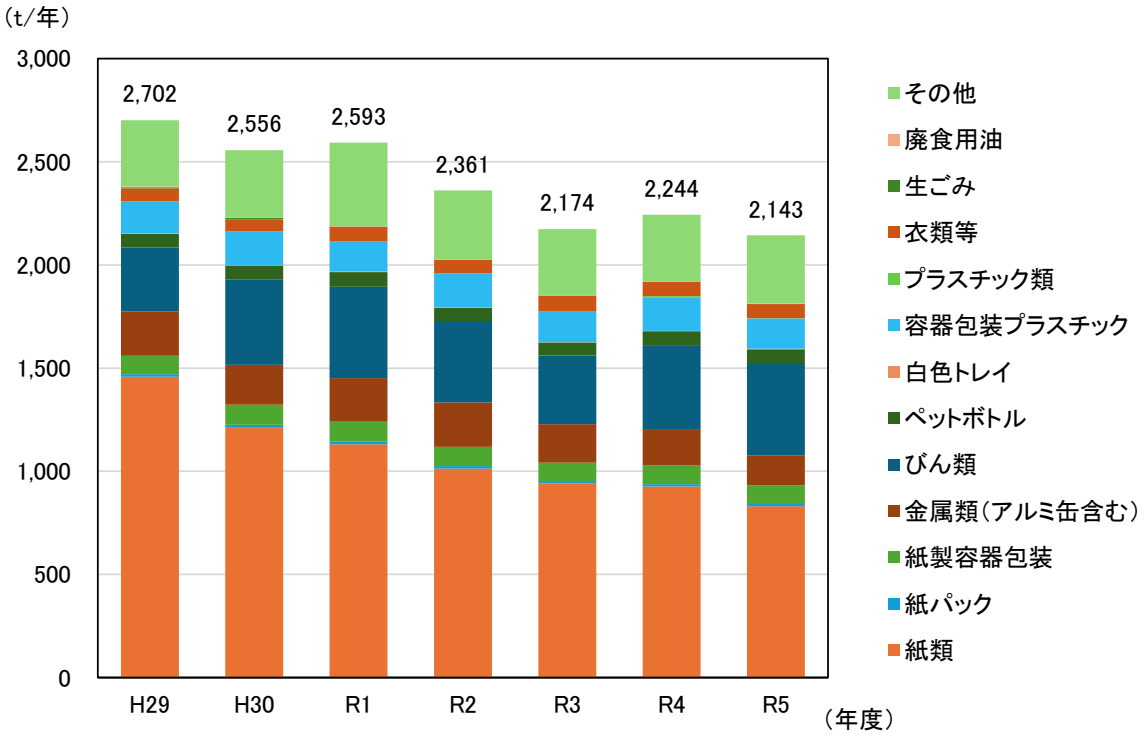


図 3-3　資源化量の推移

表 3-1　資源化量の内訳（t/年）

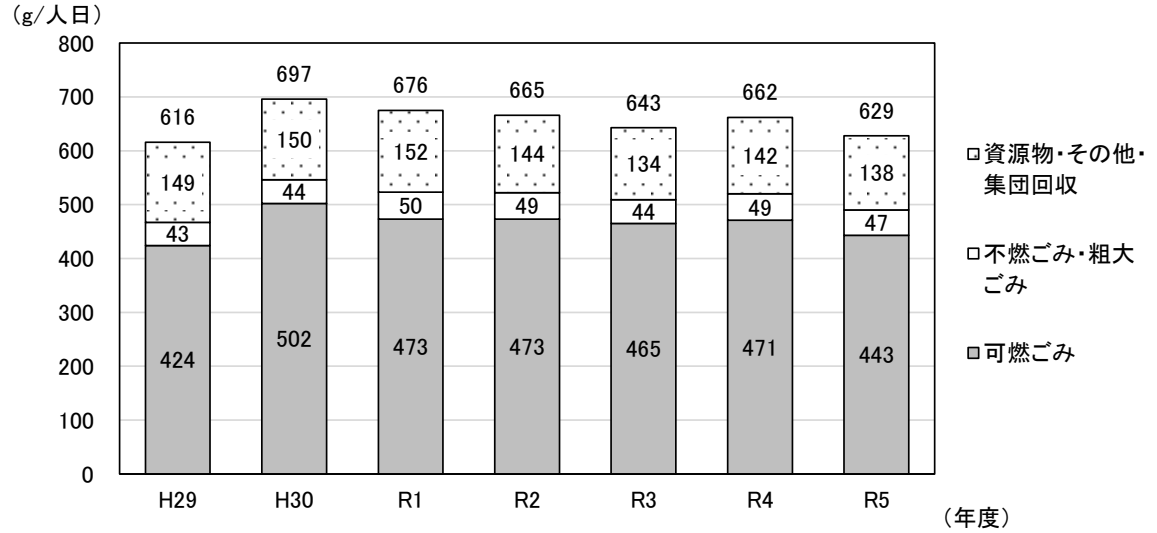
項目		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
資源回収(集団回収含む)		2,702	2,556	2,593	2,361	2,174	2,244	2,143
	紙類	1,459	1,215	1,131	1,013	942	927	831
	紙パック	11	11	12	12	10	11	10
	紙製容器包装	90	96	97	93	90	90	91
	金属類(アルミ缶含む)	215	194	212	216	186	173	145
	びん類	310	412	442	395	333	407	443
	ペットボトル	66	69	72	63	63	71	71
	白色トレイ	2	3	2	2	2	2	3
	容器包装プラスチック	155	163	145	166	150	162	147
	プラスチック類	0	0	0	0	0	6	1
	衣類等	63	57	73	66	76	69	69
	生ごみ	6	8	0	0	0	0	0
	廃食用油	4	2	1	1	2	3	2
	その他	321	326	406	334	320	323	330

※プラスチック類はモデル地区での収集のみ

４）１人１日当たりの生活系ごみの推移

関係3市村の過去7年間の1人1日当たりの生活系ごみの推移を図3-4に示します。

関係3市村全体では、1人1日当たりの生活系ごみは、平成29年度から平成30年度にかけて増加し、令和元年度から令和3年度にかけて減少しました。令和4年度以降は増減を繰り返しています。



※端数処理により内訳と合計は一致しないことがある。（以下同様）

図 3-4　関係 3 市村 1 人 1 日当たりの生活系ごみの推移

大町市の過去7年間の1人1日当たりの生活系ごみの推移を図3-5に示します。

大町市では、1人1日当たりの生活系ごみは、平成29年度から令和元年度にかけて増加し、令和2年度は横ばいとなり、令和3年度に減少に転じました。令和4年度以降は増減を繰り返しています。

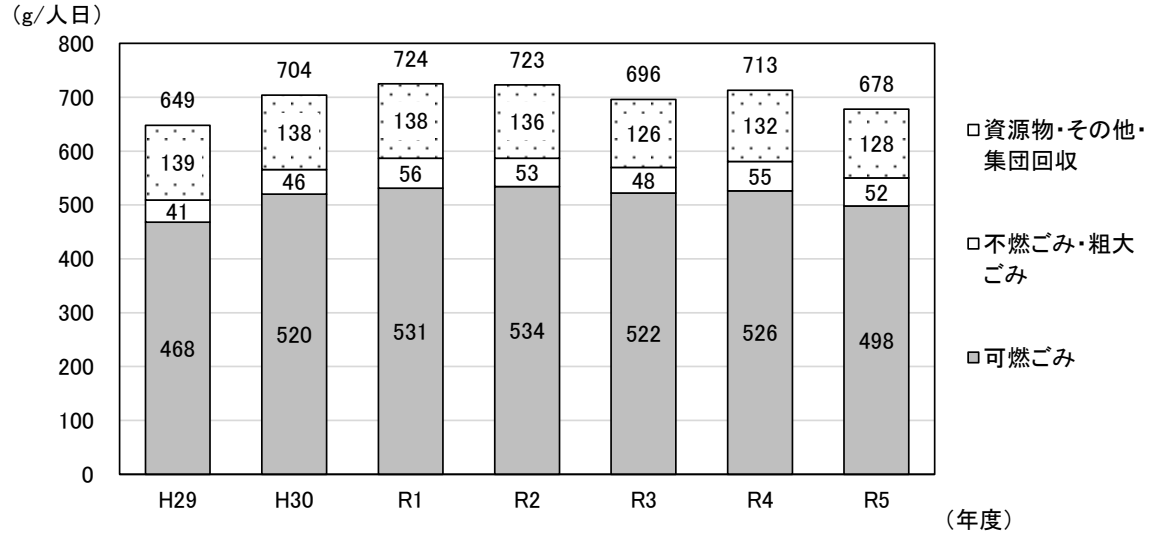


図 3-5　大町市 1 人 1 日当たりの生活系ごみの推移

白馬村の過去7年間の1人1日当たりの生活系ごみの推移を図3-6に示します。

白馬村では、1人1日当たりの生活系ごみは、平成30年度に増加しましたが、令和元年度から令和3年度にかけて減少しました。令和4年度以降は増減を繰り返しています。

なお、平成30年度は、生活系の直接搬入可燃ごみに事業系の直接搬入ごみが含まれていました。これは、平成30年7月までは事業系指定袋がなく、事業系ごみが生活系ごみに混入したためと考えられます。平成30年8月からは、北アルプスエコパークの稼働に伴い、指定ごみ袋を統一し、生活系ごみと事業系ごみを区分しています。

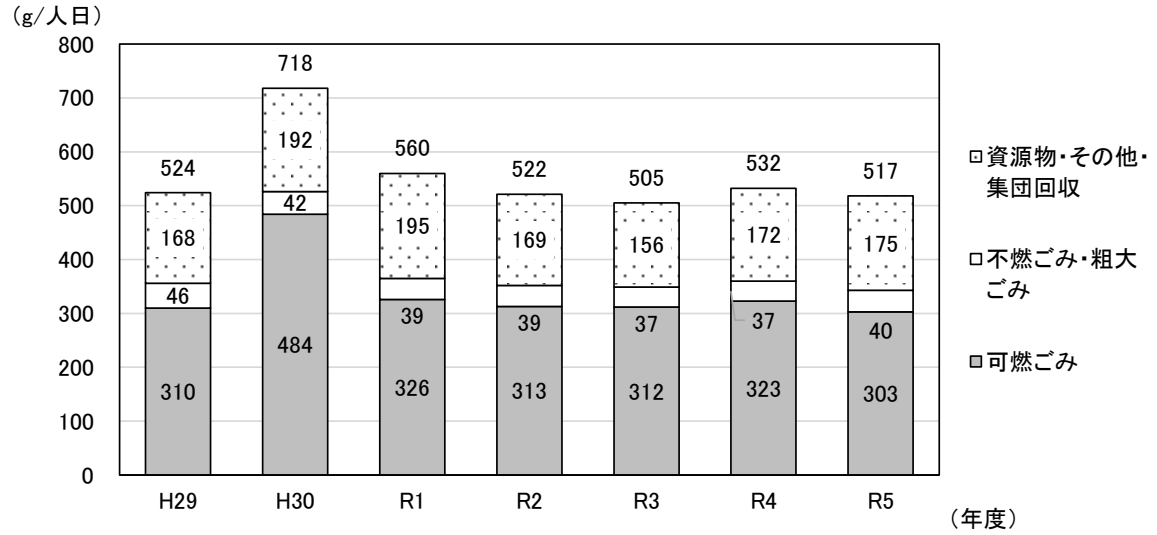


図 3-6　白馬村１人１日当たりの生活系ごみの推移

小谷村の過去7年間の1人1日当たりの生活系ごみの推移を図3-7に示します。

小谷村では、1人1日当たりの生活系ごみは、平成29年度から平成30年度にかけて減少し、令和元年度から令和4年度にかけて横ばい傾向となりました。令和5年度は過去7年間で最も減少しました。

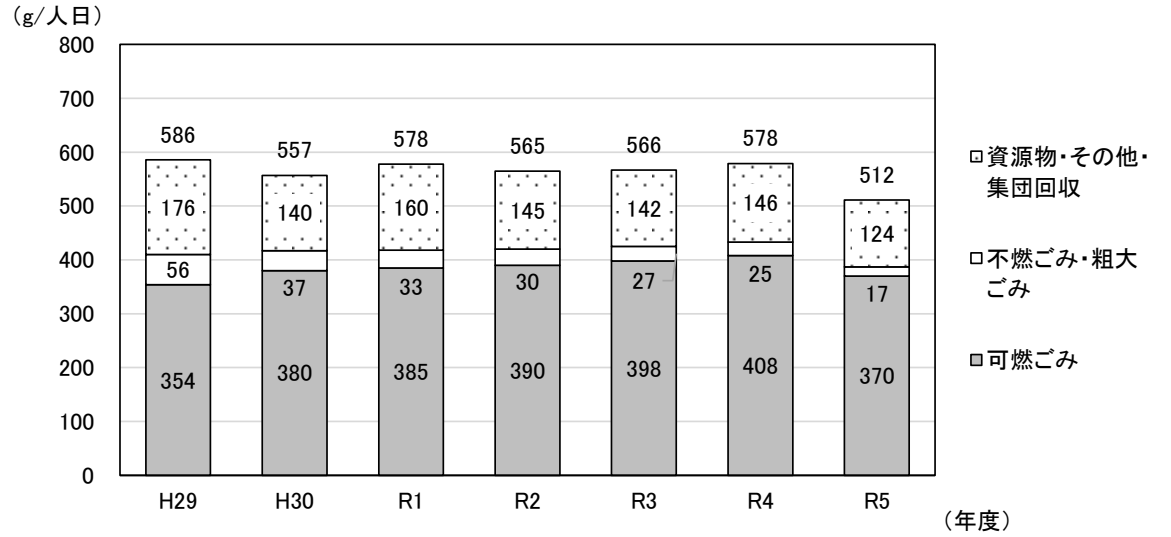


図 3-7　小谷村１人１日当たりの生活系ごみの推移

５）１日当たりの事業系ごみの推移

関係3市村の過去7年間の1日当たりの事業系ごみの推移を図3-8に示します。

関係3市村全体では、1日当たりの事業系ごみは平成29年度から令和2年度にかけて増減を繰り返していましたが、令和3年度以降は増加傾向で推移しています。

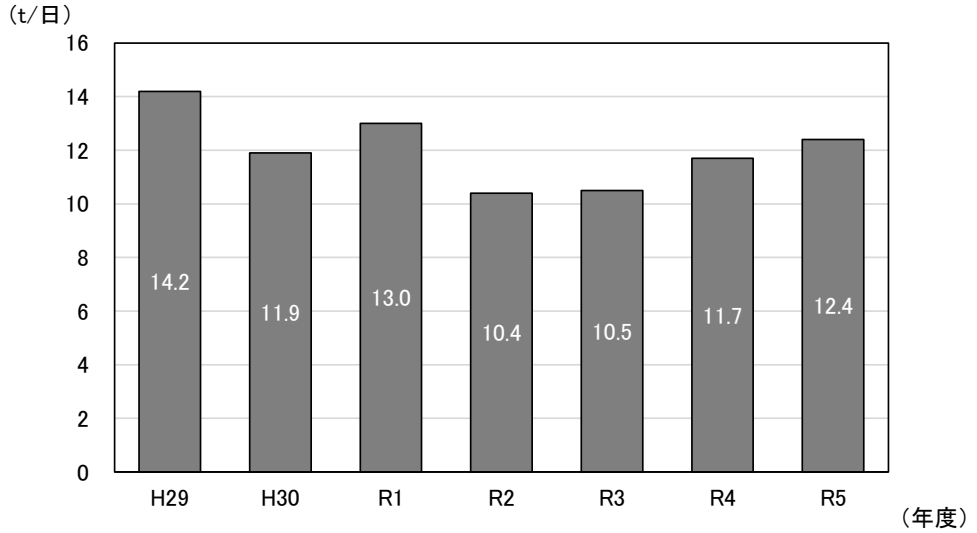


図 3-8　関係 3 市村の事業系ごみの推移

大町市の過去7年間の1日当たりの事業系ごみの推移を図3-9に示します。

大町市では、1日当たりの事業系ごみは平成29年度から令和2年度にかけて減少し、その後横ばいで推移しています。

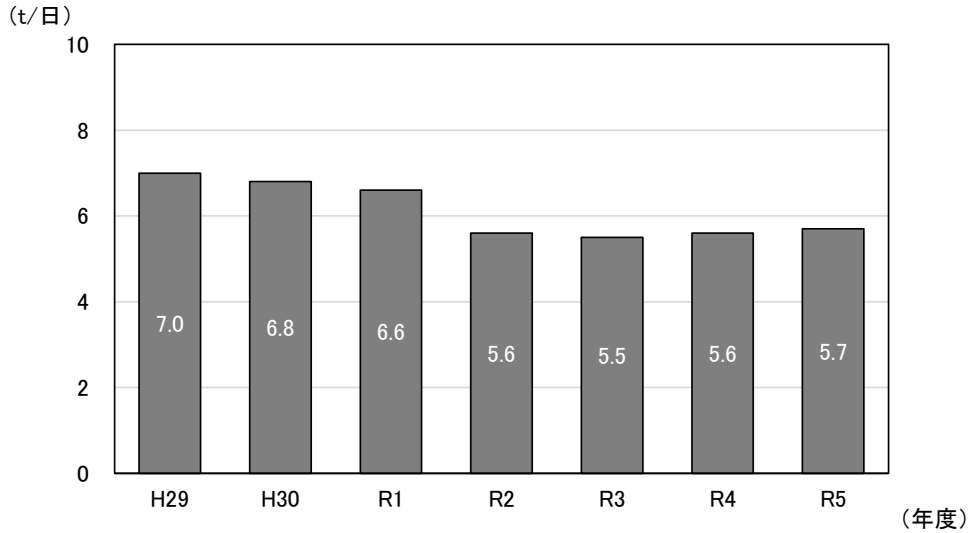


図 3-9　大町市の事業系ごみの推移

白馬村の過去7年間の1日当たりの事業系ごみの推移を図3-10に示します。

白馬村では、1日当たりの事業系ごみは平成29年度から令和2年度にかけて増減を繰り返していましたが、令和3年度以降は増加傾向で推移しています。

なお、平成30年度は、生活系の直接搬入ごみに事業系の直接搬入ごみが含まれていましたが、平成30年8月からは、北アルプスエコパークの稼働に伴い、指定ごみ袋を統一し、生活系ごみと事業系ごみを区分しています。

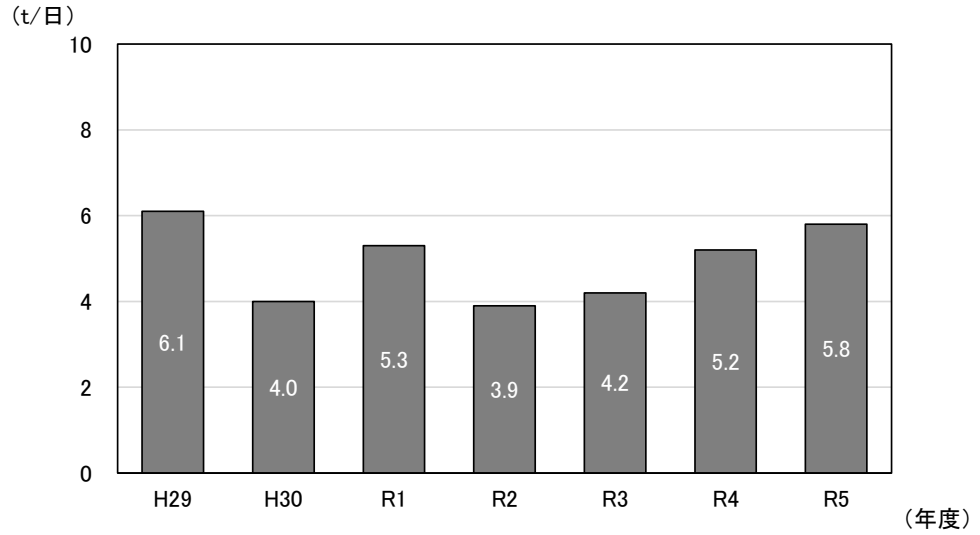


図 3-10　白馬村の事業系ごみの推移

小谷村の過去7年間の1日当たりの事業系ごみの推移を図3-11に示します。

小谷村では、1日当たりの事業系ごみは0.8t/日～1.1t/日で推移しています。

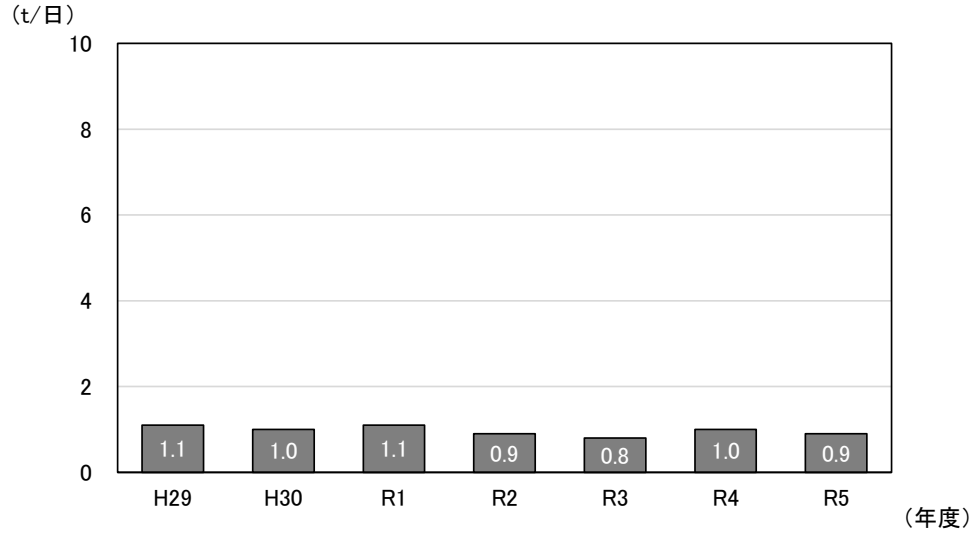


図 3-11　小谷村の事業系ごみの推移

表 3-2　排出量の推移（その 1）

市村＼年度		実績						
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口(人)	大町市	27,203	26,820	26,435	26,029	25,625	25,277	24,926
	白馬村	8,780	8,724	8,647	8,575	8,424	8,364	8,338
	小谷村	2,795	2,778	2,704	2,647	2,574	2,553	2,503
	本連合	38,778	38,322	37,786	37,251	36,623	36,194	35,767
排出量合計(t/年)	大町市	9,011	9,391	9,432	8,899	8,516	8,619	8,254
	生活系	6,441	6,892	7,003	6,868	6,507	6,579	6,182
	事業系	2,570	2,499	2,429	2,031	2,009	2,040	2,072
	白馬村	3,898	3,753	3,716	3,070	3,072	3,507	3,719
	生活系	1,680	2,286	1,771	1,633	1,554	1,625	1,579
	事業系	2,218	1,467	1,945	1,437	1,518	1,882	2,140
	小谷村	1,010	937	972	859	842	902	806
	生活系	598	565	572	546	532	539	469
	事業系	412	372	400	313	310	363	337
	本連合	13,919	14,081	14,120	12,828	12,430	13,028	12,779
可燃ごみ(t/年)	大町市	7,050	7,431	7,344	6,954	6,727	6,732	6,439
	生活系	4,651	5,094	5,134	5,071	4,879	4,854	4,541
	事業系	2,399	2,337	2,210	1,883	1,848	1,878	1,898
	白馬村	2,783	2,816	2,866	2,334	2,375	2,772	2,964
	生活系	994	1,542	1,032	980	959	985	925
	事業系	1,789	1,274	1,834	1,354	1,416	1,787	2,039
	小谷村	687	701	751	656	653	718	654
	生活系	361	385	381	377	374	380	339
	事業系	326	316	370	279	279	338	315
	本連合	10,520	10,948	10,961	9,944	9,755	10,222	10,057
不燃ごみ(t/年) (瀬戸物･ガラスくず･埋立ごみ)	大町市	285	263	277	301	248	254	216
	生活系	285	263	277	301	248	254	216
	事業系	0	0	0	0	0	0	0
	白馬村	269	92	80	91	78	78	83
	生活系	93	70	80	91	78	78	83
	事業系	176	22	0	0	0	0	0
	小谷村	52	19	22	17	14	15	13
	生活系	29	13	22	17	14	15	13
	事業系	23	6	0	0	0	0	0
	本連合	606	374	379	409	340	347	312
粗大ごみ(t/年)	大町市	120	186	260	207	202	253	260
	生活系	120	186	260	207	202	253	260
	事業系	0	0	0	0	0	0	0
	白馬村	181	209	145	108	127	121	126
	生活系	54	63	43	32	37	36	38
	事業系	127	146	102	76	90	85	88
	小谷村	46	41	36	41	36	27	19
	生活系	28	25	11	12	11	8	3
	事業系	18	16	25	29	25	19	16
	本連合	347	436	441	356	365	401	405

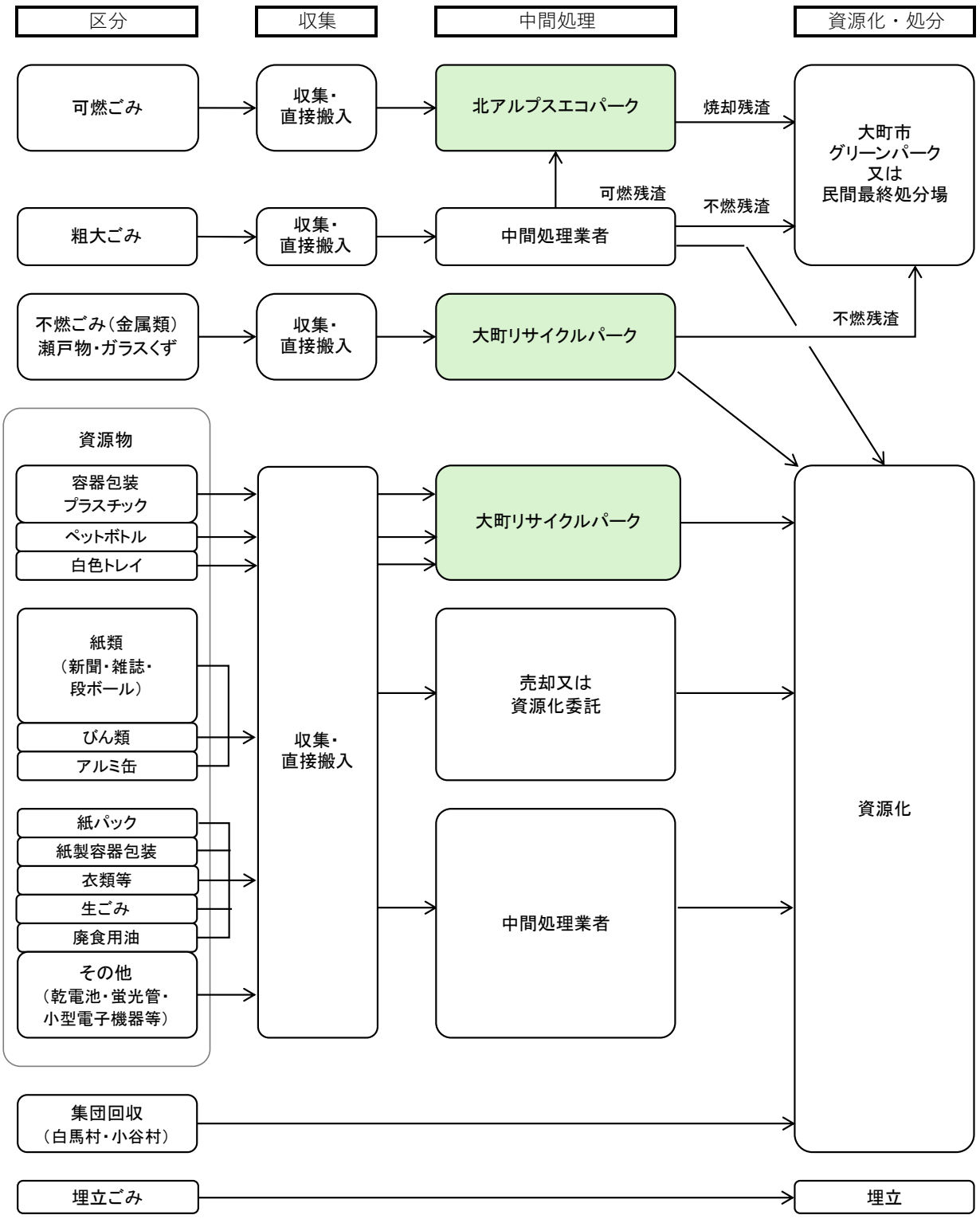
表 3-2　排出量の推移（その 2）

市村＼年度		実績						
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
資源物・その他・集団回収(t/年)	大町市	1,556	1,511	1,551	1,437	1,339	1,380	1,339
	生活系	1,385	1,349	1,332	1,289	1,178	1,218	1,165
	事業系	171	162	219	148	161	162	174
	白馬村	665	636	625	537	492	536	546
	生活系	539	611	616	530	480	526	533
	事業系	126	25	9	7	12	10	13
	小谷村	225	176	163	145	139	142	120
	生活系	180	142	158	140	133	136	114
	事業系	45	34	5	5	6	6	6
	本連合	2,446	2,323	2,339	2,119	1,970	2,058	2,005
1人1日当たり(g/人日) 排出量	大町市	908	959	975	937	910	934	905
	白馬村	1,216	1,179	1,174	981	999	1,149	1,219
	小谷村	990	924	982	889	896	968	880
	本連合	983	1,007	1,021	943	930	986	976
1人1日当たり(g/人日) 生活系ごみ	大町市	649	704	724	723	696	713	678
	白馬村	524	718	560	522	505	532	517
	小谷村	586	557	578	565	566	578	512
	本連合	616	697	676	665	643	662	629
1人1日当たり(g/人日) 生活系可燃ごみ	大町市	468	520	531	534	522	526	498
	白馬村	310	484	326	313	312	323	303
	小谷村	354	380	385	390	398	408	370
	本連合	424	502	473	473	465	471	443
1人1日当たり(g/人日) 生活系不燃・粗大ごみ	大町市	41	46	56	53	48	55	52
	白馬村	46	42	39	39	37	37	40
	小谷村	56	37	33	30	27	25	17
	本連合	43	44	50	49	44	49	47
1人1日当たり(g/人日) 生活系資源物・その他・集団回収	大町市	139	138	138	136	126	132	128
	白馬村	168	192	195	169	156	172	175
	小谷村	176	140	160	145	142	146	124
	本連合	149	150	152	144	134	142	138
1人1日当たり(g/人日) 生活系ごみ（資源物等除く）	大町市	509	566	586	587	570	581	550
	白馬村	356	526	365	352	349	360	343
	小谷村	410	417	418	420	425	432	388
	本連合	467	546	524	521	509	519	490
1日当たり(t/日) 事業系ごみ	大町市	7.0	6.8	6.6	5.6	5.5	5.6	5.7
	白馬村	6.1	4.0	5.3	3.9	4.2	5.2	5.8
	小谷村	1.1	1.0	1.1	0.9	0.8	1.0	0.9
	本連合	14.2	11.9	13.0	10.4	10.5	11.7	12.4

※端数処理により内訳と合計は一致しないことがある。

２．ごみ処理のながれ

ごみ処理フローを図 3-12 に示します。



※不燃ごみ（金属類）のうち、拠点回収分の選別後の可燃残渣は北アルプスエコパークに搬入し、処理している。

図 3-12　ごみ処理フロー

３．収集運搬の現状

関係 3 市村の分別区分、収集頻度を表 3-3～表 3-5 に示します。

表 3-3　大町市の分別区分

ごみの種類		品目	頻度	集積場所・持ち込み先
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、木くず、プラスチック製品、皮・ゴム製品	毎週2回	集積所 直接搬入 北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク
不燃ごみ（金属類）		スチール缶、金属類、アルミ缶を除くアルミ製品、小型家庭用電化製品	毎週1回	
資源物	新聞	新聞、チラシ	毎月1回	資源物集積所 市役所 直接搬入 北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク
	雑誌	雑誌		
	段ボール	段ボール		
	紙製容器包装	紙袋類、包装紙類、紙箱類		
	紙パック	紙パックのマークのあるもの		
	びん類	無色（透明）、茶色、その他の色		
	アルミ缶	アルミ缶		
	プラスチック製容器包装	包装用袋・外装、カップ容器、色付トレイ類、ボトル類・キャップ	毎月2回	
	白色トレイ	発泡スチロール製トレイ		
	ペットボトル	ペット1のマークのあるもの	毎月1回	
	乾電池	乾電池、ボタン型電池、小型蓄電池		
	小型電子機器等	電気や電池を使う一般家庭用製品全般	指定日（直接搬入）	市役所、八坂・美麻支所、公民館、情報センター 北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク
	衣類等	衣類全般、タオル類、毛布、カバン・バック、靴、ぬいぐるみ、カーテン、帽子など		八坂・美麻支所 北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク
	蛍光管等	蛍光管及び水銀を含んだ体温計等（割れている場合は瀬戸物ガラスくず）		北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク
	廃食用油	家庭で使用した廃食用油		市役所 北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク
瀬戸物、ガラスくず		陶器、ガラス類、電球類	毎月1回	集積所 直接搬入 北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク
埋め立てごみ		焼却灰、ブロック片	指定日（直接搬入）	大町市グリーンパーク
粗大ごみ		布団・毛布・カーペット類、家具類、草・枝木等、プラスチック製品、自転車、反射式ストーブ、ガスレンジ、マットレス、スキー類、スチール机、チャイルドシート、ステレオ、バイク、電気カーペット、古タイヤ	指定日	可燃：指定場所、北アルプスエコパーク
				その他：指定場所
			市許可業者	

出典：大町市ごみ・資源物の分け方出し方

表 3-4　白馬村の分別区分

ごみの種類		品目	頻度	集積場所・ 持ち込み先
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、木くず、プラスチック製品、皮・ゴム製品	毎週3回	集積所 直接搬入 白馬リサイクルセンター 北アルプスエコパーク
不燃ごみ（金属類）		スチール缶、金属類、アルミ缶を除くアルミ製品、小型家庭用電化製品	毎週1回	
資源物	新聞	新聞、チラシ	毎週1回	
	雑誌	雑誌		
	段ボール	段ボール		
	紙製容器包装	紙袋類、包装紙類、紙箱類		
	紙パック	紙パックのマークのあるもの		
	びん類	無色（透明）、茶色、その他の色		
	アルミ缶	アルミ缶		
	プラスチック製容器包装	包装用袋・外装、カップ容器、色付トレイ類、ボトル類・キャップ		
	白色トレイ	発泡スチロール製トレイ		
	ペットボトル	ペット1のマークのあるもの		
	小型電子機器等	電気や電池を使う一般家庭用製品全般	指定日 （直接搬入）	白馬リサイクルセンター 北アルプスエコパーク 松川端（有料）
	衣類等	衣類全般、タオル類、毛布、カバン・バック、靴、ぬいぐるみ、カーテン、帽子など	毎週1回 指定日	集積所 白馬リサイクルセンター 北アルプスエコパーク
	有害ごみ	乾電池、ボタン型電池、小型蓄電池 蛍光管及び水銀を含んだ体温計等（割れている場合は瀬戸物ガラスくず）		集積所 直接搬入 松川端粗大ごみ・リサイクル物集積場 白馬リサイクルセンター 北アルプスエコパーク
	廃食用油	家庭で使用した廃食用油	指定日	直接搬入 白馬リサイクルセンター 北アルプスエコパーク
瀬戸物、ガラスくず		陶器、ガラス類、電球類	毎週1回	集積所
粗大ごみ		布団・毛布・カーペット類、家具類、草・枝木等、プラスチック製品、自転車、反射式ストーブ、ガスレンジ、マットレス、スキー類、スチール机、チャイルドシート、ステレオ、バイク、電気カーペット、古タイヤ	指定日 （直接搬入）	松川端（有料） 可燃のみ：北アルプスエコパーク

出典：白馬村ごみ・資源物回収カレンダー

表 3-5　小谷村の分別区分

ごみの種類		品目	頻度	集積場所・持ち込み先
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、木くず、プラスチック製品、皮・ゴム製品	毎週2回	集積所 直接搬入 白馬リサイクルセンター 北アルプスエコパーク
不燃ごみ（金属類）		スチール缶、金属類、アルミ缶を除くアルミ製品、小型家庭用電化製品	毎週1回	
資源物	新聞	新聞、チラシ	毎月1回	集積所 直接搬入 千国崎倉庫 白馬リサイクルセンター 北アルプスエコパーク
	雑誌	雑誌		
	段ボール	段ボール		
	紙製容器包装	紙袋類、包装紙類、紙箱類		
	紙パック	紙パックのマークのあるもの		
	びん類	無色（透明）、茶色、その他の色		
	アルミ缶	アルミ缶		
	プラスチック製容器包装	包装用袋・外装、カップ容器、色付トレイ類、ボトル類・キャップ	毎月2回	
	白色トレイ	発泡スチロール製トレイ		
	ペットボトル	ペット1のマークのあるもの	毎月1回	
	乾電池	乾電池、ボタン型電池、小型蓄電池		
	衣類等	衣類全般、タオル類、毛布、カバン・バック、靴、ぬいぐるみ、カーテン、帽子など	指定日	
	蛍光管等	蛍光管及び水銀を含んだ体温計等（割れている場合は瀬戸物ガラスくず）	指定日	直接搬入 千国崎倉庫 白馬リサイクルセンター 北アルプスエコパーク
	廃食用油	家庭で使用した廃食用油		
瀬戸物、ガラスくず		陶器、ガラス類、電球類		
粗大ごみ		布団・毛布・カーペット類、家具類、草・枝木等、プラスチック製品、自転車、反射式ストーブ、ガスレンジ、マットレス、スキー類、スチール机、チャイルドシート、ステレオ、バイク、電気カーペット、古タイヤ	指定日	指定場所 千国崎倉庫

出典：小谷村ごみ・資源物回収カレンダー

関係 3 市村では、可燃ごみ及び不燃ごみ（金属類）において、排出量に応じた処理手数料を支払う有料化制度を導入しています。

指定袋と大きさ、収集運搬体制（総台数）を表 3-6、表 3-7 に示します。

表 3-6　指定袋と大きさ

	排出方法	大きさ
可燃ごみ	指定袋	大：45L 中：30L 小：20L
不燃ごみ （金属類）	指定袋	大：45L 中：30L 小：20L
事業系燃えるごみ	指定袋	45L

表 3-7　収集運搬体制（総台数）

	大町市	白馬村	小谷村
直営（台）	0	0	0
委託（台）	21	85	92
許可（台）	280	142	142

出典:環境省　一般廃棄物処理実態調査結果

中間処理施設の概要、最終処分場の概要を表 3-8～表 3-11 に示します。

表 3-8　北アルプス広域連合　中間処理施設の概要

名 称	北アルプスエコパーク	
所 在 地	長野県大町市平4608番地2	
処理能力	焼却施設	マテリアルリサイクル推進施設
	40t/日(20t/日×2炉)	489㎡
処理方式	ストーカ式焼却炉	保管
稼動開始	平成30年8月1日	

出典:大北地域循環型社会形成推進地域計画

表 3-9　北アルプス広域連合　中間処理施設の概要

名 称	大町リサイクルパーク
所 在 地	長野県大町市社8389番地
処理能力	マテリアルリサイクル推進施設
	面積　　：973.81㎡ ペットボトル：0.5ｔ/5時間 その他プラ　：2.5ｔ/5時間
稼動開始	平成12年4月

出典:大北地域循環型社会形成推進地域計画

表 3-10　北アルプス広域連合　中間処理施設の概要

名 称	白馬リサイクルセンター
所 在 地	長野県北安曇郡白馬村大字北城 9305 番地 14
処理能力	1,047.48 ㎡
処理方式	保管
稼動開始	令和 3 年 4 月

出典:大北地域循環型社会形成推進地域計画

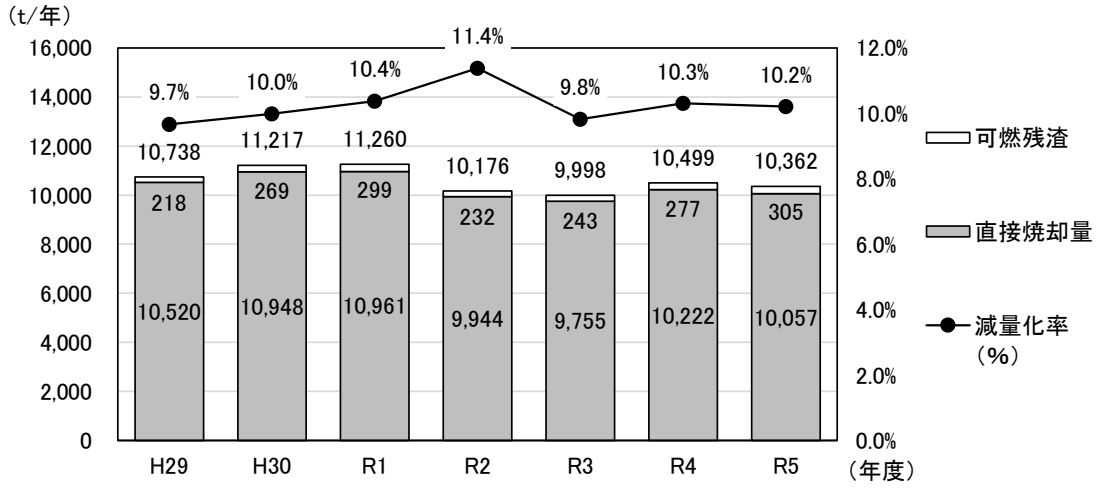
表 3-11　大町市　最終処分場の概要

名 称	大町市グリーンパーク
所 在 地	長野県大町市大町7862番地2
計画容量	50,500㎥
埋立方式	セル方式
埋立対象	焼却残渣（主灰)、焼却残渣（飛灰）破砕ごみ・処理残渣
稼働開始	平成9年4月

出典:大北地域循環型社会形成推進地域計画

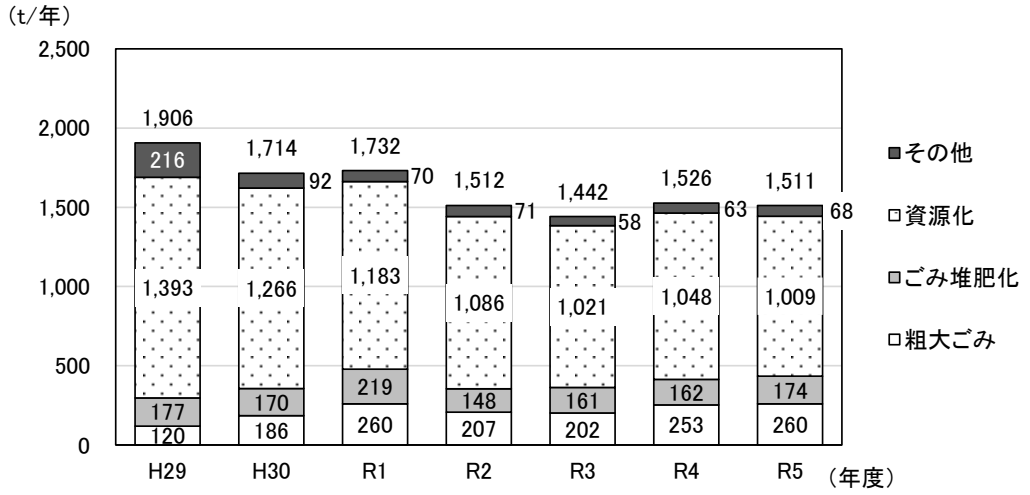
４．中間処理の現状

焼却処理量を図 3-13 に、焼却以外の中間処理量を図 3-14 に示します。



※減量化率＝焼却残渣量÷焼却処理量×100

図 3-13　焼却処理量



※粗大ごみ、ごみ堆肥化、資源化、その他はいずれも中間処理業者による処理量を含む。

図 3-14　焼却以外の中間処理量

資源化量と資源化率を図 3-15 及び表 3-12 に示します。

資源化率は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて横ばいで推移していましたが、令和 3 年度以降は減少傾向で推移しています。特に、紙類は平成 29 年度以降減少しており、金属類やびん類は令和 3 年度に減少しています。紙類は、電子書籍の普及や店頭回収等により減少し、金属類やびん類は、新型コロナ感染症等の影響より減少したと考えられます。

関係 3 市村では、資源物の収集のほかに、焼却ごみ減量の一環として、生ごみ処理についての補助制度を設け、各家庭への生ごみ処理機・生ごみ堆肥化資材の購入を推進しています。大町市では、小中学校・保育園等の給食生ごみの堆肥化（一次処理）を業者に委託し、焼却ごみの減量に努めています。

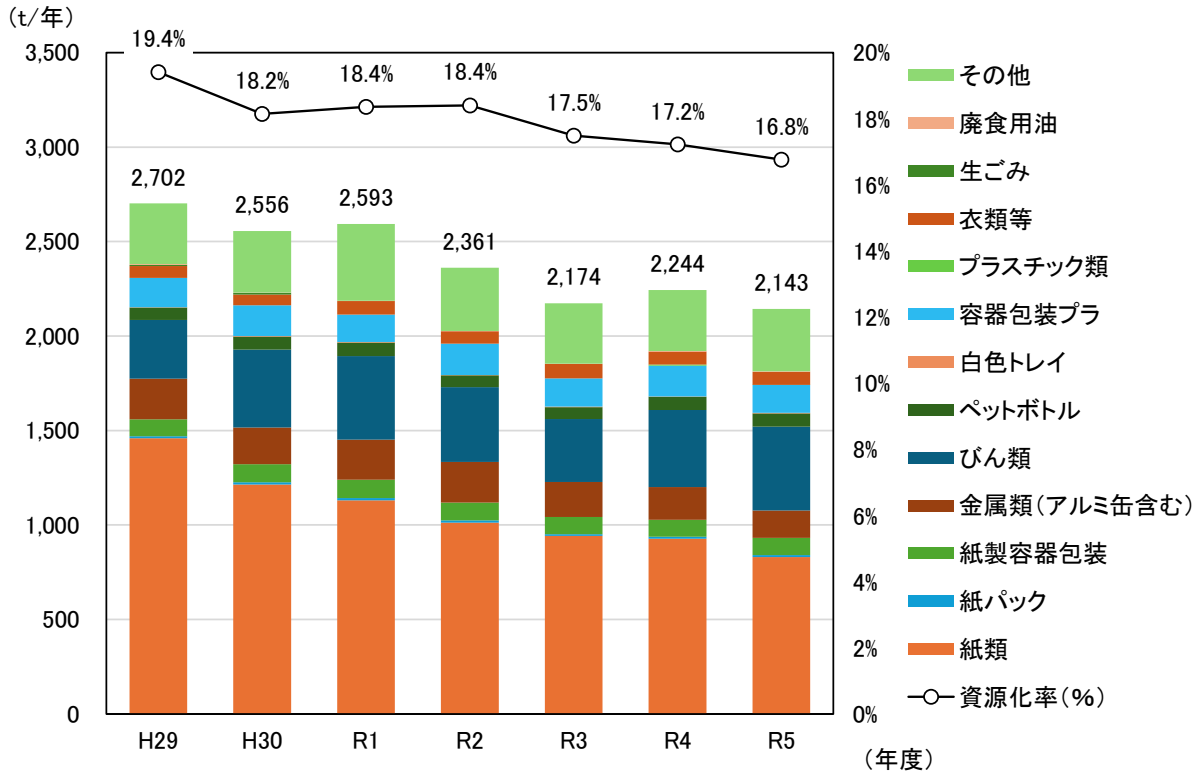


図 3-15　資源化量と資源化率

表 3-12　資源化量と資源化率

（単位：t/年）

項目		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
資源回収（集団回収含む）		2,702	2,556	2,593	2,361	2,174	2,244	2,143
	紙類	1,459	1,215	1,131	1,013	942	927	831
	紙パック	11	11	12	12	10	11	10
	紙製容器包装	90	96	97	93	90	90	91
	金属類（アルミ缶含む）	215	194	212	216	186	173	145
	びん類	310	412	442	395	333	407	443
	ペットボトル	66	69	72	63	63	71	71
	白色トレイ	2	3	2	2	2	2	3
	容器包装プラスチック	155	163	145	166	150	162	147
	プラスチック類	0	0	0	0	0	6	1
	衣類等	63	57	73	66	76	69	69
	生ごみ	6	8	0	0	0	0	0
	廃食用油	4	2	1	1	2	3	2
	その他	321	326	406	334	320	323	330
ごみ総排出量		13,919	14,081	14,120	12,828	12,430	13,028	12,779
資源化率（%）		19.4%	18.2%	18.4%	18.4%	17.5%	17.2%	16.8%

※資源化率＝資源回収（集団回収含む）÷ごみ総排出量×100

５．最終処分の現状

最終処分量を図 3-16 に示します。

最終処分量は、令和 3 年度に減少しましたが、その後変動しています。

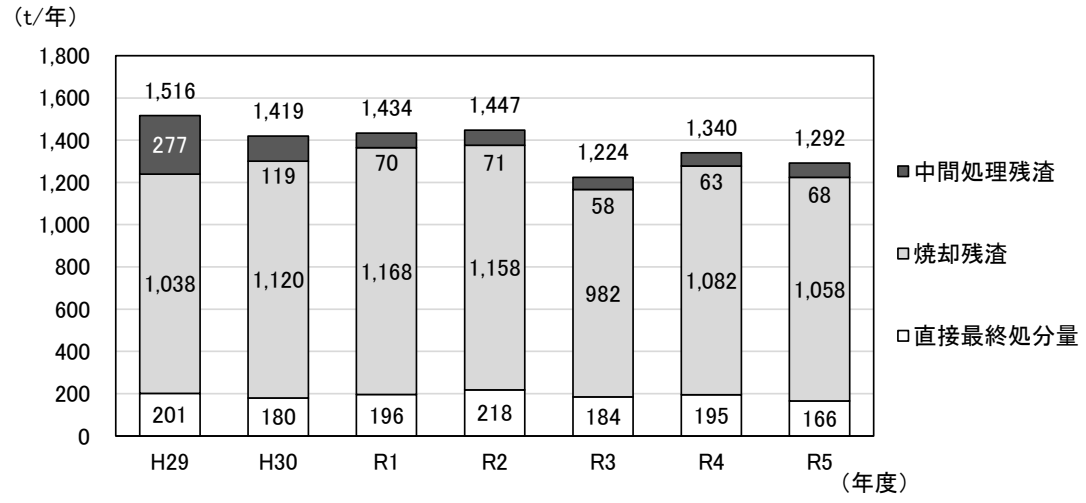


図 3-16　最終処分量

６．ごみの性状

焼却施設における可燃ごみの組成分析の結果を図 3-17 及び表 3-13 に示します。

紙類は 28.4%から 39.7%の間を増減しており、布類は 7.1%から 15.2%の間を増減しています。厨芥類（生ごみ）は 6.0%から 11.2%の間を増減しています。木・竹・わら類は令和 4 年度以降に減少し、ビニール類・合成樹脂類は令和 4 年度以降に大きく増加しています。

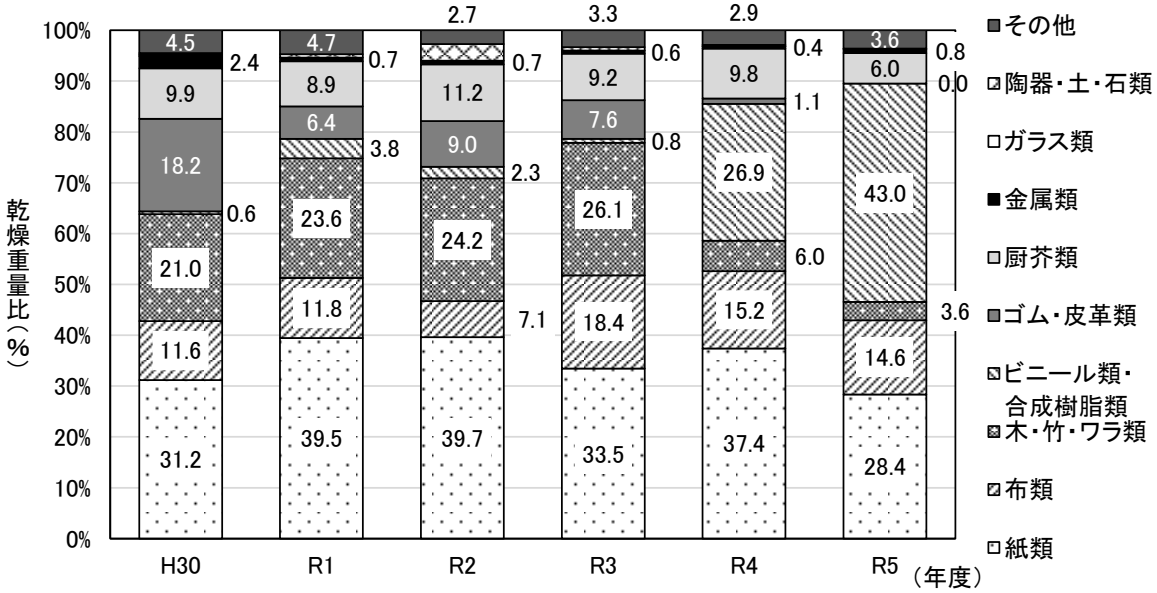


図 3-17　ごみ組成分析結果

表 3-13　ごみ組成分析結果

			H30	R1	R2	R3	R4	R5
単位体積重量		kg/m³	137.3	183.8	170.0	132.5	162.5	135.5
3成分	水分	%	44.6	54.5	49.9	46.3	48.1	45.0
	可燃分	%	48.9	40.3	43.2	48.4	47.9	51.3
	灰分	%	6.5	5.2	7.0	5.3	4.0	3.7
種類・組成	紙類	%	31.2	39.5	39.7	33.5	37.4	28.4
	布類	%	11.6	11.8	7.1	18.4	15.2	14.6
	木・竹・ワラ類（植物類）	%	21.0	23.6	24.2	26.1	6.0	3.6
	ビニール類・合成樹脂類	%	0.6	3.8	2.3	0.8	26.9	43.0
	ゴム・皮革類	%	18.2	6.4	9.0	7.6	1.1	0.0
	厨芥類	%	9.9	8.9	11.2	9.2	9.8	6.0
	金属類	%	2.4	0.7	0.7	0.6	0.4	0.8
	ガラス類	%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	陶器・土・石類	%	0.3	0.7	3.3	0.7	0.2	0.0
	その他	%	4.5	4.7	2.7	3.3	2.9	3.6
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	9,447	7,593	8,600	10,675	10,050	14,150

出典：北アルプス広域連合資料

※端数処理により内訳と合計が一致しないことがある。

７．処理経費の現状

１）関係 3 市村

関係3市村における令和5年度の処理経費の合計は約13億円で、1人当たりの処理経費は37,518円、1t当たりの処理経費は105,115円となっています。北アルプスエコパークの整備等に伴い、北アルプス広域連合への負担金は平成29年度に約29億円となりましたが、令和5年度は約11億円に減少しました。人件費のうち中間処理費は、北アルプスエコパークの稼働に伴い不要となり、最終処分費については、令和5年度の雇用方法の変更により不要となりました。

表 3-14　ごみ処理経費（関係 3 市村）

（単位：千円）

				H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理及び維持管理費	人件費	一般職		40,559	35,748	40,584	40,753	57,422	51,427	59,235
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理	40,778	12,712	0	0	0	0	0
			最終処分	3,076	3,042	3,071	2,921	2,972	1,459	0
	処理費	収集運搬費		1,833	4,152	4,900	7,335	5,208	5,867	11,267
		中間処理費		64,308	16,750	6,295	5,394	4,780	5,577	6,854
		最終処分費		17,925	11,372	12,795	10,244	12,778	10,107	12,946
	車両等購入費			2,468	10,465	0	34	165	44	38
	委託費	収集運搬費		132,704	135,687	138,895	135,803	137,596	140,129	142,450
		中間処理費		118,384	37,466	19,328	24,571	26,258	24,733	26,241
		最終処分費		10,658	16,287	10,861	10,990	10,754	10,946	11,141
		その他		2,227	766	146	78	60	113	399
	小計			434,920	284,447	236,875	238,123	257,993	250,402	270,571
その他				19,509	17,867	2,077	5,299	5,294	3,881	2,460
広域連合負担金	建設改良費			2,704,967	823,965	15,842	267,570	240,112	41,602	478,302
	処理及び維持管理費			163,462	231,515	222,925	301,668	386,131	404,593	590,559
	小計			2,868,429	1,055,480	238,767	569,238	626,243	446,195	1,068,861
合計				3,322,858	1,357,794	477,719	812,660	889,530	700,478	1,341,892
人口（人）				38,778	38,322	37,786	37,251	36,623	36,194	35,767
1人当たりの処理経費（円/人）				85,689	35,431	12,643	21,816	24,289	19,353	37,518
排出量（t/年）				13,876	14,047	14,092	12,818	12,429	13,015	12,766
1t当たりの処理経費（円/t）				239,468	96,661	33,900	63,400	71,569	53,821	105,115

出典：一般廃棄物処理実態調査、北アルプス広域連合資料

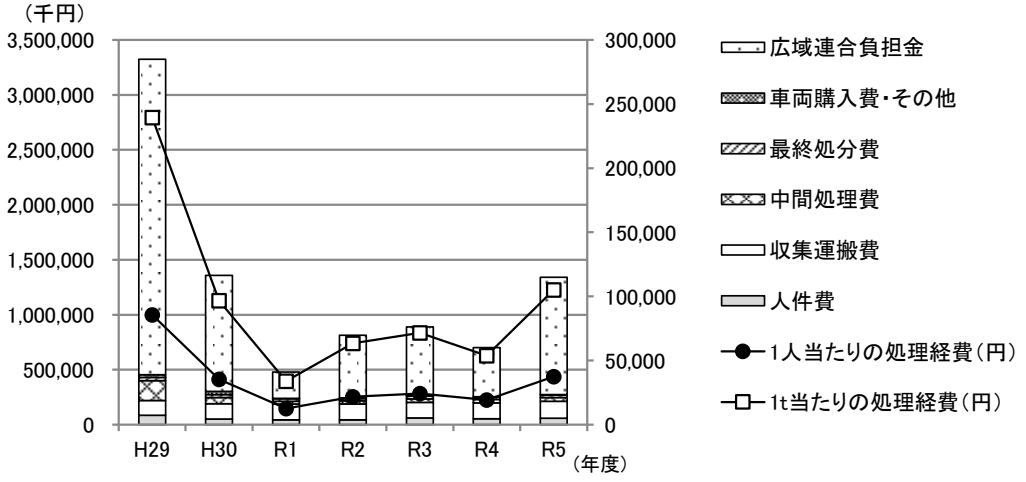


図 3-18　ごみ処理経費（関係 3 市村）

２）大町市

大町市における令和5年度の処理経費の合計は約9億円で、1人当たりの処理経費は36,492円、1t当たりの処理経費は110,202円となっています。なお、人件費の技能職（最終処分）は、令和5年度より雇用方法を変更したため、不要となりました。

表 3-15　ごみ処理経費（大町市）

（単位：千円）

				H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理及び維持管理費	人件費	一般職		28,018	25,504	26,223	26,590	27,754	23,309	26,447
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理	40,778	12,712	0	0	0	0	0
			最終処分	3,076	3,042	3,071	2,921	2,972	1,459	0
	処理費	収集運搬費		1,833	4,152	4,900	7,335	5,208	5,867	11,267
		中間処理費		64,308	16,750	6,295	5,394	4,780	5,577	6,854
		最終処分費		17,925	11,372	12,795	10,244	12,778	10,107	12,946
	車両等購入費			2,468	10,465	0	34	165	44	38
	委託費	収集運搬費		89,428	89,852	91,376	87,911	88,789	91,340	90,802
		中間処理費		103,056	21,664	10,713	16,577	18,345	16,631	16,713
		最終処分費		10,205	10,346	10,307	10,549	10,406	10,549	10,424
		その他		0	0	0	0	0	0	0
	小計			361,095	205,859	165,680	167,555	171,197	164,883	175,491
その他				2,928	2,760	2,077	5,299	5,294	3,881	2,460
広域連合負担金	建設改良費			1,817,738	553,705	10,646	179,807	161,356	24,284	332,033
	処理及び維持管理費			0	116,704	145,484	195,818	262,185	282,002	399,623
	小計			1,817,738	670,409	156,130	375,625	423,541	306,286	731,656
合計				2,181,761	879,028	323,887	548,479	600,032	475,050	909,607
人口（人）				27,203	26,820	26,435	26,029	25,625	25,277	24,926
1人当たりの処理経費（円/人）				80,203	32,775	12,252	21,072	23,416	18,794	36,492
排出量（t/年）				9,011	9,391	9,432	8,899	8,516	8,619	8,254
1t当たりの処理経費（円/t）				242,122	93,603	34,339	61,634	70,459	55,117	110,202

出典：一般廃棄物処理実態調査、北アルプス広域連合資料

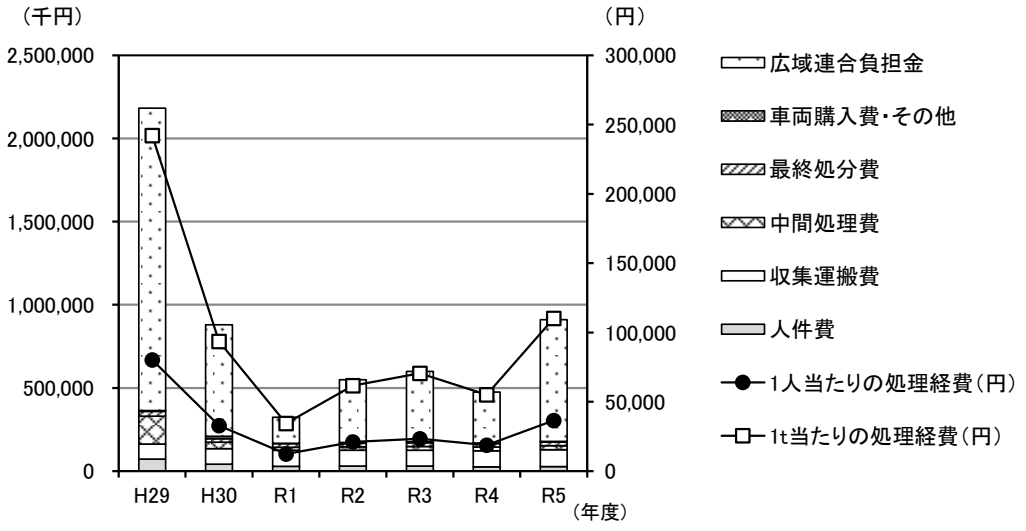


図 3-19　ごみ処理経費（大町市）

３）白馬村

白馬村における令和5年度の処理経費の合計は約3億円で、1人当たりの処理経費は37,887円、1t当たりの処理経費は85,241円となっています。

表 3-16　ごみ処理経費（白馬村）

（単位：千円）

				H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理及び維持管理費	人件費	一般職		0	0	9,356	9,337	25,156	23,606	27,143
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費		0	0	0	0	0	0	0
		中間処理費		0	0	0	0	0	0	0
		最終処分費		0	0	0	0	0	0	0
	車両等購入費			0	0	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費		31,990	33,490	34,386	34,316	34,416	34,398	35,565
		中間処理費		11,957	12,585	4,985	5,204	5,442	5,631	6,992
		最終処分費		352	5,847	439	339	272	321	541
		その他		629	702	127	60	43	96	78
	小計			44,928	52,624	49,293	49,256	65,329	64,052	70,319
その他				16,581	15,107	0	0	0	0	0
広域連合負担金	建設改良費			608,617	185,392	3,564	60,202	54,025	13,594	95,654
	処理及び維持管理費			116,916	87,641	61,816	83,232	98,077	95,889	149,931
	小計			725,533	273,033	65,380	143,434	152,102	109,483	245,585
合計				787,042	340,764	114,673	192,690	217,431	173,535	315,904
人口（人）				8,780	8,724	8,647	8,575	8,424	8,364	8,338
1人当たりの処理経費（円/人）				89,640	39,061	13,262	22,471	25,811	20,748	37,887
排出量（t/年）				3,855	3,719	3,688	3,061	3,072	3,494	3,706
1t当たりの処理経費（円/t）				204,161	91,628	31,094	62,950	70,778	49,667	85,241

出典：一般廃棄物処理実態調査、北アルプス広域連合資料

※排出量は集団回収除く

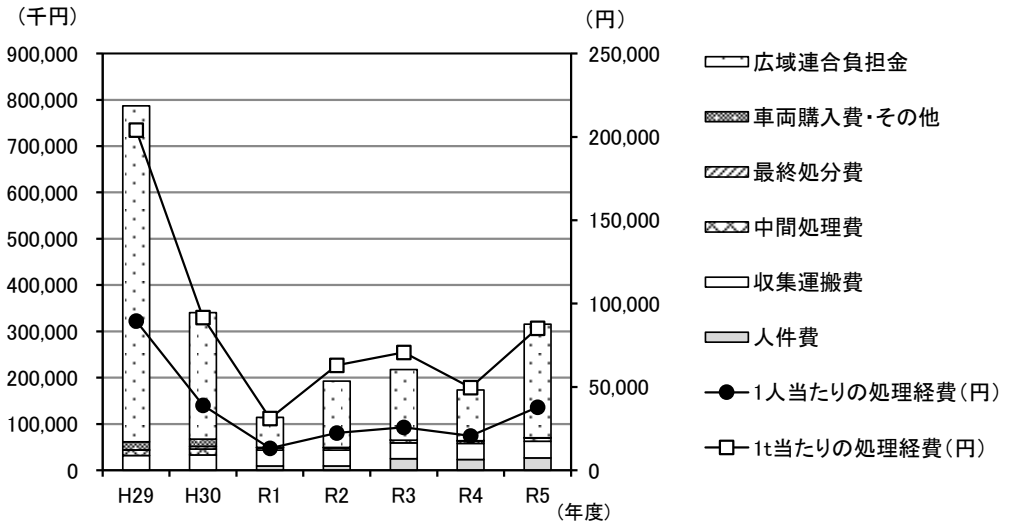


図 3-20　ごみ処理経費（白馬村）

４）小谷村

小谷村における令和5年度の処理経費の合計は約1億円で、1人当たりの処理経費は46,497円、1t当たりの処理経費は144,393円となっています。

表 3-17　ごみ処理経費（小谷村）

（単位：千円）

				H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理及び維持管理費	人件費	一般職		12,541	10,244	5,005	4,826	4,512	4,512	5,645
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費		0	0	0	0	0	0	0
		中間処理費		0	0	0	0	0	0	0
		最終処分費		0	0	0	0	0	0	0
	車両等購入費			0	0	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費		11,286	12,345	13,133	13,576	14,391	14,391	16,083
		中間処理費		3,371	3,217	3,630	2,790	2,471	2,471	2,536
		最終処分費		101	94	115	102	76	76	176
		その他		1,598	64	19	18	17	17	321
	小計			28,897	25,964	21,902	21,312	21,467	21,467	24,761
その他				0	0	0	0	0	0	0
広域連合負担金	建設改良費			278,612	84,868	1,632	27,561	24,731	3,724	50,615
	処理及び維持管理費			46,546	27,170	15,625	22,618	25,869	26,702	41,005
	小計			325,158	112,038	17,257	50,179	50,600	30,426	91,620
合計				354,055	138,002	39,159	71,491	72,067	51,893	116,381
人口（人）				2,795	2,778	2,704	2,647	2,574	2,553	2,503
1人当たりの処理経費（円/人）				126,674	49,677	14,482	27,008	27,998	20,326	46,497
排出量（t/年）				1,010	937	972	858	841	902	806
1t当たりの処理経費（円/t）				350,550	147,281	40,287	83,323	85,692	57,531	144,393

出典：一般廃棄物処理実態調査、北アルプス広域連合資料

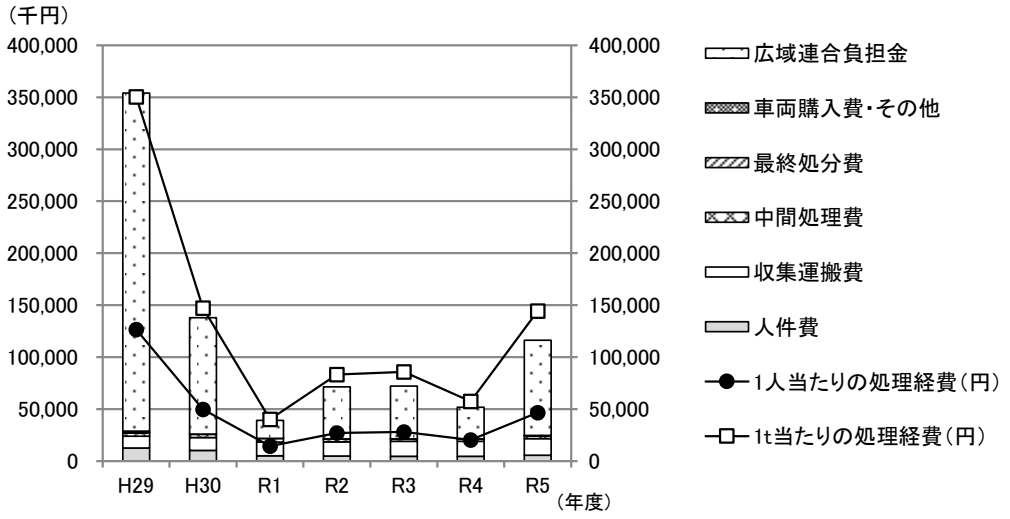


図 3-21　ごみ処理経費　（小谷村）

８．類似団体との比較

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、人口規模や産業構造が類似している市町村と関係 3 市村を各項目でそれぞれ比較した結果を示します。

表 3-18　類似団体との比較結果（指数）

	人口 1人1日当たり 排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分され る割合	人口 1人当たり 年間処理経費	最終処分減量 に要する費用
大町市実績	101	101	98	90	92
白馬村実績	81	121	104	90	111
小谷村実績	102	87	148	150	145

１）大町市

大町市は、人口1人1日当たりの総排出量、資源回収率、最終処分される割合は類似市町村の平均と同程度ですが、人口1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は、類似市町村の平均と比較して高くなっています。

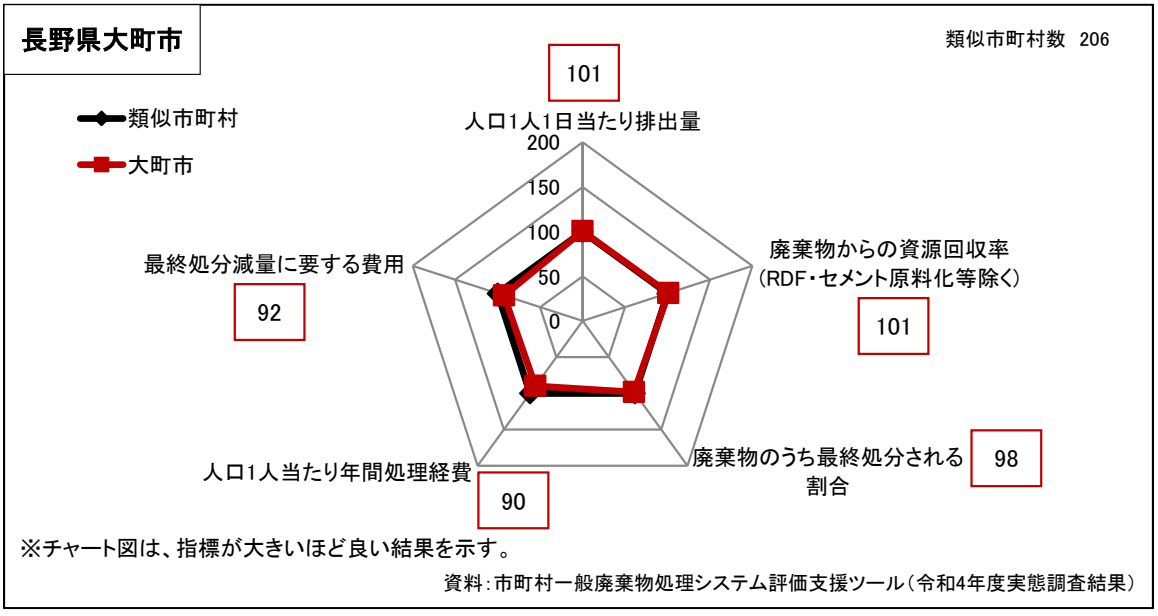


図 3-22　大町市と類似市町村の比較結果

２）白馬村

白馬村は、人口1人1日当たり総排出量は類似市町村の平均より多いものの、資源回収率、最終処分減量に要する費用は類似市町村の平均と比較して良好です。最終処分される割合は、類似市町村と同程度となっています。

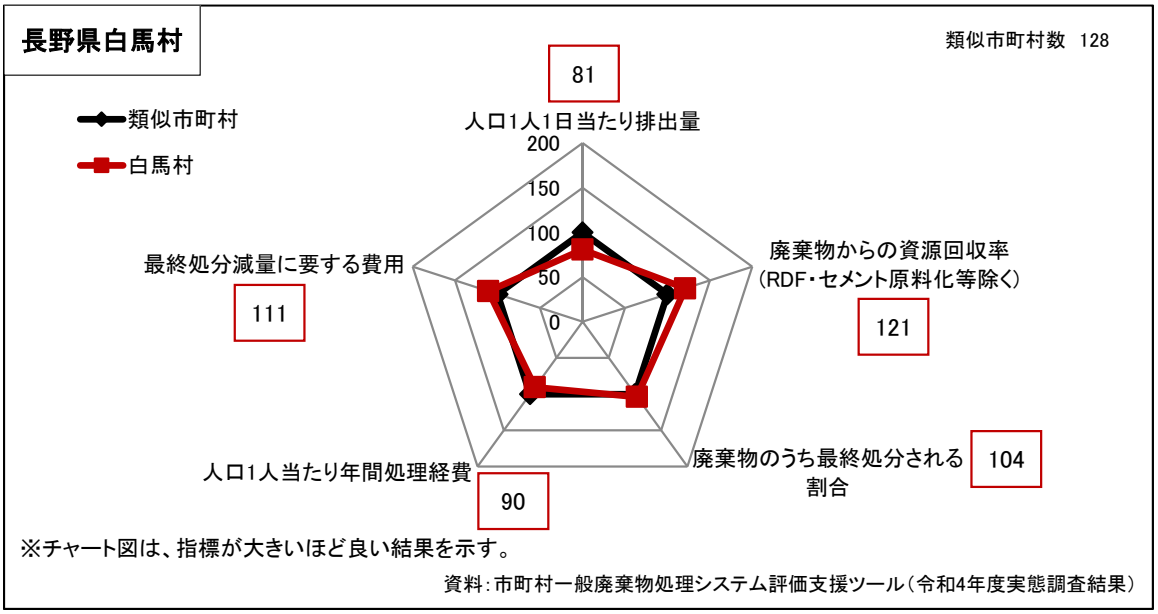


図 3-23　白馬村と類似市町村の比較結果

３）小谷村

小谷村は、人口1人1日当たり総排出量は類似市町村の平均と同程度ですが、最終処分される割合、人口1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は、類似市町村の平均と比較して良好です。

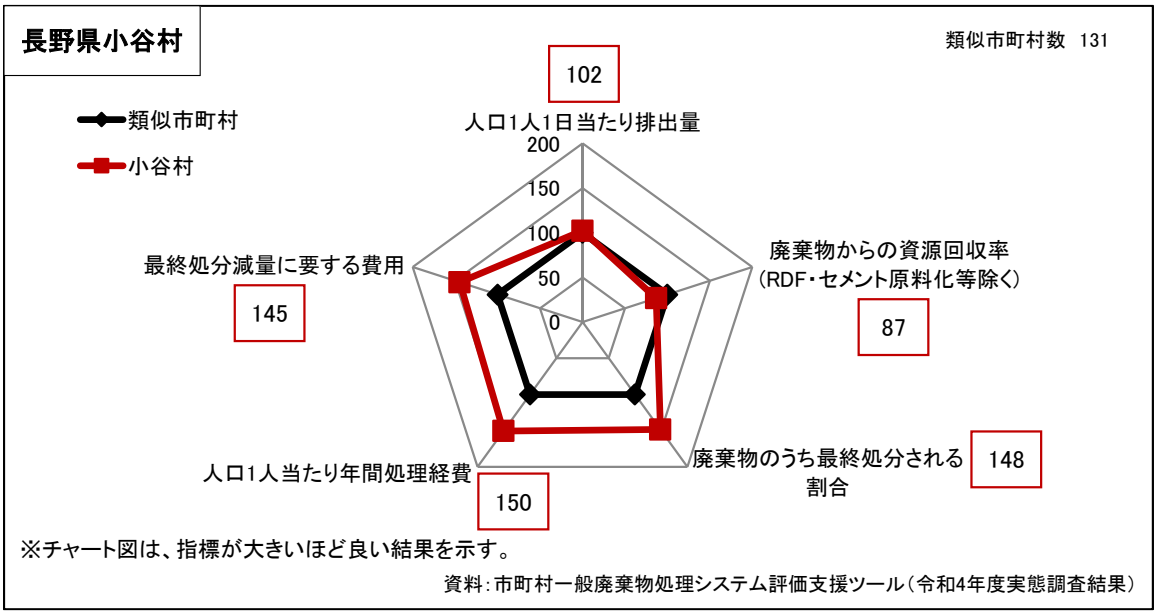


図 3-24　小谷村と類似市町村の比較結果

９．長野県内の市町村との比較

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、県内において、人口規模や産業構造が類似している市町村と関係 3 市村を各項目でそれぞれ比較した結果を示します。

表 3-19　長野県内類似団体との比較結果（指数）

	人口1人1日当たり排出量	廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	廃棄物のうち最終処分される割合	人口1人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
大町市実績	81	91	52	56	63
白馬村実績	61	75	79	63	95
小谷村実績	72	64	83	65	83

１）大町市

大町市は、最終処分される割合、人口1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は、県内類似市町村の平均と比較して高くなっています。

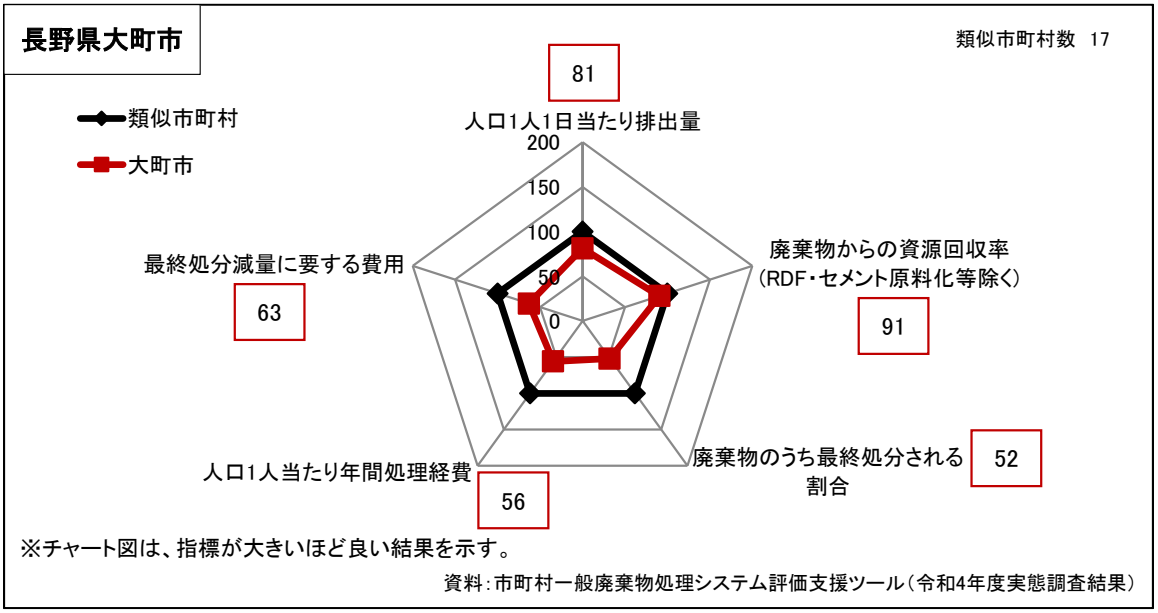


図 3-25　大町市と県内類似市町村の比較結果

２）白馬村

白馬村は、最終処分減量に要する費用は県内類似市町村の平均と同程度となっていますが、人口1人1日当たり総排出量、最終処分される割合、人口1人当たり年間処理経費は、県内類似市町村の平均と比較して高くなっており、資源回収率は低くなっています。

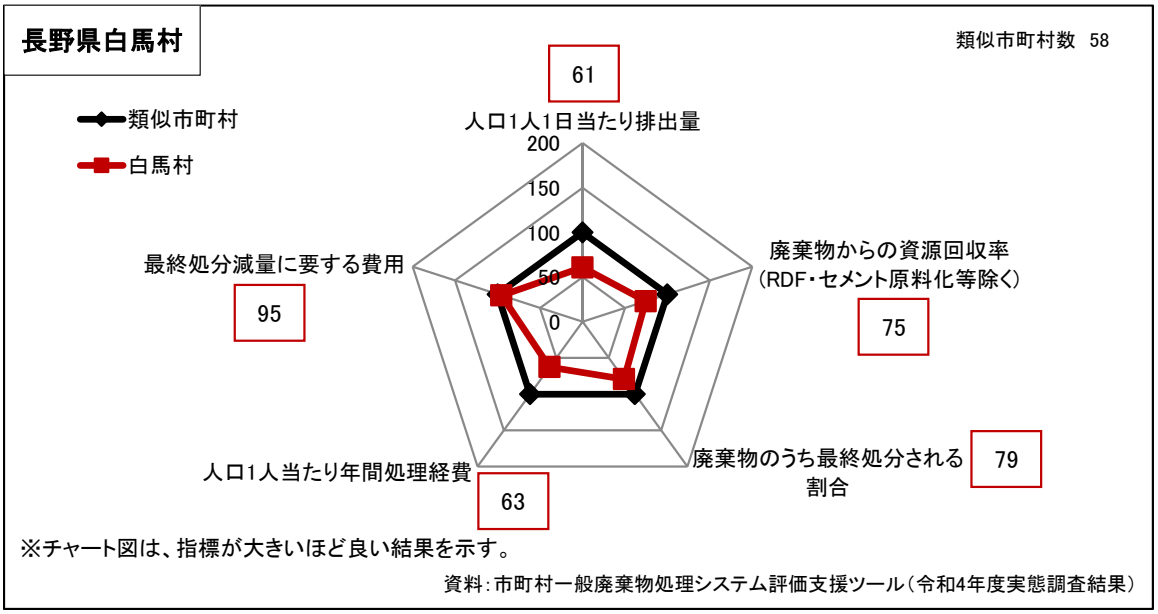


図 3-26　白馬村と県内類似市町村の比較結果

３）小谷村

小谷村は、人口1人1日当たり総排出量、最終処分される割合、人口1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は、県内類似市町村の平均と比較して高くなっており、資源回収率は低くなっています。

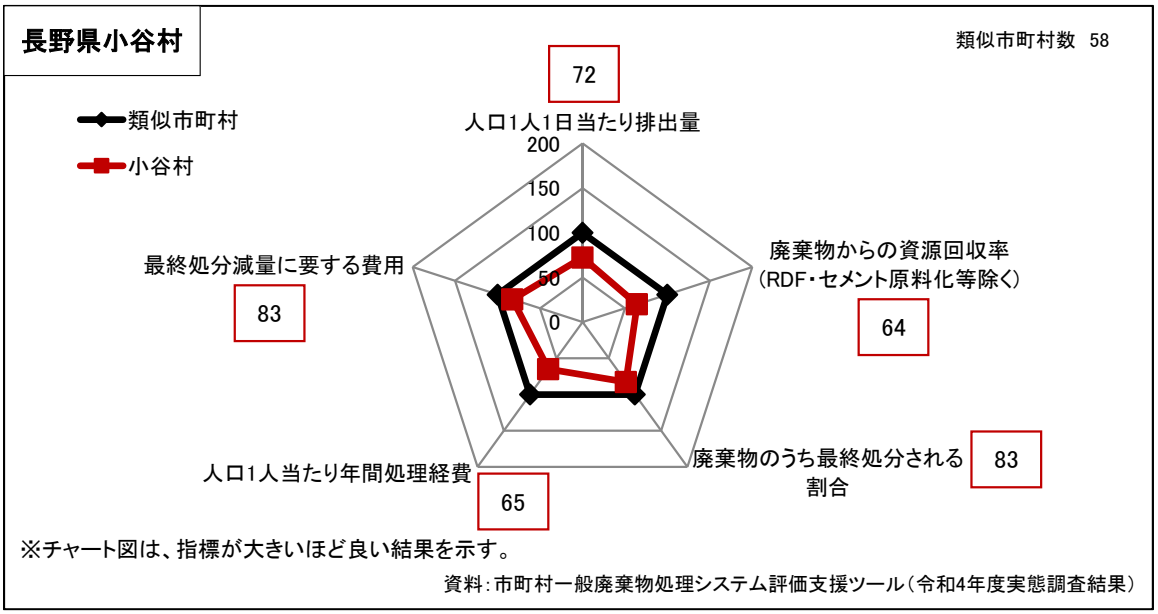


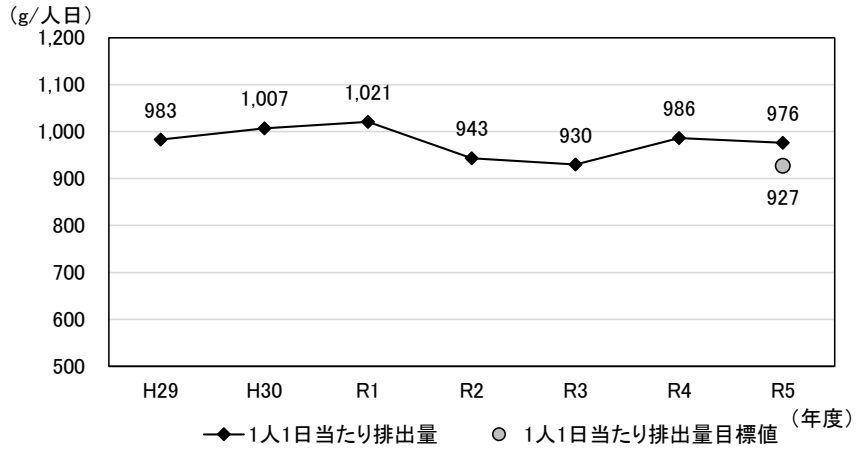
図 3-27　小谷村と県内類似市町村の比較結果

１０．関係３市村におけるこれまでの取組

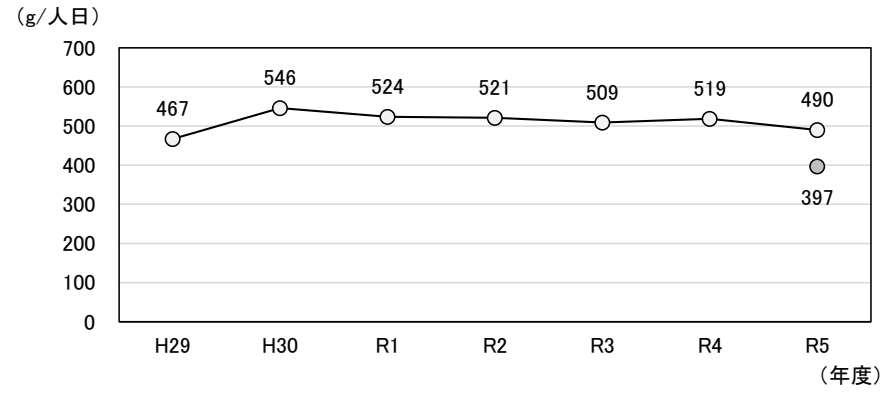
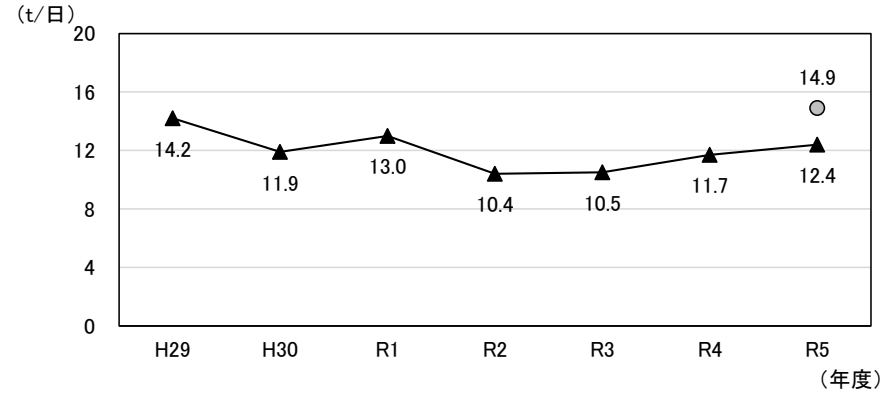
関係３市村では、前計画で示した施策をこれまで実施してきました。関係３市村の取組み及び評価を以下に示します。

表 3-20　主な施策の実施状況

評価：取組めている「○」、一部取組めている「△」、あまり取組めていない「－」

<table>
<tr><th></th><th>施策</th><th>評価</th></tr>
<tr><td rowspan="2">排出量目標値</td><td>

<table>
<tr><th colspan="7">実績</th><th colspan="2">前計画
目標を達成した場合</th></tr>
<tr><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R5</td><td>R14</td></tr>
<tr><td>983</td><td>1,007</td><td>1,021</td><td>943</td><td>930</td><td>986</td><td>976</td><td>927</td><td>927</td></tr>
</table>
※1 人 1 日当たり排出量目標値は、前計画（P71）の H35 年度見込み値
図 3-28　１人１日当たりのごみ排出量と目標値</td><td></td></tr>
<tr><td>１人１日当たりのごみ排出量　R5 年度に 927g/人日</td><td>△
R5　976g/人日
目標値の達成に向けて排出抑制に取り組んでいる。</td></tr>
</table>

	施策	評価
生活系ごみ目標値	 実績 / 前計画 目標を達成した場合 H29: 467 / H30: 546 / R1: 524 / R2: 521 / R3: 509 / R4: 519 / R5: 490 / R5: 397 / R14: 380 ※1 人 1 日当たりの生活系ごみ目標値は、前計画(P71)の H35 年度見込み値 1 人 1 日当たり生活系可燃ごみ(343g)＋1 人 1 日当たり生活系不燃・粗大ごみ(54g)＝397g/人日 **図 3-29　1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（資源物除く）と目標値**	
	1 人 1 日当たりの生活系ごみ　R5 年度に 397g/人日 （資源物除く）	△ R5　490g/人日 目標値の達成に向けて排出抑制に取り組んでいる。
事業系ごみ目標値	 実績 / 前計画 目標を達成した場合 H29: 14.2 / H30: 11.9 / R1: 13.0 / R2: 10.4 / R3: 10.5 / R4: 11.7 / R5: 12.4 / R5: 14.9 / R14: 14.9 ※1 日当たり排出量目標値は、前計画(P71)の H35 年度見込み値 **図 3-30　1 日当たりの事業系ごみ排出量と目標値**	
	1 日当たりの事業系ごみ　R5 年度に 14.9t/日	○ R5　12.4t/日 近年は増加傾向にあるが、目標値を超えることなく推移している。

	施策	評価
住民の役割	① ごみの適正分別 関係 3 市村が定める分別区分を徹底する。	○ 目標値（R5 年度 12,519t/年）の達成に向けて排出抑制に取り組んでいて、R5 の排出量は 12,779t となっているが、更に、分別区分の徹底など進めていく必要がある。
	② 過剰包装・使い捨て商品の購入自粛 商品購入の際は、過剰包装を断り、使い捨て商品・無駄な物の購入（衝動買い）を控える。	
	③ 循環型・省資源型商品の選択購入 リターナブル容器入りや詰め替えできる商品、再生原料を用いた循環型商品を選択し購入する。	○ 関係3市村の広報紙等で啓発を行っているが、アプリやＳＮＳでの発信も検討する必要がある。
	④ 環境に配慮したライフスタイルの確立 購入した商品は使い切り、耐久消費材は出来るだけ修理などして長期間使用するなど、普段の生活からリフューズ（Refuse：発生回避）、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生使用）を意識した生活を心がける。	△ 一部の地域で、リユース品を回収し、リサイクルに努めている。また、啓発を行っているが、十分とは言えない。
	⑤ ごみの減量・リサイクル活動への参加 生ごみを自家処理するための堆肥化資材の購入と行政の補助制度を活用、地域内活動（小中学校ＰＴＡなどによる資源回収、ごみ減量などの講習会、フリーマーケット等）へ積極的に参加する。	○ 生ごみを自家処理するための堆肥化資材の購入、行政の補助制度を活用、地域内活動などの参加が進められている。
	⑥ 集団回収への協力 集団回収、小中学校ＰＴＡなどによる資源回収に対して協力する。	○ 集団回収や資源回収が実施されているが、更なる取組強化をする必要がある。
	⑦ マイバック等の持参によるごみの減量化 収集運搬や中間処理、最終処分の負担を減らすため、マイバック等を活用することでレジ袋の使用を減らす。	○ R2 年 7 月からレジ袋の有料化が始まったことから、マイバック等の活用が増えている。
事業者の役割	① ごみの適正分別 関係 3 市村の全ての事業者は、事業活動で発生するごみの適正分別を進める。	○ 適正処分を進め、R5 の排出量は 4,549t となった。
	② 環境に配慮した事業活動 生産者は、リサイクル可能な商品や寿命の長い製品を作るなど、環境に配慮した事業活動を行う。	事業者の自主的な取組
	③ 循環型省資源型商品の拡充とＰＲ リターナブル容器入りや詰め替えできる商品、再生原料を用いた循環型商品、簡易包装商品の品揃えの拡充とＰＲに努める。	事業者の自主的な取組
	④ 販売店回収の促進 資源化可能ごみ（トレイ、インクカートリッジ、電池等）について、店頭回収の普及拡大に努める。	事業者の自主的な取組
	⑤ 事業者の自己責任の遵守 事業者は、自らが排出しているごみの量を把握し、減量・再利用に努める。	事業者の自主的な取組

	施策	評価
行政の役割	① ごみ減量を推進する人材等の育成 関係 3 市村は、地域に根ざしたリサイクル活動や環境教育を先導的に推進する人材（組織）の育成に努める。	△ 人材（組織）の育成に努めているが、十分とは言えない。
	② 環境教育の実践 関係 3 市村は、ごみ処理の仕組み、分別の仕方等について住民への啓蒙に努める。本連合は、北アルプスエコパーク見学等の環境学習を行うほか、白馬リサイクルプラザを有効活用した３Ｒに関する普及・啓発、展示、情報発信を図る。	○ 関係 3 市村では、ＨＰ・広報紙・ごみカレンダー等で分別収集方法等の啓発に努めている。また、北アルプスエコパークで小学生等の環境学習等が行われている。
	③ 循環型社会形成のための生産者責任の要請 関係 3 市村は、循環型社会の形成のため、商品等の製造者に対し、生産者としての責任と役割（関係業界内での回収と処理、簡易包装の実施等）について、国・県を通じて要請する。	△ 要請に努めているが、十分とは言えない。
	④ 事業者等への働きかけ 関係 3 市村は、事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう働きかける。	○ 事業者等へ働きかけを行っており、事業系ごみは目標値を達成している。
	⑤ 市民団体等への支援 関係 3 市村は、集団回収など資源化活動をしている市民団体、ＰＴＡ等に対し、支援を行う。	○ 関係 3 市村では、集団回収など資源化活動をしている市民団体、ＰＴＡ等に対し、支援を行っている。
	⑥ 啓発活動と意識改革 関係 3 市村は、住民、事業者への啓発活動を推進します。特に搬入ごみのトップ 3 である、紙類・プラスチック類・厨芥類（生ごみ）の減量を推進する。	△ R5 年度の紙類は 831t、プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラスチック、プラスチック類の合計）は 151t の回収となった。新型コロナ感染症の影響が落ち着きを取り戻したと考えられるが、回収量は前年度より減少している。
	⑦ 行政の率先的な取組の推進 関係 3 市村と本連合が率先してごみの排出抑制とリサイクルの推進を実行する。	○ 関係 3 市村では、ごみの排出抑制とリサイクルの推進に努めている。
収集運搬	民間委託により実施する。	○ 民間委託により実施している。
	広域化後の行政収集（運搬）区分と頻度の見直しを行う。	○ 北アルプスエコパークの本格稼働に伴い、関係 3 市村での見直しを行ったが、随時分別収集品目の見直し等を図る必要がある。

	施策	評価
中間処理	資源化を積極的に進めるとともに、安全かつ衛生的に焼却処理と熱回収を行い、環境に配慮した処理を推進する。	○ 北アルプスエコパークで安全かつ衛生的な焼却処理を実施している。
	大町リサイクルパークの改修や白馬リサイクルセンターの新設に向けた整備を進める。	○ H30 年度に大町リサイクルパークの改修、R2 年度に白馬リサイクルセンターの整備を行った。
最終処分	焼却残渣と不燃残渣を大町市の最終処分場に埋立処分する。資源化等の施策を展開し、最終処分量の削減に努めるとともに、環境に配慮した処分を推進する。	○ 大町市の埋立処分場で埋立を継続し、環境に配慮した処分を推進している。
	最終処分場の延命化を図るとともに、新たな最終処分場の必要性について関係 3 市村と検討する	○ 最終処分場の整備を進めている。
その他	インターネット等による積極的な情報発信のほか、環境学習などの住民参加型のイベント等により、ごみ減量化等に取り組む。	○ インターネット等による積極的な情報発信に取り組んでいる。
	温室効果ガス排出量の削減を進めるため、可燃ごみの削減を進め、循環型社会や低炭素社会の実現を目指す。	○ 地球温暖化対策推進に向けた取り組みを行っているとともに、総合計画・実施計画等にＳＤＧｓを位置づけて推進を図っている。
	災害発生時は、関係 3 市村の地域防災計画に基づき、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要になることから、関係 3 市村と連携した処理体制の整備を図る。	○ 防災計画や国土強靭化地域計画などを策定するとともに、処理体制の整備を進めている。

※施策の内容は、前計画の施策内容を一部省略して記載した。

１１．ごみ処理の課題

1. 発生抑制に関する課題

(1) 生活系ごみの対策

図 3-28 より、令和 5 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 976g/人日となっており、前計画の目標 927g/人日を上回っています。また、図 3-29 より、令和 5 年度の 1 人 1 日当たりの生活系ごみは 490g/人日となっており、前計画で目標としている 397g/人日を上回っています。分別徹底を周知し、ごみの発生抑制を推進する必要があります。

ごみの性状をみると、表 3-13 及び図 3-17 により、「ビニール類・合成樹脂類」は令和 4 年度以降に大きく増加しています。このうち、「プラスチック類」については、プラスチック資源循環促進法に基づき分別することで、リサイクルが可能なごみもあることから、さらなる分別意識の向上と取組みにより、減量できるものと考えられます。また、「厨芥類（生ごみ）」については、関係 3 市村において自家処理による堆肥化の推進、学校等の給食生ごみの堆肥化（一次処理）により減量のための努力が行われています。今後も、食品ロスの排出抑制、ごみの分別、補助制度の充実など行政と住民等が協働し取り組む必要があります。

(2) 事業系（直接搬入）ごみの対策

図 3-30 に示すように、令和 5 年度の 1 日当たりのごみ排出量は 12.4t/日となっており、前計画の目標 14.9t/日を下回りました。

前計画の策定以降、排出抑制が進められてきましたが、令和 2 年度や令和 3 年度においては新型コロナウイルス感染症が拡大し、事業活動の縮小が余儀なくされ、より一層排出量が少なくなりました。一方で、令和 3 年度以降は増加傾向で推移しています。今後は事業活動がより活性化し、それに伴い事業系ごみが増加すると見込まれます。また、観光客がこれまで以上に増加することから、できるだけ発生を抑制する対策が必要です。

(3) 不法投棄・野焼きの対策

1) 不法投棄

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行により、リサイクル義務が生じた家電品は、リサイクル料金等を支払い適正処分する必要があります。その費用を支払いたくないがために山林等に不法投棄するケースが後を絶ちません。また、ごみステーションへの収集対象物以外を排出する者も後を絶ちません。これらを防止するため、不法投棄防止看板の設置等も行なわれてはいますが効果は表れていません。不法投棄に対しては、毅然とした対処が必要であることから、今後も警察等関係機関と連携し不法投棄が行えない環境づくりを構築していきます。

2) 野焼き（野外焼却）

農作業における畔草の焼却、伝統行事、キャンプファイアーなど、特定の行為以外の野焼きは、廃棄物処理法により禁止されています。この行為についても、不法投棄と同様に関係機関と連携し撲滅に努めます。

3. 資源化に関する課題

図 3-15 より、令和 5 年度の資源化率は 16.8%となっており、減少傾向にあります。

主な原因として、住民による容器包装廃棄物の排出抑制が進んでいること、新聞や雑誌等の発行部数が電子書籍化により減少していること、資源物の店頭回収等が進んでいることがあります。これらの要因が重なり合い、資源物の回収量が減少し、資源化率の低下になっています。

また、関係 3 市村の資源化率は、県内の類似市町村と比較すると低い傾向にあります。その要因の一つとして、製品プラスチックの分別収集が挙げられます。関係 3 市村では、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していますが、「製品プラスチック類」については可燃ごみとして収集しています。こうした状況を踏まえ、令和 7 年度からプラスチック資源循環促進法に基づき、「製品プラスチック類」の分別収集を開始します。これにより、資源の有効活用を促進し、資源化率の向上を図ることが期待されます。

しかし、分別収集の実施は、住民による適切な分別が不可欠です。そのため、住民の理解を深め、分別意識を高めるための啓発活動が重要です。講習会の開催や広報活動を通じて、分別ルールの周知を図り、金属ごみや危険ごみの混入防止など分別徹底が実践されるよう、丁寧な説明・指導を行うことが必要です。

4. 収集運搬に関する課題

ごみの収集運搬については、関係 3 市村では委託方式により実施しています。人口の減少に伴い、収集運搬量の減少が想定されることから、ごみ収集量に応じた効率的な収集体制を構築する必要があります。

一方で、資源物の回収品目が増加傾向にあるため、収集・回収について再検討する必要があります。また、集積場所に関しては利用者の増加に伴い、持込先を増やし、開放日・時間等を拡大するなどして対応を進めてきましたが、今後も、利用者の利便性向上に努める必要があります。

5. 中間処理に関する課題

平成 30 年 8 月からごみの広域処理を開始しました。今後も安心で安全な処理を継続するため、適切な維持管理が必要です。また、粗大ごみや資源物に関しても処理の経済性・効率性を考慮し、民間の中間処理事業者への委託を継続するとともに、処理体制の充実を図る必要があります。

7. 最終処分に関する課題

焼却残渣、瀬戸物・ガラスくずなどは、大町市グリーンパークで処分を行っていますが、一部は民間委託で処分を行っています。大町市グリーンパークの埋立容量には限りがあることから、最終処分量の削減に努め、大切に使用する必要があります。また、次期最終処分場の整備に向け、引き続き検討を進めることが必要です。

8. 災害廃棄物に関する課題

災害時には、大量の災害廃棄物が発生する可能性があります。これらの廃棄物は、安全かつ迅速に処理する必要がありますが、その際には資源の有効活用も考慮した対応、広域的な相互応援体制の構築も必要となります。

また、災害時には廃棄物の仮置場の設置場所や分別計画、広域的な処理計画を事前に作成し、緊急時の対応体制を整えておくことが重要です。

第２節 基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。そのため、前計画の策定以降、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みを実施してきました。しかしながら、現在、ごみの発生抑制が滞っています。本計画では、前計画で定めた基本方針を踏襲し、ごみの発生抑制を重点的に取り組み、循環型社会の実現を目指すこととします。

なお、前計画の基本方針「基本方針Ⅳ　中間処理の広域化による負荷の軽減」については、施設の集約化を実施したことから、これを除いています。

基本方針Ⅰ：ごみの発生・排出抑制（４Ｒ（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）の推進）

適正処理の前段部分であるリフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進し、中間処理量や最終処分量の削減を図ります。

基本方針Ⅱ：効率的な収集運搬

ごみ処理広域化のメリットを活かし、効率的な収集運搬が出来るシステムを検討します。

基本方針Ⅲ：環境負荷の低減

ごみ処理広域化による施設の集約化に伴い、連続稼働を開始したことから、今後も引き続きダイオキシン類等の有害物質の排出量を極力削減した処理処分を実施します。また、環境負荷の低減に努め、周辺の豊かな自然環境を守ります。

基本方針Ⅳ：ごみの減量化による最終処分場の延命化

発生抑制と排出抑制、リサイクル率の向上により最終処分量の削減に努め、最終処分場の延命化を図ります。

基本方針Ⅴ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

循環型社会づくりのため、住民・事業者・行政のそれぞれがごみや環境に配慮した生活及び事業活動を営むとともに、三者が協働してごみの減量、資源の有効利用、適正処理を進めます。

第３節 ごみ排出量及び処理量の見込み

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

前計画で設定した目標値や国及び県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

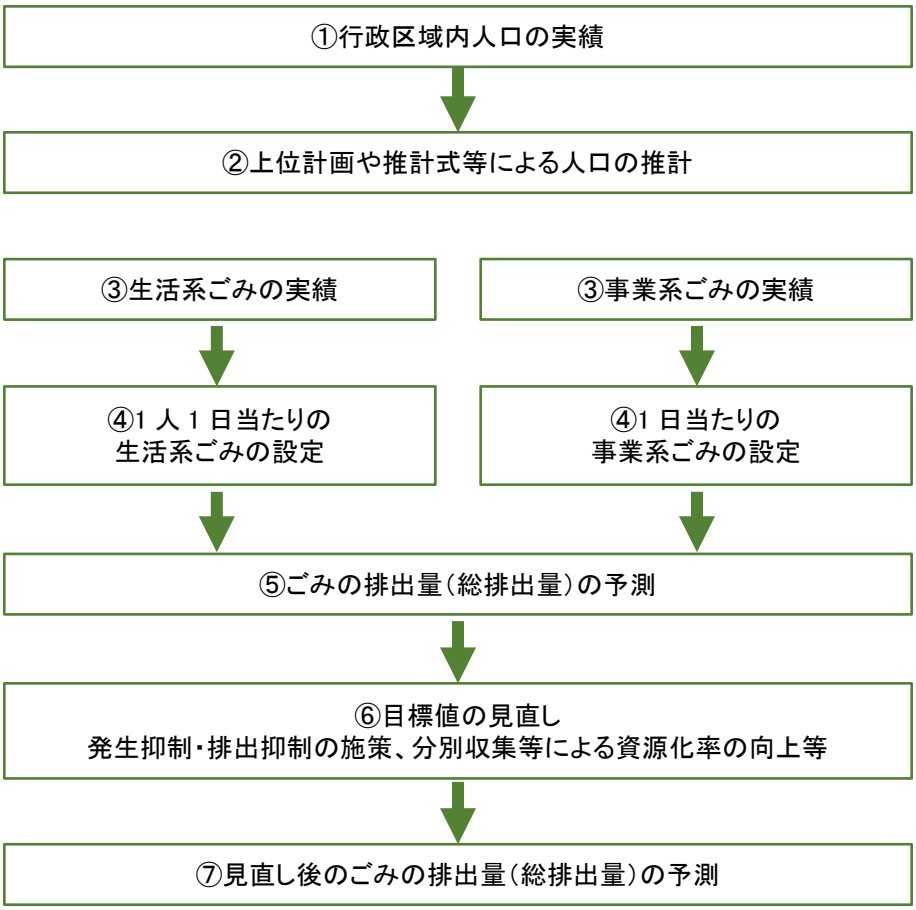


図 3-31　排出量の予測フロー

① 行政区域内人口の実績を整理します。
② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
③ 生活系ごみ量、事業系ごみ量の過去 5 年間の実績を整理します。
④ ③の傾向を踏まえ、将来の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ量、1 日当たりの事業系ごみ量を推計式などを用いて設定します。
⑤ 設定した 1 人 1 日当たりの生活系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した 1 日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。
⑥ 前計画の目標値の達成状況を評価し、前計画の目標値や国及び県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしないで再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）などを見直し、目標値を設定します。
⑦ 見直し後のごみの排出量、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量を算出します。

１．行政区域内人口の予測

１）大町市

大町市の人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しました。将来人口については、人口の現状と将来の展望を提示する「大町市人口ビジョン」（平成27年度）を策定していることを踏まえ、この「大町市人口ビジョン」における「人口の将来展望」を将来人口とします。

将来人口は、令和7年度に24,675人、令和14年度に22,946人と見込まれます。

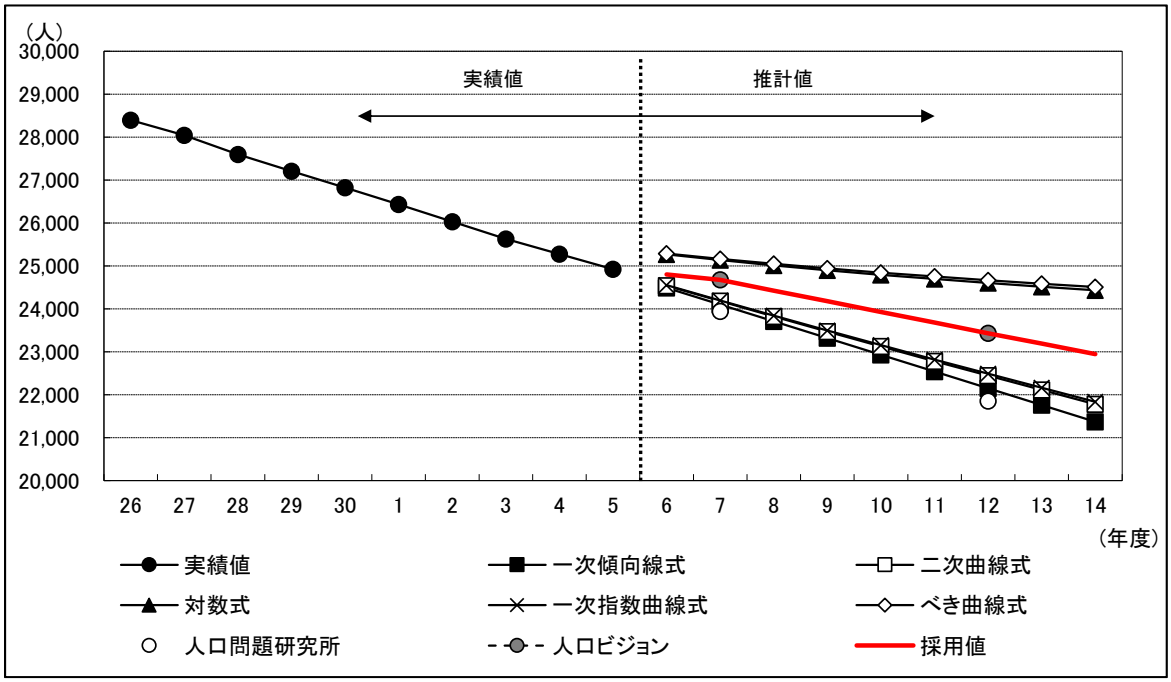


図 3-32　大町市の人口の予測

表 3-21　大町市の人口の予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
大町市	26,435	24,926	24,675	22,946

２）白馬村

白馬村の人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しました。将来人口については、「白馬村第5次総合計画-後期計画-」（令和2年度）における人口ビジョンを踏まえ、その中の「人口の将来展望」を将来人口とします。

将来人口は、令和7年度に8,312人、令和14年度に8,128人と見込まれます。

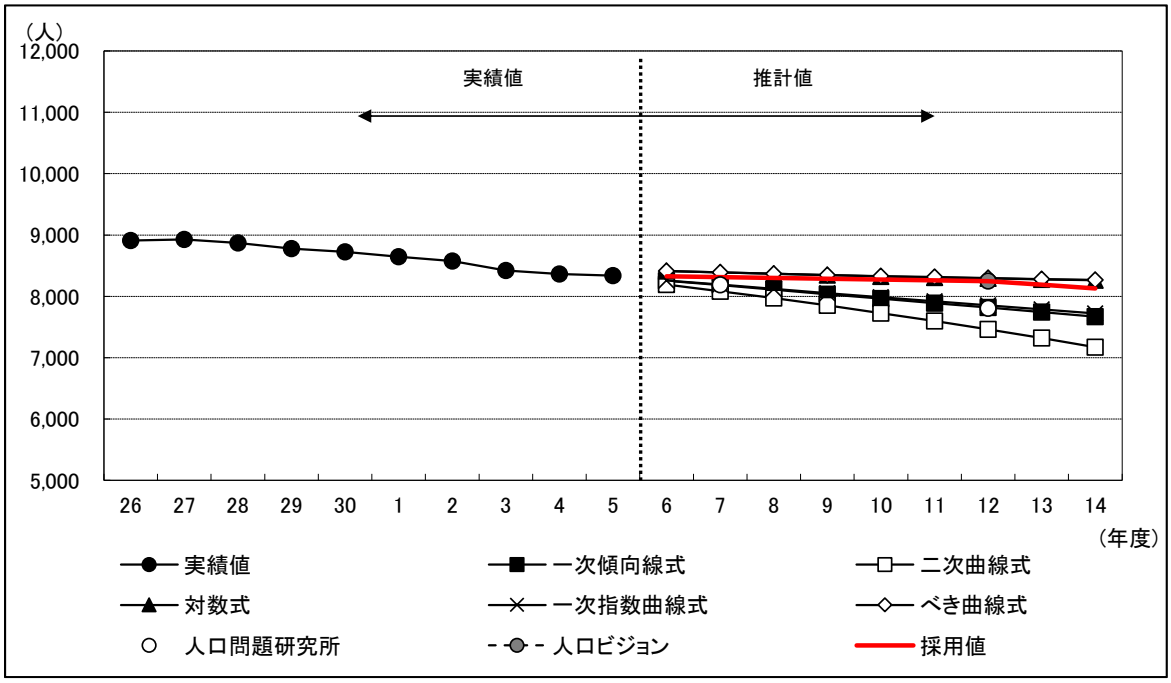


図 3-33　白馬村の人口の予測

表 3-22　白馬村の人口の予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
白馬村	8,647	8,338	8,312	8,128

３）小谷村

小谷村の人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しました。将来人口については、「小谷村第6次総合計画」（令和3年度）における人口ビジョンを踏まえ、その中の「小谷村が目指す人口の将来像」を将来人口とします。

将来人口は、令和7年度に2,479人、令和14年度に2,360人と見込まれます。

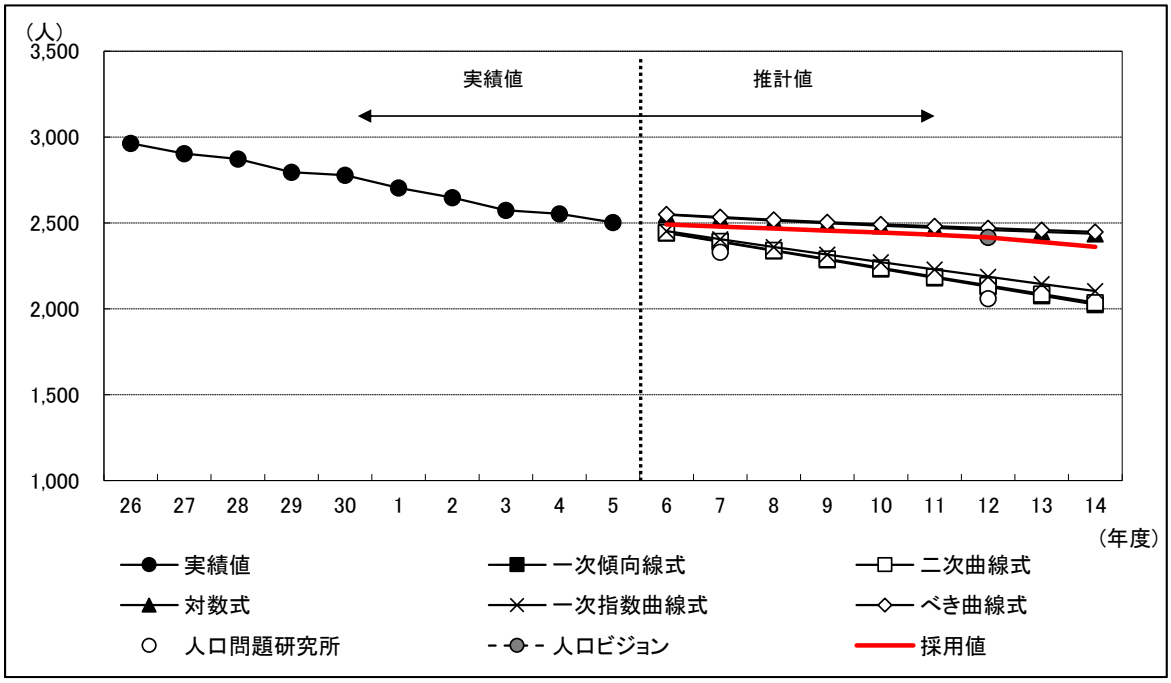


図 3-34　小谷村の人口の予測

表 3-23　小谷村の人口の予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
小谷村	2,704	2,503	2,479	2,360

４）関係 3 市村

各市村の予測より、関係3市村の将来人口は、令和7年度に35,466人、令和14年度に33,434人と見込まれます。

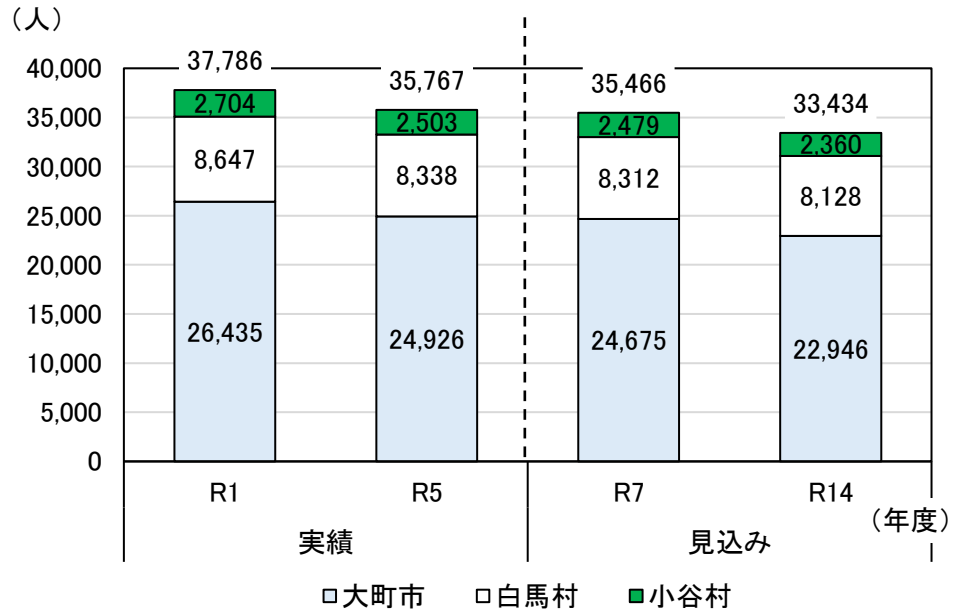


図 3-35　関係 3 市村の人口の予測結果

表 3-24　関係 3 市村の人口の予測結果

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
大町市	26,435	24,926	24,675	22,946
白馬村	8,647	8,338	8,312	8,128
小谷村	2,704	2,503	2,479	2,360
関係 3 市村	**37,786**	**35,767**	**35,466**	**33,434**

２．ごみ排出量の見込み

１）大町市における推計式による予測結果

（１）生活系可燃ごみ

生活系可燃ごみの1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は減少傾向を示しました。

令和5年度は前年度より減少していますが、コロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつあり、今後については極端な減少は考えにくいため、現状の傾向で推移した場合では、最も緩やかに減少するべき曲線式を採用します。

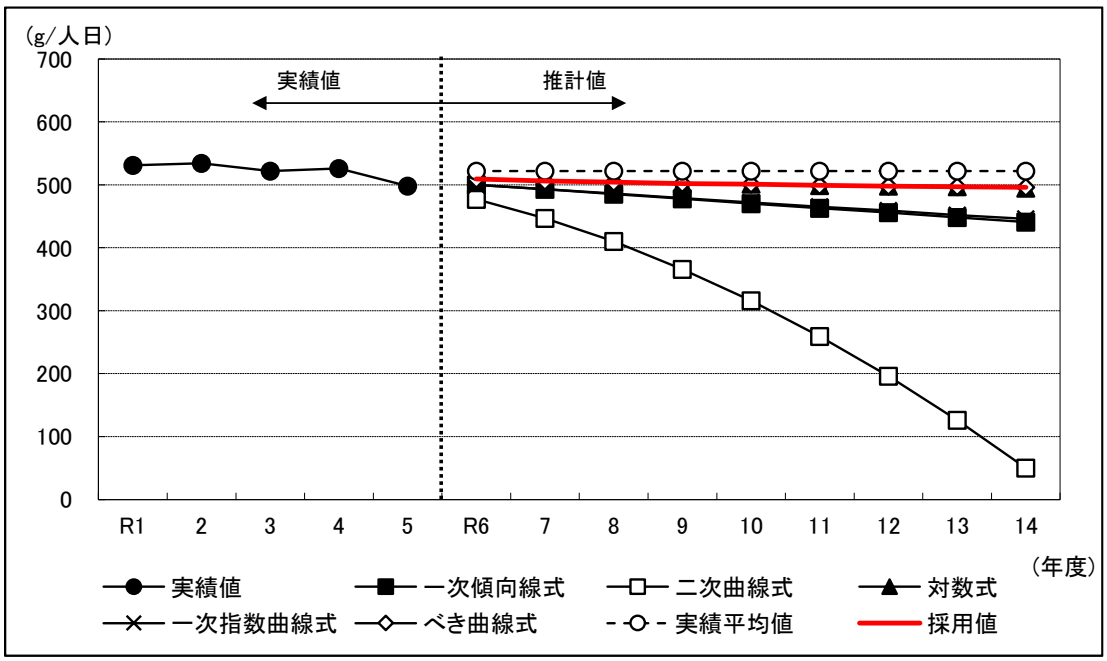


図 3-36　生活系可燃ごみの予測

表 3-25　生活系可燃ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
大町市 （g/人日）	531	498	506	496

（２）生活系不燃ごみ・粗大ごみ

生活系不燃ごみ・粗大ごみの1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は二次曲線式を除き、減少傾向を示しました。

現在はコロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、今後については極端な増加は考えにくいため、現状の傾向で推移した場合では、最も緩やかに減少するべき曲線式を採用します。

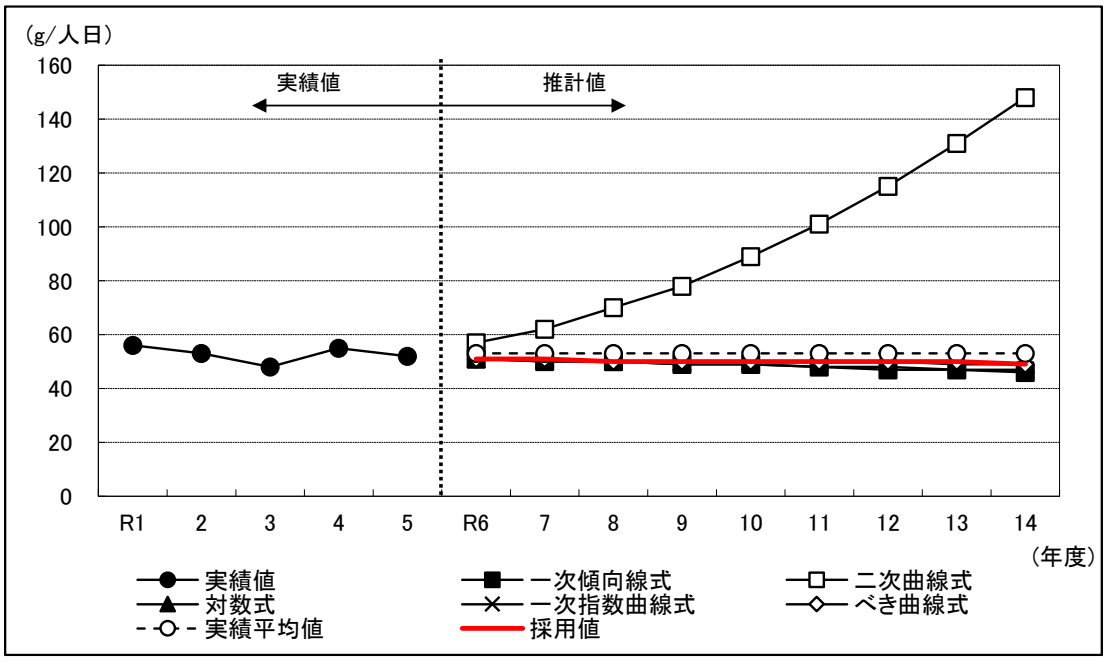


図 3-37　生活系不燃・粗大ごみの予測

表 3-26　生活系不燃・粗大ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
大町市 (g/人日)	56	52	51	49

（３）生活系資源物・その他

生活系資源物・その他の1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は二次曲線式を除き、減少傾向を示しました。

現在はコロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、今後については極端な増加は考えにくいため、現状の傾向が推移した場合では、実績値の平均値で推移するものとします。

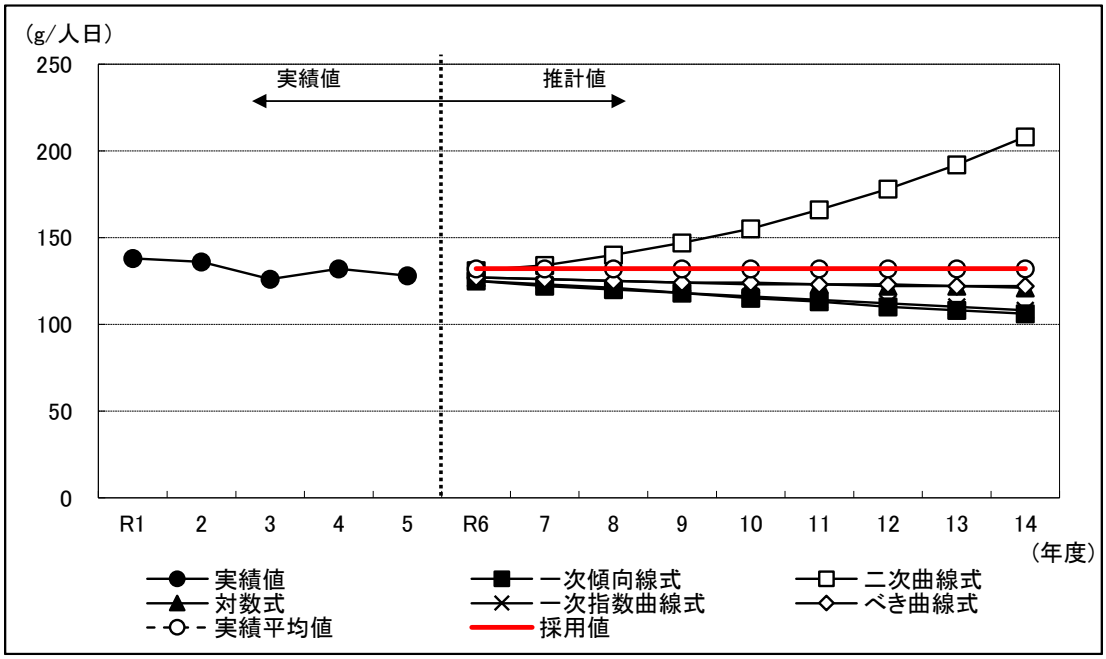


図 3-38　生活系資源物・その他の予測

表 3-27　生活系資源物・その他の予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
大町市 (g/人日)	138	128	132	132

（４）事業系ごみ

事業系ごみの１日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は二次曲線式を除き、減少傾向を示しました。

現在はコロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、今後については極端な増加は考えにくいため、現状の傾向が推移した場合では、実績値の平均値で推移するものとします。

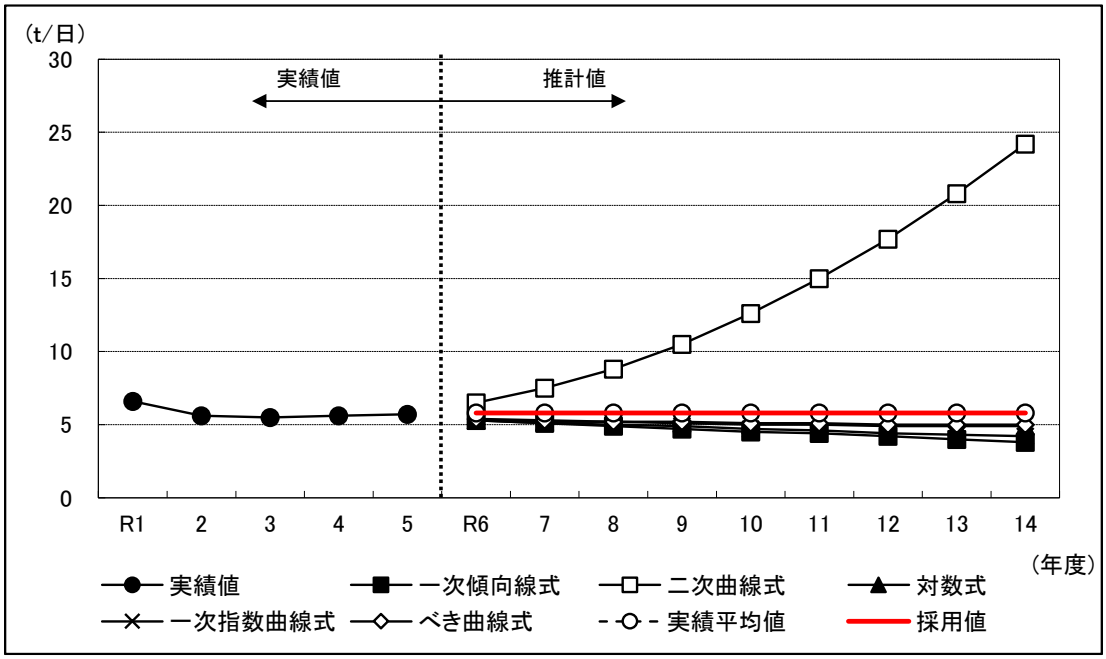


図 3-39　事業系ごみの予測

表 3-28　事業系ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
大町市 (t/日)	6.6	5.7	5.8	5.8

２）白馬村における推計式による予測結果

（１）生活系可燃ごみ

生活系可燃ごみの1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は減少傾向を示しました。

令和5年度は前年度より減少していますが、コロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつあり、今後については極端な減少は考えにくいため、現状の傾向で推移した場合では、最も緩やかに減少するべき曲線式を採用します。

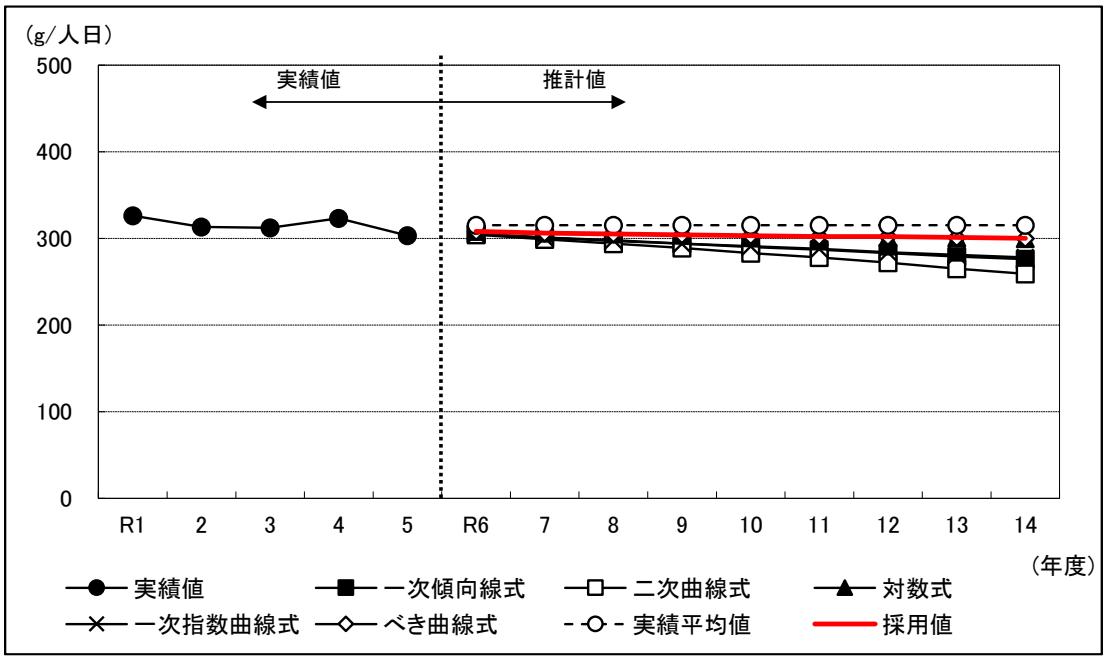


図 3-40　生活系可燃ごみの予測

表 3-29　生活系可燃ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
白馬村 (g/人日)	326	303	306	300

（２）生活系不燃ごみ・粗大ごみ

生活系不燃ごみ・粗大ごみの1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において増加していますが、予測式は二次曲線式を除き、横ばい傾向を示しました。

現在はコロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、今後については極端な増加は考えにくいため、現状の傾向が推移した場合では、実績値の平均値で推移するものとします。

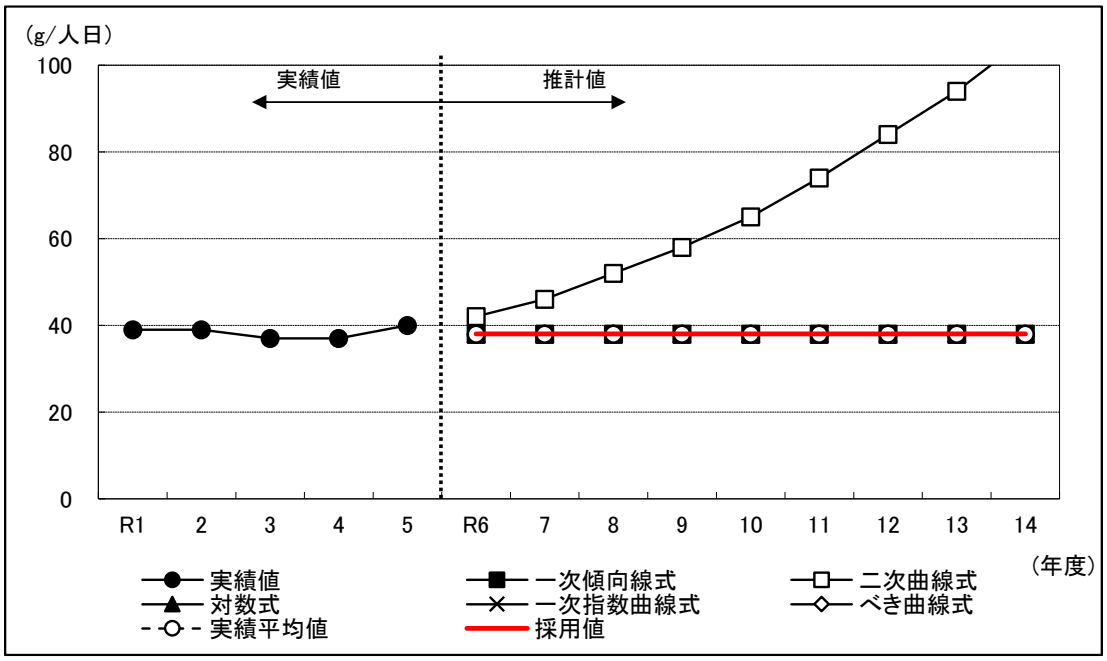


図 3-41　生活系不燃・粗大ごみの予測

表 3-30　生活系不燃・粗大ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
白馬村 (g/人日)	39	40	38	38

（３）生活系資源物・その他・集団回収

生活系資源物・その他・集団回収の1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は二次曲線式を除き、減少傾向を示しました。

実績は、近年は増加傾向ですが、今後については極端な増加は考えにくいため、現状の傾向が推移した場合では、実績値の平均値で推移するものとします。

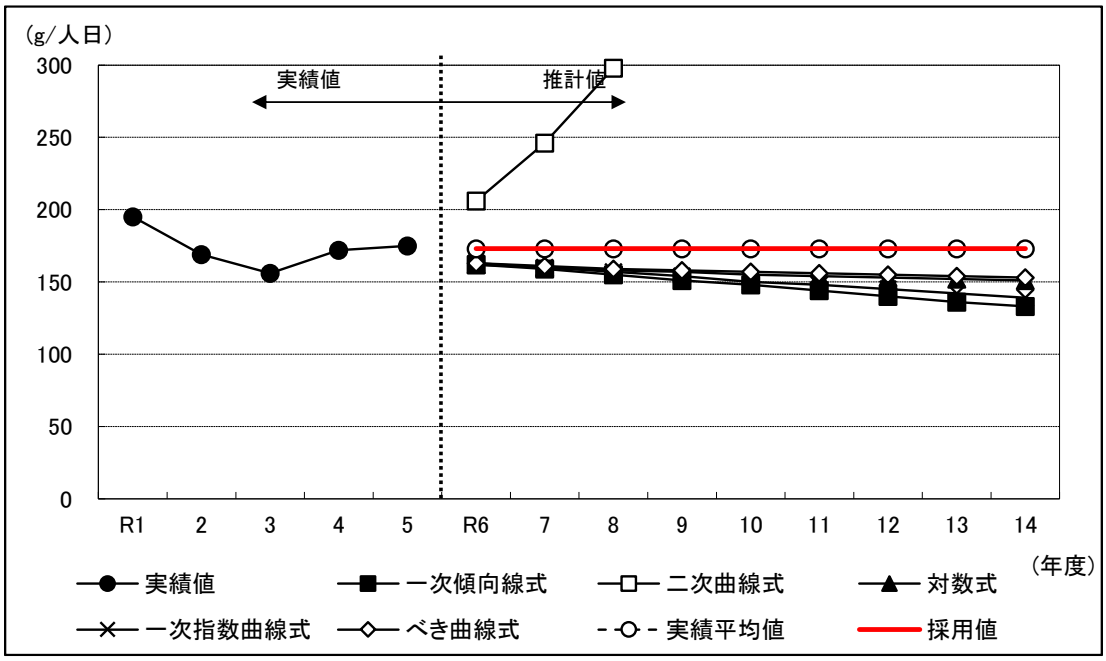


図 3-42　生活系資源物・その他・集団回収の予測

表 3-31　生活系資源物・その他・集団回収の予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
白馬村 (g/人日)	195	175	173	173

（４）事業系ごみ

事業系ごみの１日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において増加しているため、予測式は増加傾向を示しました。

実績は、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向であり、今後も多くの観光客が来訪し、それに伴い事業系ごみの排出量も増加が見込まれます。しかし、極端な増加は考えにくいため、現状の傾向で推移した場合では、中庸な一次傾向線式を採用します。

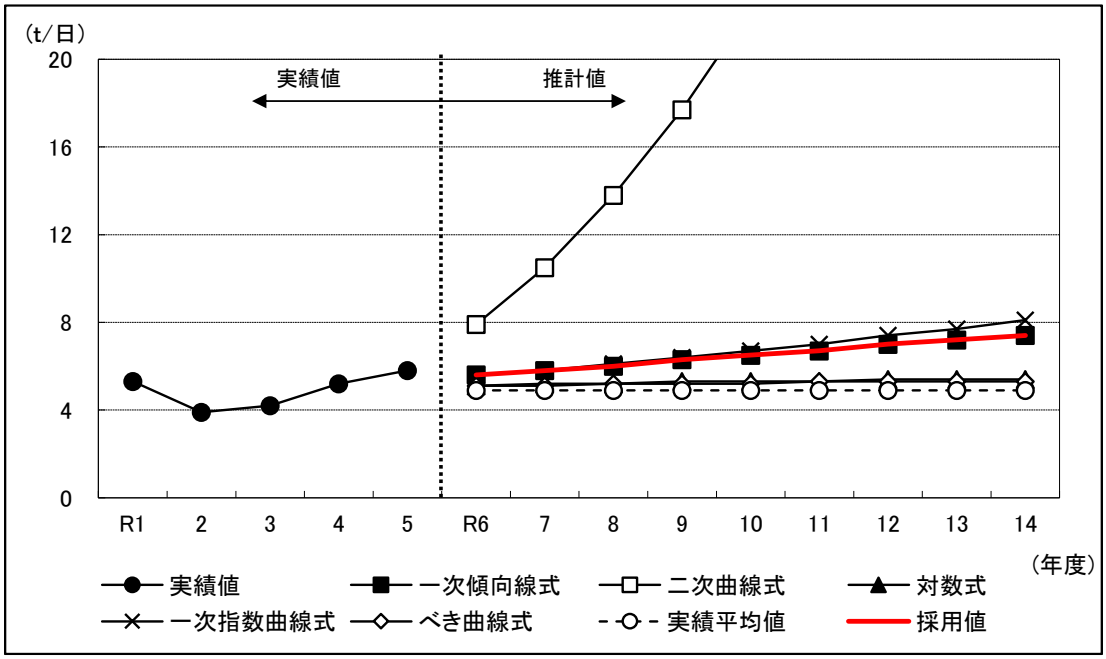


図 3-43　事業系ごみの予測

表 3-32　事業系ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
白馬村 (t/日)	5.3	5.8	5.8	7.4

３）小谷村における推計式による予測結果

（１）生活系可燃ごみ

生活系可燃ごみの1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和4年度までの4年間において増加し、令和5年度に減少に転じたため、予測式は減少傾向と横ばい傾向を示しました。

令和5年度は前年度より減少していますが、現在はコロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつあり、今後については極端な減少は考えにくいため、現状の傾向が推移した場合では、実績値の平均値で推移するものとします。

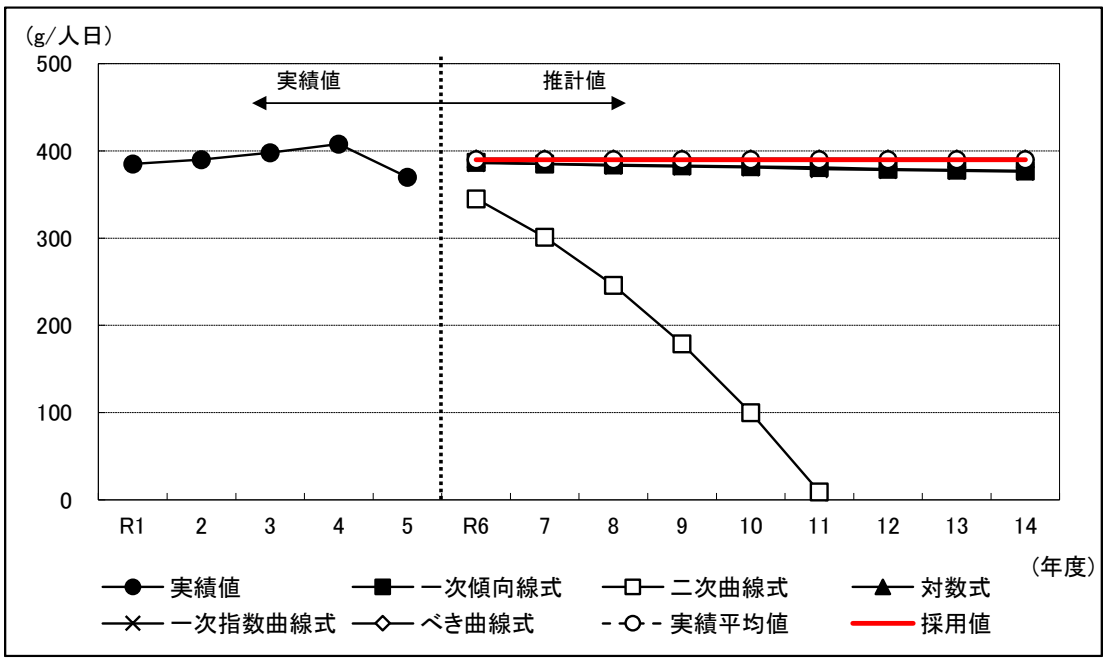


図 3-44　生活系可燃ごみの予測

表 3-33　生活系可燃ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
小谷村 (g/人日)	385	370	390	390

（２）生活系不燃ごみ・粗大ごみ

生活系不燃ごみ・粗大ごみの1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は減少傾向を示しました。

現在はコロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつあり、極端な減少は考えにくいため、現状の傾向で推移した場合では、最も緩やかに減少するべき曲線式を採用します。

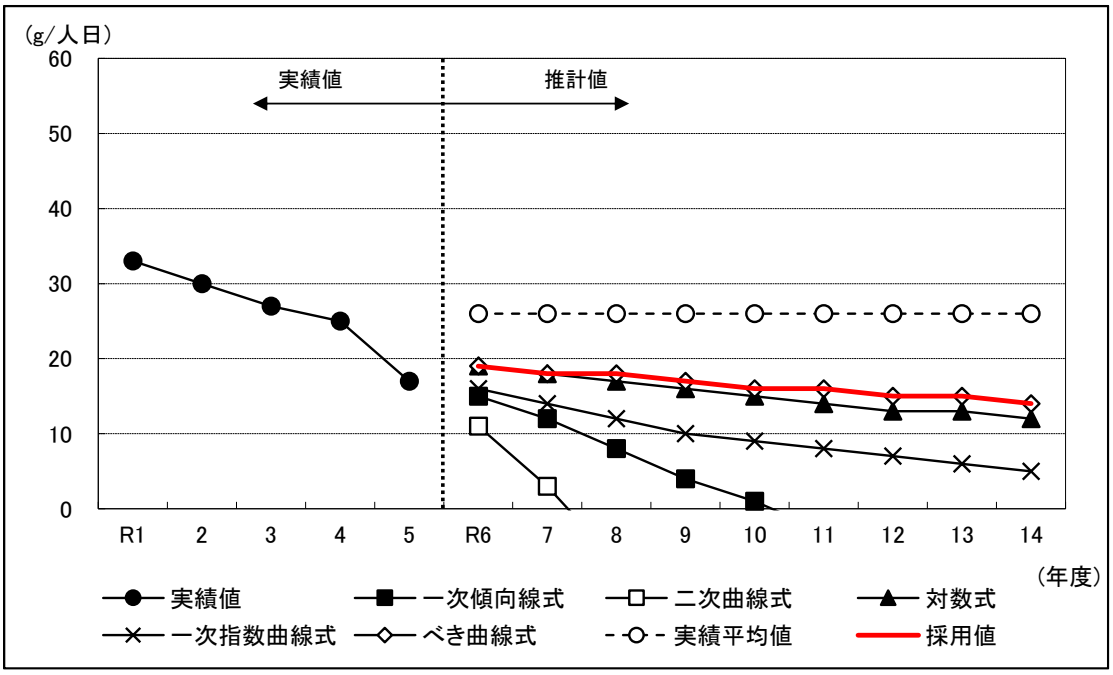


図 3-45　生活系不燃・粗大ごみの予測

表 3-34　生活系不燃・粗大ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
小谷村 (g/人日)	33	17	18	14

（３）生活系資源物・その他・集団回収

生活系資源物・その他・集団回収の1人1日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は減少傾向を示しました。

実績は、令和2年度から令和4年度まで横ばいであったことから、現状の傾向が推移した場合では、実績値の平均値で推移するものとします。

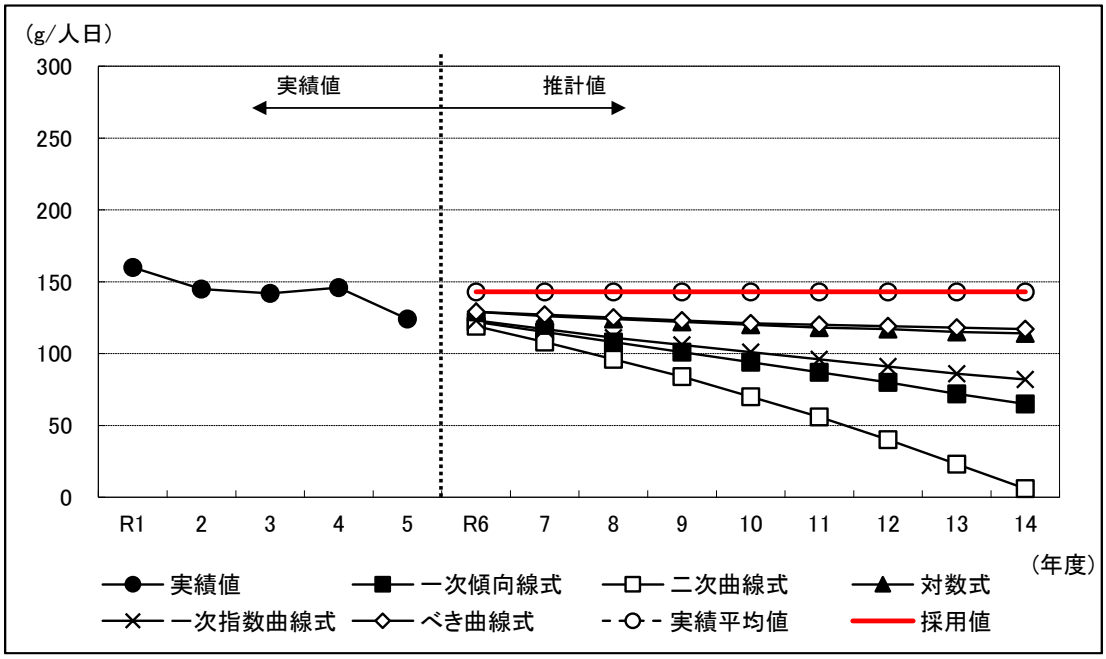


図 3-46　生活系資源物・その他・集団回収の予測

表 3-35　生活系資源物・その他・集団回収の予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
小谷村 (g/人日)	160	123	143	143

（４）事業系ごみ

事業系ごみの１日当たりの排出量は、令和元年度から令和5年度までの5年間において減少しているため、予測式は二次曲線式を除き、減少傾向を示しました。

現在はコロナ禍の影響から徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、今後については極端な増加は考えにくいため、現状の傾向が推移した場合では、実績値の平均値で推移するものとします。

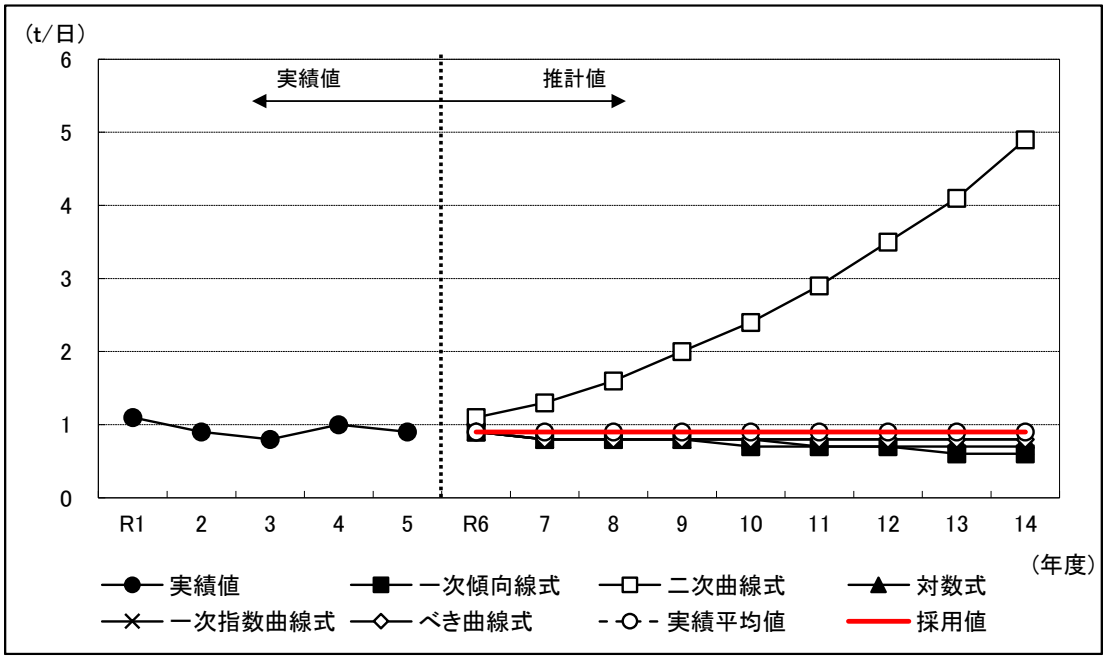


図 3-47　事業系ごみの予測

表 3-36　事業系ごみの予測

	R1	R5	R7	R14
	実績		見込み	
小谷村 (t/日)	1.1	0.9	0.9	0.9

４） ごみ排出量の見込み

推計式による予測結果を反映させたごみ排出量の見込みは以下のとおりです。ごみ排出量は令和5年度より増加する見込みです。また、1人1日当たりの排出量は増加傾向であるため、発生抑制に関する対策を施す必要があります。

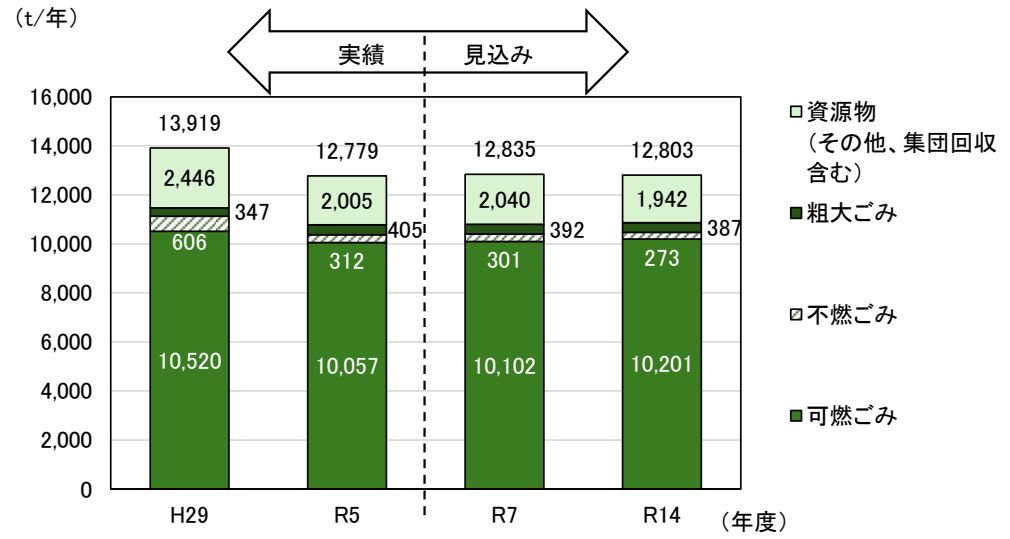


図 3-48　ごみ排出量の見込み

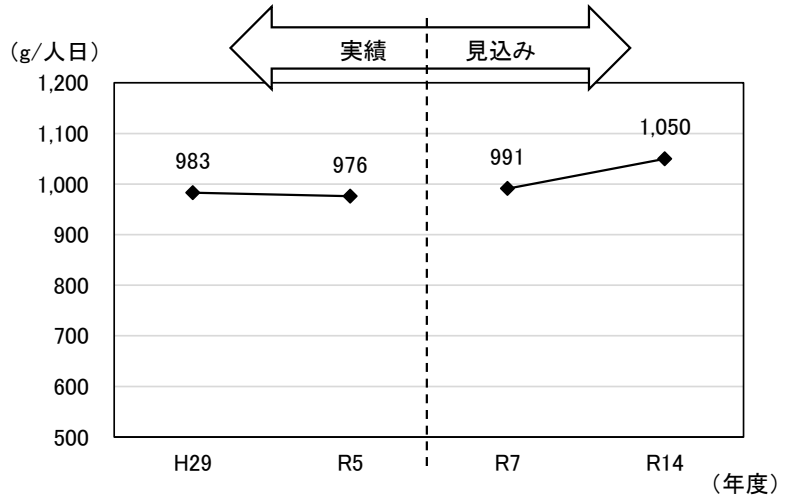


図 3-49　１人１日当たりの排出量の見込み

表 3-37　ごみ排出量及び処理量の見込み（その 1）

市村＼年度		実績		見込み	
		H29	R5	R7	R14
人口（人）	大町市	27,203	24,926	24,675	22,946
	白馬村	8,780	8,338	8,312	8,128
	小谷村	2,795	2,503	2,479	2,360
	本連合	38,778	35,767	35,466	33,434
排出量合計(t/年)	大町市	9,011	8,254	8,323	7,787
	生活系	6,441	6,182	6,206	5,670
	事業系	2,570	2,072	2,117	2,117
	白馬村	3,898	3,719	3,685	4,216
	生活系	1,680	1,579	1,568	1,515
	事業系	2,218	2,140	2,117	2,701
	小谷村	1,010	806	827	800
	生活系	598	469	498	471
	事業系	412	337	329	329
	本連合	13,919	12,779	12,835	12,803
可燃ごみ（t/年）	大町市	7,050	6,439	6,496	6,093
	生活系	4,651	4,541	4,557	4,154
	事業系	2,399	1,898	1,939	1,939
	白馬村	2,783	2,964	2,945	3,464
	生活系	994	925	928	890
	事業系	1,789	2,039	2,017	2,574
	小谷村	687	654	661	644
	生活系	361	339	353	336
	事業系	326	315	308	308
	本連合	10,520	10,057	10,102	10,201
不燃ごみ(t/年) (瀬戸物･ガラスくず･埋立ごみ)	大町市	285	216	209	186
	生活系	285	216	209	186
	事業系	0	0	0	0
	白馬村	269	83	79	77
	生活系	93	83	79	77
	事業系	176	0	0	0
	小谷村	52	13	13	10
	生活系	29	13	13	10
	事業系	23	0	0	0
	本連合	606	312	301	273
粗大ごみ（t/年）	大町市	120	260	251	224
	生活系	120	260	251	224
	事業系	0	0	0	0
	白馬村	181	126	123	146
	生活系	54	38	36	35
	事業系	127	88	87	111
	小谷村	46	19	18	17
	生活系	28	3	3	2
	事業系	18	16	15	15
	本連合	347	405	392	387

表 3-37　ごみ排出量及び処理量の見込み（その 2）

市村＼年度		実績		見込み	
		H29	R5	R7	R14
資源物・その他・集団回収(t/年)	大町市	1,556	1,339	1,367	1,284
	生活系	1,385	1,165	1,189	1,106
	事業系	171	174	178	178
	白馬村	665	546	538	529
	生活系	539	533	525	513
	事業系	126	13	13	16
	小谷村	225	120	135	129
	生活系	180	114	129	123
	事業系	45	6	6	6
	本連合	2,446	2,005	2,040	1,942
1人1日当たり(g/人日) 排出量	大町市	908	905	924	930
	白馬村	1,216	1,219	1,215	1,421
	小谷村	990	880	915	929
	本連合	983	976	991	1,050
1人1日当たり(g/人日) 生活系ごみ	大町市	649	678	689	677
	白馬村	524	517	517	511
	小谷村	586	512	551	547
	本連合	616	629	639	628
1人1日当たり(g/人日) 生活系可燃ごみ	大町市	468	498	506	496
	白馬村	310	303	306	300
	小谷村	354	370	390	390
	本連合	424	443	451	441
1人1日当たり(g/人日) 生活系不燃・粗大ごみ	大町市	41	52	51	49
	白馬村	46	40	38	38
	小谷村	56	17	18	14
	本連合	43	47	46	44
1人1日当たり(g/人日) 生活系資源物・その他・集団回収	大町市	139	128	132	132
	白馬村	168	175	173	173
	小谷村	176	124	143	143
	本連合	149	138	142	143
1人1日当たり(g/人日) 生活系ごみ（資源物等除く）	大町市	509	550	557	545
	白馬村	356	343	344	338
	小谷村	410	388	408	404
	本連合	467	490	497	485
1日当たり(t/日) 事業系ごみ	大町市	7.0	5.7	5.8	5.8
	白馬村	6.1	5.8	5.8	7.4
	小谷村	1.1	0.9	0.9	0.9
	本連合	14.2	12.4	12.5	14.1

※端数処理により内訳と合計は一致しないことがある。

３．将来の見込みと目標値

１）前計画の目標値の達成状況

推計式による予測結果を反映させたごみ排出量の見込みと、前計画の目標値（平成30年3月策定時）の達成状況を表3-38に示します。

令和14年度の見込みは、1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの生活系ごみ（資源物を除く）については達成困難な状況と見込まれます。一方、事業系ごみは令和5年度実績ですでに令和14年度の目標値を達成しています。

達成が困難な要因としては、生活系ごみは減少傾向が続いているものの、前計画策定時よりも排出抑制が進んでいないことが挙げられます。

表 3-38　前計画の目標値の達成状況

	前計画目標値		実績値	見込み	
	R5	R14	R5	R7	R14
1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	927	927	976	991	1,050
1人1日当たりの生活系ごみ（資源物等除く）（g/人日）	395	378	490	497	485
事業系ごみ（t/日）	14.9	14.9	12.4	12.5	14.1
焼却処理量（t/年）	―	―	10,362	10,398	10,472
資源化率（%）	―	―	16.8	16.8	16.1

□ は未達成

※生活系ごみ＝「生活系ごみ」-「資源物」-「集団回収量」

２）県の目標値の達成状況

推計式による予測結果を反映させたごみ排出量を、長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標値の考え方に当てはめた場合を表3-39に示します。

1人1日当たり排出量は令和7年度の見込みから2.1%削減した970gが目標値となり、総排出量は、1人1日当たり排出量に令和7年度の将来人口を乗じて算出した12,558tとなります。また、1人1日当たりの生活系ごみ及び最終処分量は、令和7年度の見込みが目標値となります。

以上により、長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標値を関係3市村に当てはめた場合、1人1日当たり排出量の見込みは目標を達成しませんが、1人1日当たりの生活系ごみや最終処分量の見込みは目標を達成すると見込まれます。資源化率の見込みは目標を達成しませんが、電子書籍の普及により紙類の収集量そのものが減少していること、店頭回収の普及により行政が把握できない資源化量が増えていることなどから、目標を達成することは難しいと考えられます。

表 3-39　県の目標値を関係 3 市村に当てはめた場合

	県の目標値を当てはめた場合※1	実績値	推計式による予測結果の見込み	
	R7	R5	R7	R14
1人1日当たりのごみ排出量 （g/人日）	970	976	991	1,050
1人1日当たりの生活系ごみ（資源物等除く） （g/人日）	497	490	497	485
総排出量 （t/年）	12,558	12,779	12,835	12,803
資源化率 （%）	17	16.8	16.8	16.1
最終処分量 （t/年）	1,292	1,292	1,292	1,278

□ は未達成

※1 における 1 人 1 日当たりのごみ排出量　970g/人日＝R7 推計値 991g/人日×（100%－削減割合 2.1%）
削減割合 2.1%＝表 3-40 より目標値 790g/人日÷推計値 807g/人日-1
※1 における総排出量　12,558t/年＝1 人 1 日当たりのごみ排出量 970g/人日×将来人口×年間日数

表 3-40　長野県廃棄物処理計画（第 5 期）

	H30 実績	R7 推計値	R7 目標値	考え方
1人1日当たりのごみ排出量 （g/人日）	811	807	790	事業系ごみの増加抑制とともに、新しい生活様式の実践に伴い懸念される生活系ごみの増加を抑制し、ごみ排出量の減少を目指す。
うち、家庭系ごみ（資源除く） （g/人日）	413	406	406	新しい生活様式の実践に伴い懸念されるごみの増加を抑制し、R7年度推計値の確実な達成を目指す。
総排出量 （千t）	622	595	583	1人1日当たりごみ排出量790g×人口推計×年間日数
リサイクル率 （%）	20.6%	19.6	20.0	現状の水準を継続して維持することを目指す。
最終処分量 （千t）	50	47	47	R2年度推計値51千tから確実な達成を目指す。

※総排出量　＝1 人 1 日当たりのごみ排出量 790g×人口推計×年間日数

４．目標値の設定

１）見直し後の目標値

推計式による予測結果を反映させたごみ排出量は、令和5年度より増加すると見込まれます。また、1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの生活系ごみ（資源物を除く）については、前計画の目標値の達成が困難な見込みです。そこで、本計画では、前計画の目標値の達成を目指し、排出抑制や資源化を進めることとします。見直し後の目標値を表3-41に示します。

見直し後の目標値では、ごみの発生抑制や食品ロスの削減の推進に加え、製品プラスチックの分別収集による資源化を推進します。

なお、事業系ごみは、新型コロナ感染症の影響により一時的に減少しましたが、現在は経済活動の回復に伴い、徐々に落ち着きを取り戻しています。さらに、観光客の増加により、事業系ごみの増加が見込まれています。そのため、事業系ごみは、できる限り排出抑制や資源化を徹底し、排出量の増加を抑えることを目指します。

１人１日当たりのごみ排出量：排出抑制や分別の徹底に加え、製品プラスチックの資源化を開始することで、前計画の目標値 927g/人日を目指す。

１人１日当たりの生活系ごみ：排出抑制や分別の徹底に加え、製品プラスチックの資源化を開始することで、前計画の目標値 378g/人日を目指す。

１日当たりの事業系ごみ　　：各市村が令和元年度から令和 5 年度実績の平均値程度を継続して維持することを目指す。

表 3-41　目標値

	目標値	実績値	目標を達成した場合
	R14	R5	R14
1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	927	976	918
1人1日当たりの生活系ごみ（資源物等除く）（g/人日）	378	490	378
事業系ごみ（t/日）	14.9	12.4	11.6

※1 人 1 日当たりの生活系ごみ＝「生活系ごみ」-「資源物」-「集団回収量」

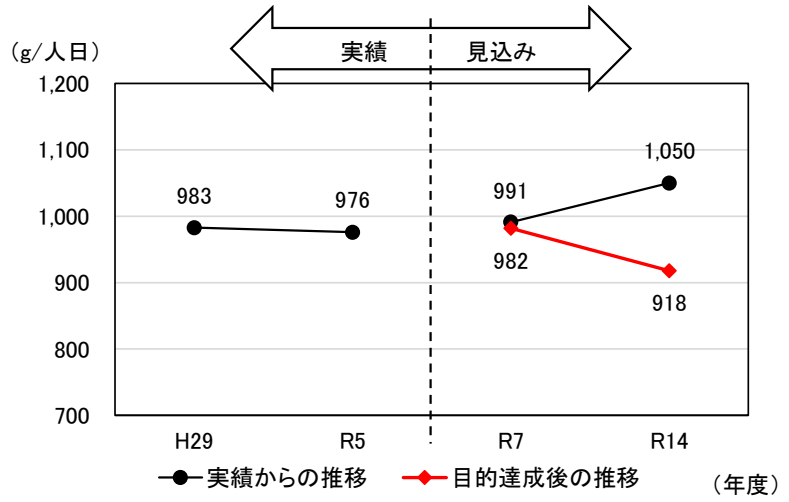


図 3-50　ごみ排出量の見込みと目標を達成した場合（1 人 1 日当たりのごみ排出量）

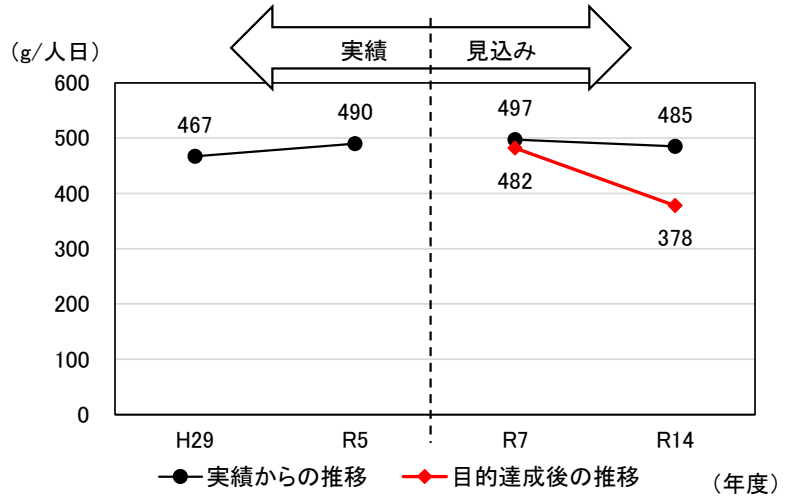


図 3-51　ごみ排出量の見込みと目標を達成した場合（1 人 1 日当たりの生活系ごみ）

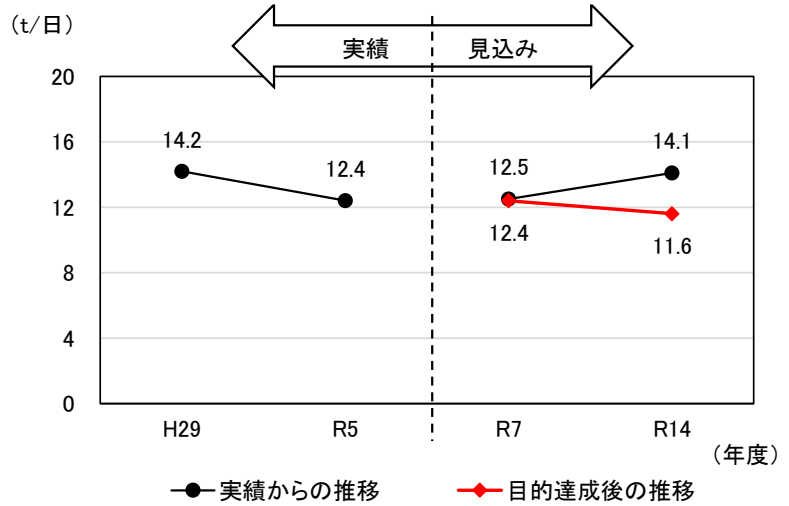


図 3-52　ごみ排出量の見込みと目標を達成した場合（1 日当たりの事業系ごみ）

５．発生抑制・資源化目標の設定

生活系可燃ごみには、紙類やプラスチック類、食べ残し等の生ごみ、さらに生ごみの水分が含まれています。そこで、まず必要なものを必要な量だけ購入する、不要なものは人に譲るなど発生抑制を進めます。次に、生ごみは食べ残し等の削減と水切りを強化し、紙類やプラスチック類は資源物として分別を徹底します。このような取り組みにより、目標を達成することができます。

参考として、表 3-42 に生活系可燃ごみの削減の目安を示します。

表 3-42　生活系可燃ごみの削減の目安

		平均ごみ質（湿ベース）	R1～R5年度平均排出量内訳	削減目標	削減割合	備考
		%	g/人・日	g/人・日	%	
組成	紙類	35.9	166.9	46	27.6	紙類の分別
	布類	12.1	56.3			
	木・竹・ワラ類	15.5	72.1			
	プラスチック類	12.0	55.8	4	7.2	プラ類の分別
	ゴム・皮革類	3.6	16.7			
	厨芥類（生ごみ）	16.0	74.4	22	29.6	
				(12)	(16.1)	食べ残し等の削減
				(10)	(13.4)	水切りの強化
	不燃物類	1.1	5.1			
	その他	3.8	17.7			
	合計	100.0	465.0	72		
発生抑制				35	7.5	発生抑制
削減目標　合計				**107**		

※平均ごみ質（湿ベース）は、表 3-13 に示すごみ組成分析結果を元に算出した。

上記を参考に、以下のような行動を積極的に実践し、ごみの発生抑制に努めます。

・マイバッグを持参する：レジ袋（LL サイズ）1 枚　約 8g～10g
・マイ箸を持参する：割り箸　1 膳　約 5g
・水筒を持参する：ペットボトル（500mL）1 本　約 20g～30g
・残さずに食べきる：おにぎり 1 個　約 110g
・資源物に分別する：A4 用紙（普通紙）1 枚　約 4g

６．排出抑制目標

関係 3 市村における目標達成に向けた生活系ごみ及び事業系ごみの削減量の目安を表 3-43 に示します。

表 3-43　目標達成向けた生活系ごみ及び事業系ごみの削減量の目安

生活系ごみ　（g/人日）

	実績 R5	推計値 R14	目標 R14	削減量（推計値-目標）
大町市	550	545	425	-120
白馬村	343	338	262	-76
小谷村	388	404	311	-93
関係3市村	490	485	378	-107

事業系ごみ　（t/日）

	実績 R5	推計値 R14	目標 R14	削減量（推計値-目標）
大町市	5.7	5.8	5.7	-0.1
白馬村	5.8	7.4	5.0	-2.4
小谷村	0.9	0.9	0.9	0.0
関係3市村	12.4	14.1	11.6	-2.5

※生活系ごみ＝「生活系ごみ」-「資源物」-「集団回収量」

7．目標を達成した場合のごみ排出量

可燃ごみの発生抑制をはじめ、可燃ごみに含まれる厨芥類（生ごみ）や紙類、プラスチック類等の分別を徹底し、目標を達成した場合の排出量は以下のとおりです。

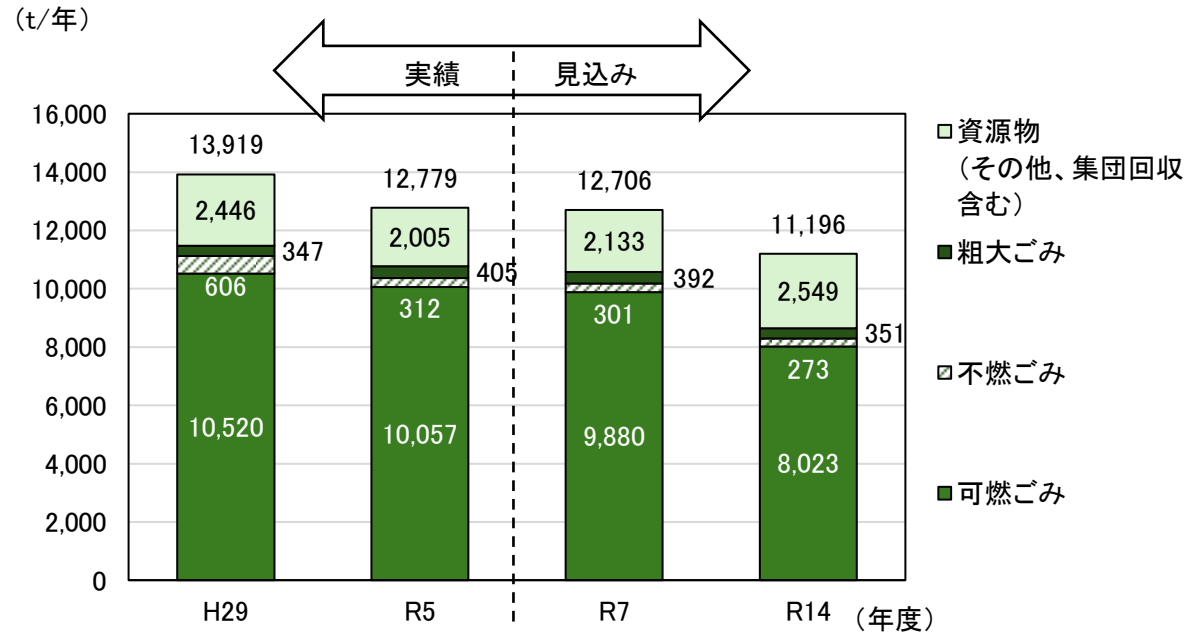


図 3-53　目標達成後の区分別ごみ排出量

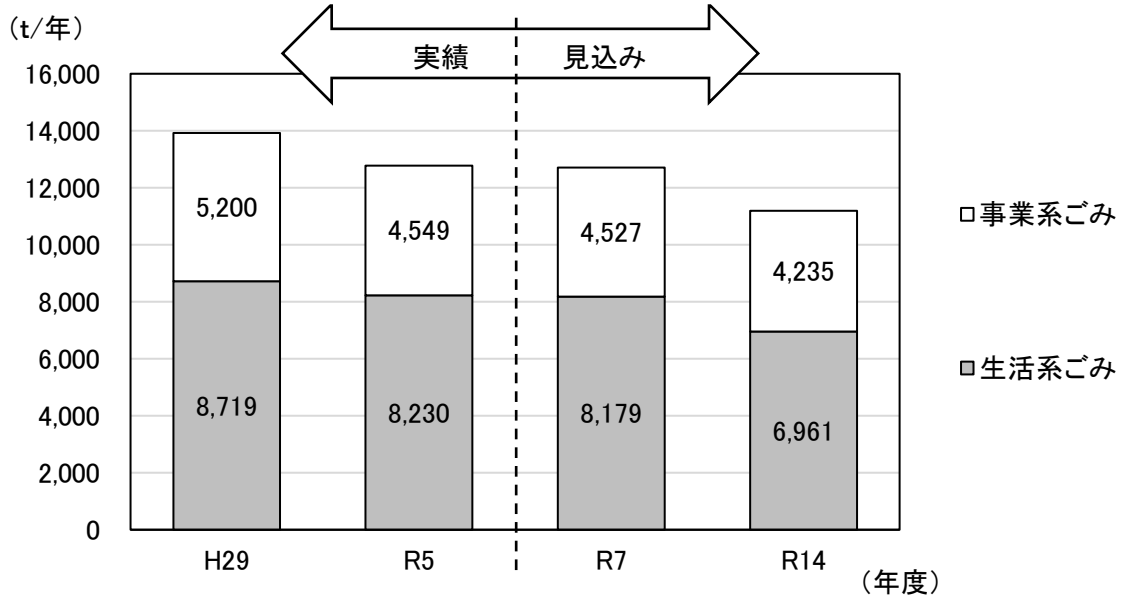


図 3-54　目標達成後の生活系、事業系ごみ排出量

表 3-44　目標を達成した場合の排出量（その 1）

市村＼年度		実績		見込み	
		H29	R5	R7	R14
人口（人）	大町市	27,203	24,926	24,675	22,946
	白馬村	8,780	8,338	8,312	8,128
	小谷村	2,795	2,503	2,479	2,360
	本連合	38,778	35,767	35,466	33,434
排出量合計(t/年)	大町市	9,011	8,254	8,215	7,215
	生活系	6,441	6,182	6,134	5,134
	事業系	2,570	2,072	2,081	2,081
	白馬村	3,898	3,719	3,670	3,222
	生活系	1,680	1,579	1,553	1,397
	事業系	2,218	2,140	2,117	1,825
	小谷村	1,010	806	821	759
	生活系	598	469	492	430
	事業系	412	337	329	329
	本連合	13,919	12,779	12,706	11,196
可燃ごみ（t/年）	大町市	7,050	6,439	6,328	5,055
	生活系	4,651	4,541	4,422	3,149
	事業系	2,399	1,898	1,906	1,906
	白馬村	2,783	2,964	2,906	2,404
	生活系	994	925	889	665
	事業系	1,789	2,039	2,017	1,739
	小谷村	687	654	646	564
	生活系	361	339	338	256
	事業系	326	315	308	308
	本連合	10,520	10,057	9,880	8,023
不燃ごみ(t/年) (瀬戸物･ガラスくず･埋立ごみ)	大町市	285	216	209	186
	生活系	285	216	209	186
	事業系	0	0	0	0
	白馬村	269	83	79	77
	生活系	93	83	79	77
	事業系	176	0	0	0
	小谷村	52	13	13	10
	生活系	29	13	13	10
	事業系	23	0	0	0
	本連合	606	312	301	273
粗大ごみ（t/年）	大町市	120	260	251	224
	生活系	120	260	251	224
	事業系	0	0	0	0
	白馬村	181	126	123	110
	生活系	54	38	36	35
	事業系	127	88	87	75
	小谷村	46	19	18	17
	生活系	28	3	3	2
	事業系	18	16	15	15
	本連合	347	405	392	351

表 3-44　目標を達成した場合の排出量（その 2）

市村＼年度		実績		見込み	
		H29	R5	R7	R14
資源物・その他・集団回収(t/年)	大町市	1,556	1,339	1,427	1,750
	生活系	1,385	1,165	1,252	1,575
	事業系	171	174	175	175
	白馬村	665	546	562	631
	生活系	539	533	549	620
	事業系	126	13	13	11
	小谷村	225	120	144	168
	生活系	180	114	138	162
	事業系	45	6	6	6
	本連合	2,446	2,005	2,133	2,549
1人1日当たり(g/人日)排出量	大町市	908	905	912	861
	白馬村	1,216	1,219	1,210	1,086
	小谷村	990	880	909	881
	本連合	983	976	982	918
1人1日当たり(g/人日)生活系ごみ	大町市	649	678	681	613
	白馬村	524	517	512	471
	小谷村	586	512	545	499
	本連合	616	629	632	571
1人1日当たり(g/人日)生活系可燃ごみ	大町市	468	498	491	376
	白馬村	310	303	293	224
	小谷村	354	370	374	297
	本連合	424	443	436	334
1人1日当たり(g/人日)生活系不燃・粗大ごみ	大町市	41	52	51	49
	白馬村	46	40	38	38
	小谷村	56	17	18	14
	本連合	43	47	46	44
1人1日当たり(g/人日)生活系資源物・その他・集団回収	大町市	139	128	139	188
	白馬村	168	175	181	209
	小谷村	176	124	153	188
	本連合	149	138	150	193
1人1日当たり(g/人日)生活系ごみ（資源物等除く）	大町市	509	550	542	425
	白馬村	356	343	331	262
	小谷村	410	388	392	311
	本連合	467	490	482	378
1日当たり(t/日)事業系ごみ	大町市	7.0	5.7	5.7	5.7
	白馬村	6.1	5.8	5.8	5.0
	小谷村	1.1	0.9	0.9	0.9
	本連合	14.2	12.4	12.4	11.6

※端数処理により内訳と合計は一致しないことがある。

第４節 ごみの発生抑制・資源化の施策

１．施策体系

基本方針に基づく主な施策を示します。

基本方針	基本方針に基づく主な施策
Ⅰ:ごみの発生・排出抑制（４R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）の推進）	① 広報啓発活動の推進（第 8 節 1）
	② ごみの適正分別（第 4 節 2.①と第 4 節 3.①）
	③ 白馬リサイクルプラザの利活用等による3R の推進
	④ 過剰包装・使い捨て商品の購入自粛（第 4 節 2.②）
	⑤ ごみの減量・リサイクル活動への参加（第 4 節 2.⑤）
	⑥ マイバック等の持参によるごみの減量化（第 4 節 2.⑥）
	⑦ 事業者の自己責任の遵守（第 4 節 3.⑤）
	⑧ 食品ロスの削減（第 4 節 2.⑦と第 4 節 3.⑥）
	⑨ 観光ごみ対策（第 4 節 3.⑦）
Ⅱ:効率的な収集運搬	① 収集運搬体制の検討（第 5 節 3）
	② 新たな分別区分の開始（第 5 節 4）
	③ 金属・危険物等の処理不適物の混入防止対策
Ⅲ:環境負荷の低減	① 環境教育の実践（第 4 節 4.②）
	② 環境に配慮した事業活動（第 4 節 3.②）
	③ 地球温暖化防止の推進（第 8 節 2）
	④ 不法投棄対策（第 8 節 4）
	⑤ ごみ処理施設の整備の推進（第 6 節 3）
Ⅳ:ごみ減量化による最終処分場の延命化	① 行政の率先的な取組の推進（第 4 節 4.⑦）
	② ごみ減量を推進する人材等の育成（第 4 節 4.①）
	③ 最終処分場延命化のためのごみの排出抑制・資源化等の推進（第 7 節 3）
Ⅴ:循環型社会づくりに向けた協働の推進	① 循環型・省資源型商品の拡充と PR（第 4 節 3.③）
	② 循環型・省資源型商品の選択購入（第 4 節 2.③）
	③ 販売店回収の促進（第 4 節 3.④）
	④ 循環型社会形成のための生産者責任の要請（第 4 節 4.③）
	⑤ 市民団体等への支援（第 4 節 4.⑤）
	⑥ 事業者等への働きかけ（第 4 節 4.④）
	⑦ 啓発活動と意識改革（第 4 節 4.⑥）
	⑧ 環境に配慮したライフスタイルの確立（第 4 節 2.④）
	⑨ 再生利用品の需要拡大の検討（第 8 節 3）
	⑩ 災害時などにおけるごみ処理体制の整備（第 8 節 5）

図 3-55　施策体系図

２．住民の役割

表 3-45　ごみ発生抑制・資源化に対する住民の役割

住民の役割	
①	ごみの適正分別
	関係 3 市村が定める分別区分を徹底します。
②	過剰包装・使い捨て商品の購入自粛
	県が進めている信州プラスチックスマート運動の推進「意識して選択」を心がけ、商品購入の際は、過剰包装を断り、使い捨て商品・無駄な物の購入（衝動買い）を控えます。また、県が実施している「想い伝わる簡易包装」を心がけ、贈り物をする際は過剰包装を削減する取組に参加します。
③	循環型・省資源型商品の選択購入
	県が進める「信州プラスチックスマート運動」に取り組み、リターナブル容器入りや詰め替えできる商品、再生原料を用いた循環型商品や認定プラスチック使用製品を選択し、使い捨て製品から持続可能な製品へ「少しずつ転換」することに努めます。
④	環境に配慮したライフスタイルの確立
	購入した商品は使い切り、耐久消費材は出来るだけ修理などして長期間使用するなど、普段の生活からリフューズ（Refuse：発生回避）、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生使用）を意識した生活を心がけます。 白馬リサイクルプラザ（リユースひろば）の利用、フリーマーケットやバザー等を活用します。 トレイ・牛乳パック・インクカートリッのジなどの店頭回収に積極的に参加します。 イベント時の際に発生したごみは、ごみの持ち帰りを心がけます。 必要かどうかを十分に考え、無料であっても不要なものは受け取らないようにして、ごみとなるものの発生を防ぎます。
⑤	ごみの減量・リサイクル活動への参加
	生ごみを自家処理するための堆肥化資材の購入と行政の補助制度を活用、地域内活動（集団回収、小中学校 PTA などによる資源回収、ごみ減量などの講習会、フリーマーケット等）へ積極的に参加します。
⑥	マイバック等の持参によるごみの減量化
	収集運搬や中間処理、最終処分の負担を減らすため、マイバック等を活用することでレジ袋の使用を減らします。
⑦	食品ロスの削減
	県が進める「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」に取り組みます。 食材は必要な分だけ購入し、食べきれずに廃棄することがないように努めます。 買い物の際は、すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入する「てまえどり」を実践します。 家庭では料理を必要な分だけ作る、食材を使い切る、外食等では料理をおいしく食べきる、残った料理は持ち帰るなどを心がけ、食品ロスの削減に努めます。また、宴会や会食においては、「残さず食べよう！30・10 運動」に取り組みます。食べ残してしまい、持ち帰りに適した料理の場合は、持ち帰り後美味しくいただきます。 未利用食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、福祉団体や施設などに提供する活動に取り組みます。

３．事業者の役割

表 3-46　ごみ発生抑制・資源化に対する事業者の役割

事業者の役割	
①	ごみの適正分別
	関係 3 市村の全ての事業者は、事業活動で発生するごみの適正分別を進めます。
②	環境に配慮した事業活動
	生産者は、リサイクル可能な商品や寿命の長い製品を作るなど、環境に配慮した事業活動を行います。 事務用品やコピー用紙などは、率先して再生品を使用するなど、環境物品などの購入に努めます。
③	循環型省資源型商品の拡充とＰＲ
	リターナブル容器入りや詰め替えできる商品、再生原料を用いた循環型商品や認定プラスチック使用製品、簡易包装商品の品揃えの拡充と PR に努めます。
④	販売店回収の促進
	資源化可能ごみ（トレイ、インクカートリッジ、電池等）について、店頭回収の普及拡大に努めます。
⑤	事業者の自己責任の遵守
	事業者は、自らが排出しているごみの量を把握し、減量・再利用に努めます。 また、資源物は、事業者独自の資源化ルートの開拓、確保に努めます。
⑥	食品ロスの削減
	食料品の販売店では、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入する「てまえどり」を呼びかけます。 飲食店等では、「残さず食べよう！30・10 運動」を呼びかけ、食べ残しの削減に努めます。お客様が食べ残してしまった場合は、持ち帰りのご協力をお願いします。また、飲食店では、衛生的に持ち帰ることができるよう、持ち帰りに適した料理、容器を検討します。
⑦	観光ごみの対策
	多量の観光ごみが発生しており、日帰り客に対しては、ごみの持ち帰りを啓発します。宿泊客については、旅館等では食べ残しが出ないような工夫に努め、自家処理（生ごみ堆肥化等）を検討します。 ドリンクボトル持参者への飲料サービス、ツアーガイドによるごみの分別や削減方法の説明、イラストよる分別案内、ごみ拾いなどの「環境保全ツアー」を提供するなど、観光ごみの削減に向けた工夫を検討します。

４．行政の役割

表 3-47　ごみ発生抑制・資源化に対する行政の役割（1）

行政の役割	
①	ごみ減量を推進する人材等の育成
	関係 3 市村は､地域に根ざしたリサイクル活動や環境教育を先導的に推進する人材(組織）の育成に努めます。
②	環境教育の実践
	関係 3 市村は、ごみ処理の仕組み、分別の仕方等について住民への啓発に努めます。 住民団体と協働し、分別の徹底やごみの行方等に関する説明会、勉強会、ごみ処理施設の見学会などを開催し、ごみ処理や環境行政に関する学習の機会を提供します。 地域の小・中学校と連携し、小学生を対象に施設見学、環境教室を開催、中学生を対象に地域のクリーン活動を通じ､ポイ捨て･不法投棄などの実態に触れる機会を提供し、意識の醸成に努めます。
③	循環型社会形成のための生産者責任の要請
	関係 3 市村は、循環型社会の形成のため、商品等の製造者に対し、生産者としての責任と役割（関係業界内での回収と処理、簡易包装の実施等）について、国・県を通じて要請します。
④	事業者等への働きかけ
	関係 3 市村は、事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう働きかけます。 多量排出事業者には、減量化計画等の策定を指導し、ごみの減量に対する意識を高めます。 宿泊施設等については、ごみ分別リーフレット・ごみ分別シールの活用による、宿泊客へのごみの分別の周知や分別のためのごみ箱の設置と表示を促進します。 ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所を広報等で紹介します。また、環境負荷の軽減に配慮した事業活動を行っている事業者の先駆的な優良取組事例を紹介し、ごみの発生抑制の意識啓発を図ります。
⑤	市民団体等への支援
	関係 3 市村は、集団回収など資源化活動をしている市民団体、PTA 等に対し、支援を行います。
⑥	啓発活動と意識改革
	関係 3 市村は、住民、事業者への啓発活動を推進し、転入者に対し、転入手続きの際に、ごみの排出方法、分別の仕方等について、職員が十分な説明を行います。また、住民団体、事業者団体等との意見交換を行います。 さらに、特に搬入ごみのトップ 3 である、紙類・プラスチック類・厨芥類（生ごみ）の減量を推進します。 1）紙類 リサイクルマーク付きの紙類やダンボールのほか、コピー用紙・メモ用紙・封筒など雑紙としてリサイクルできる紙類の周知徹底を図ります。あわせて、感熱紙・カーボン紙・防水加工紙・圧着ハガキなどの混入防止の周知徹底を図ります。

表 3-47　ごみ発生抑制・資源化に対する行政の役割（2）

行政の役割	
⑥	啓発活動と意識改革
	2）プラスチック類 県が進めている信州プラスチックスマート運動の推進「意識して選択」を呼び掛け、使い捨てのストローや使い捨てスプーン等の使用削減を図ります。 商品包装に多く使用されているプラスチック類について、引き続き、資源物への分別徹底を周知します。また、新たに分別対象となるプラスチック製品について、周知するとともに、ペットボトルや汚れた物が混入しないよう周知徹底を図ります。 3）厨芥類（生ごみ） 排出前の水切りの徹底と、生ごみ堆肥化資材や生ごみ処理機の購入に対する補助制度の拡充により自家処理を進め、厨芥類の減量を図ります。 事業活動に伴う廃棄物の自家処理（生ごみ堆肥化等）を促進します。 食品ロスの削減のため、外食や宴会での「残さず食べよう！30・10 運動」を広めます。食べきれずに残ってしまい、持ち帰りに適した料理に関しては、持ち帰りを勧めます。 食料品の販売店と連携して、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入する「てまえどり」を呼びかけます。 未利用食品の提供を呼び掛けるとともに、フードバンク活動の認知度を向上させ、その活動を支援します。 4）金属ごみや危険ごみの混入防止 施設・設備の故障、火災の原因につながる処理不適物の混入防止に向けた啓発と展開検査等による指導を強化します。 5）広告媒体 上記を含むごみの減量とリサイクルの推進を図るため、次の媒体を活用しながら住民の意識改革を推進します。 〇ごみの出し方に関するパンフレット・カレンダー等による啓発 〇関係 3 市村のＨＰ、ＳＮＳ、広報等を活用した啓発 〇関係 3 市村のケーブルテレビ（データ放送）による啓発 〇白馬リサイクルプラザの有効活用 〇展開検査に基づく指導の徹底
⑦	行政の率先的な取組の推進
	関係 3 市村は、自らが循環型社会の一員であることを認識し、関係 3 市村と行政機関の職員が率先してごみの排出抑制とリサイクルの推進を実行します。また、ごみ減量化のために機密文書の回収を推進します。 個人情報等が記載された機密文書は、個人情報保護の観点から通常の資源物として排出せず、焼却ごみとして処理している事業者が多数を占めています。それらの紙類を資源としてリサイクルするため、年に 1～2 回程度、機密文書の回収を実施します。回収した機密文書は、行政が直接製紙会社に持込み、融解処理します。 グリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。 公共調達においてプラスチック代替製品の活用を進めます。

第５節 収集運搬計画

１．今後の収集、分別方法

関係 3 市村では、従来どおり各行政区域内の収集運搬を民間委託により実施します。

今後の分別区分、収集方法、搬入先を表 3-48 に示します。また、行政収集（運搬）区分と頻度を

表 3-49 に、指定袋の種類と大きさを表 3-50 に示します。

表 3-48　今後の分別区分、収集方法、搬入先

区分					分別（排出方法）	搬入先
広域処理	可燃系	燃えるごみ(指定袋)			収集 直接搬入	北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク 白馬リサイクルセンター
		燃えるごみ(指定袋以外)			直接搬入	北アルプスエコパーク
		可燃性粗大ごみ				
	資源物（リサイクル物）	容器包装類	白色トレイ		収集 直接搬入	北アルプスエコパーク 大町リサイクルパーク 白馬リサイクルセンター
			ペットボトル			
			びん類	無色		
				茶色		
				その他の色		
			紙製容器包装			
			紙パック			
			アルミ缶			
		紙類	段ボール			
			新聞			
			雑誌			
		プラスチック(容リプラ、製品プラ)				
		衣類等				
		廃食用油			直接搬入	
		小型電子機器等				
	不燃系	金属類(指定袋)			収集 直接搬入	
		乾電池				
		瀬戸物･ガラスくず				
		蛍光灯･蛍光ランプ			直接搬入	
		水銀式温度計・体温計				
各市村処理		不燃性粗大ごみ(金属類)			各市村で対応	
		家電4品目				
		豆炭灰･ブロック屑等				

表 3-49　行政収集（運搬）の区分と頻度

<table>
<tr><th rowspan="2">分別区分</th><th colspan="3">収集頻度</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>大町市</th><th>白馬村</th><th>小谷村</th></tr>
<tr><td>可燃ごみ</td><td>2回／週</td><td>3回／週</td><td>2回／週</td><td></td></tr>
<tr><td>不燃ごみ
（金属類）</td><td>1回／週</td><td>3回／週</td><td>1回／月</td><td>小型電化製品を含む。</td></tr>
<tr><td>資源物</td><td>1回／月</td><td>1回／週</td><td>1回／月
（プラスチック、白色トレイは2回／月）</td><td></td></tr>
<tr><td>瀬戸物・
ガラスくず</td><td rowspan="2">1回／週
（資源物収集にあわせて実施）</td><td>3回／週</td><td>指定日</td><td></td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td>1回／週
（リサイクル物収集にあわせて実施）</td><td>1回／月
（金属類収集にあわせて実施）</td><td></td></tr>
<tr><td>衣類</td><td>拠点回収</td><td>1回／週</td><td>指定日</td><td></td></tr>
<tr><td>蛍光管</td><td>拠点回収</td><td>拠点回収</td><td>拠点回収</td><td></td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td colspan="4">関係 3 市村が指定する場所へ直接搬入</td></tr>
<tr><td>家電4品目</td><td colspan="4">購入した小売業者、購入した小売業者が不在や不明の場合は粗大ごみ回収場所</td></tr>
</table>

表 3-50　指定袋と大きさ

	排出方法	大きさ
可燃ごみ	指定袋	大：45L 中：30L 小：20L
不燃ごみ（金属類）	指定袋	大：45L 中：30L 小：20L
事業系可燃ごみ	指定袋	45L

２．収集区域

関係 3 市村の行政区域内全域を収集区域とします。

３．収集運搬体制の検討

分別排出されたごみは、関係 3 市村が迅速かつ衛生的に収集運搬を行います。また、引き続き集積所などの適正な維持管理と排出マナーの向上を啓発します。

収集運搬量は減少傾向にあるため、ごみ収集量に応じた効率的な収集運搬体制について、引き続き検討を進めます。

４．新たな分別区分の開始

「プラスチック資源循環促進法」が令和 4 年 4 月に施行されたことを踏まえ、関係 3 市村では、令和 7 年 4 月から、プラスチック製品と容器包装プラスチックの一括回収をはじめます。そのため、新たな分別の方法について住民への周知に努め、ごみの発生抑制・排出抑制を推進し、焼却処理量の削減を図ることで、環境負荷の低減を目指します。

一方で、住民に対して、プラスチック製品のごみの排出抑制を促します。また、プラスチック製品を使用する際は認定された製品を利用するよう、ＳＮＳやごみカレンダー、ポスターなどを活用して啓発・情報提供を行います。

プラスチック製品の分別収集量の見込み量を以下に示します。令和 4 年度の「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」の事例を参考に、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収した実証事業の組成結果の平均をもとに算出しました。その結果、関係 3 市村におけるプラスチック製品の分別量は 52t/年と見込まれます。

表 3-51　一括回収した実証事業の組成結果

	大泉町	江戸川区	横須賀市	富山市	一括収集における 湿重量比　平均
容器包装	60.7%	71.4%	89.7%	63.4%	71.3%
製品	33.8%	21.7%	8.6%	31.5%	23.9%
異物	5.5%	3.9%	1.6%	5.1%	4.0%
禁忌品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水分	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：令和4年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の各自治体の結果概要について

表 3-52　組成結果の平均値から試算した製品プラスチック分別見込み量

		実績	見込み	備考
		R5	R7	
人口	（人）	35,767	35,466	
大町市	（人）	24,926	24,675	
白馬村	（人）	8,338	8,312	
小谷村	（人）	2,503	2,479	
生活系資源物	（t/年）	1,812	1,796	
大町市	（t/年）	1,165	1,153	見込みはR5の原単位から算出
白馬村	（t/年）	533	531	
小谷村	（t/年）	114	112	
容器包装プラ	（t/年）	155	154	
大町市	（t/年）	105	104	資源物中の割合　9.0%
白馬村	（t/年）	36	36	資源物中の割合　6.8%
小谷村	（t/年）	14	14	資源物中の割合　12.3%
製品プラ	（t/年）		52	
大町市	（t/年）		35	容器包装プラ/71.3%×23.9%
白馬村	（t/年）		12	
小谷村	（t/年）		5	
製品プラ	（g/人日）		4.0	
大町市	（g/人日）		3.9	製品プラ(t/年)/人口/年間日数より算出
白馬村	（g/人日）		4.0	
小谷村	（g/人日）		5.5	

５．金属・危険物等の処理不適物の混入防止対策

焼却施設や設備の故障や火災等の原因につながる金属類や危険ごみなどの処理不適物の混入防止に向け、収集時や搬入時の展開検査による指導の強化を図るとともに、混入の実態把握（排出状況の見える化）に基づく周知・指導を関係 3 市村と連携し、適正な分別の啓発を推進します。

このため、一般家庭から排出される可燃ごみについては、関係 3 市村別に展開検査を定期的に実施し、その結果を地域や地区に報告するとともに、広報紙やホームページ等により連携した啓発を行います。また、事業所から排出される一般廃棄物についても展開検査を強化し、廃棄物を搬入した収集運搬業者と依頼主である事業所に対するごみ分別の徹底を通知等により直接指導し改善を図ります。

このほか、集合住宅や外国人に向けたごみの出し方の周知・徹底については、ごみ分別アプリや外国語表記のチラシなどを活用した情報発信などを検討し、金属類やリチウムイオン電池などの混入防止に一層取組みます。

なお、リチウムイオン電池などを含む機器は、分別せずに捨てられた場合、収集車や処理施設での発火事故につながります。関係 3 市村では、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパーク、白馬リサイクルセンターにおいて、直接搬入で資源として受け入れ、処理を「一般社団法人ＪＢＲＣ」に依頼しています。収集車や処理施設の火災事故を防ぐため、リチウムイオン電池の適正な排出方法について、周知啓発を積極的に実施します。

第６節 中間処理計画

１．中間処理に関する基本方針

関係 3 市村では、平成 30 年 8 月からごみの広域処理を開始しました。今後も、排出されたごみは、資源化を積極的に進めるとともに、安全かつ衛生的に焼却処理と熱回収を行い、環境に配慮した処理を推進します。また、「プラスチック資源循環促進法」を受け、製品プラスチックの資源化を進めます。

２．中間処理量

中間処理の計画量を以下に示します。可燃ごみの減少により焼却処理量は、減少する見込みです。

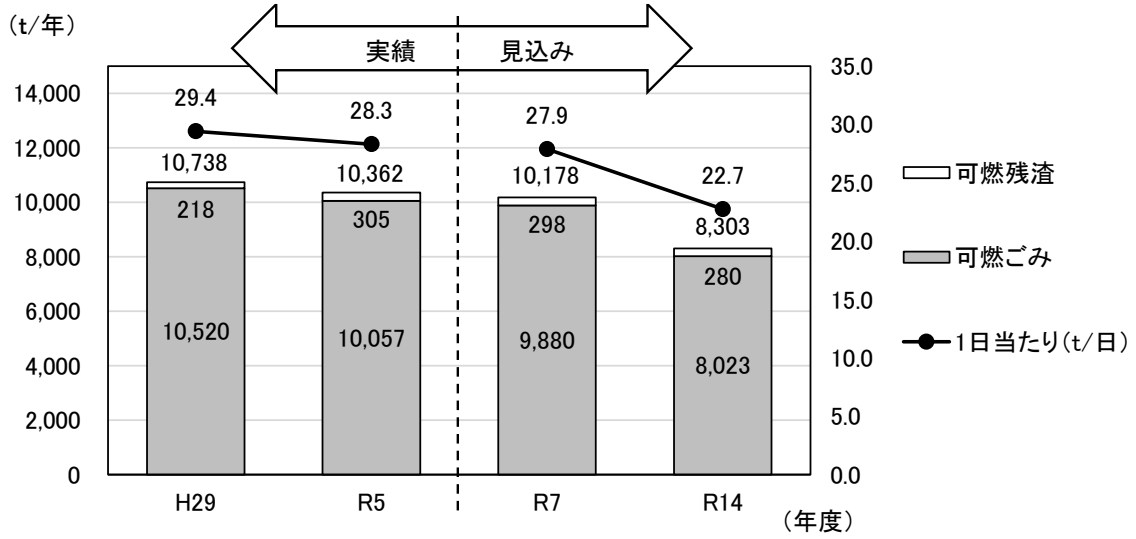


図 3-56　焼却処理の計画量

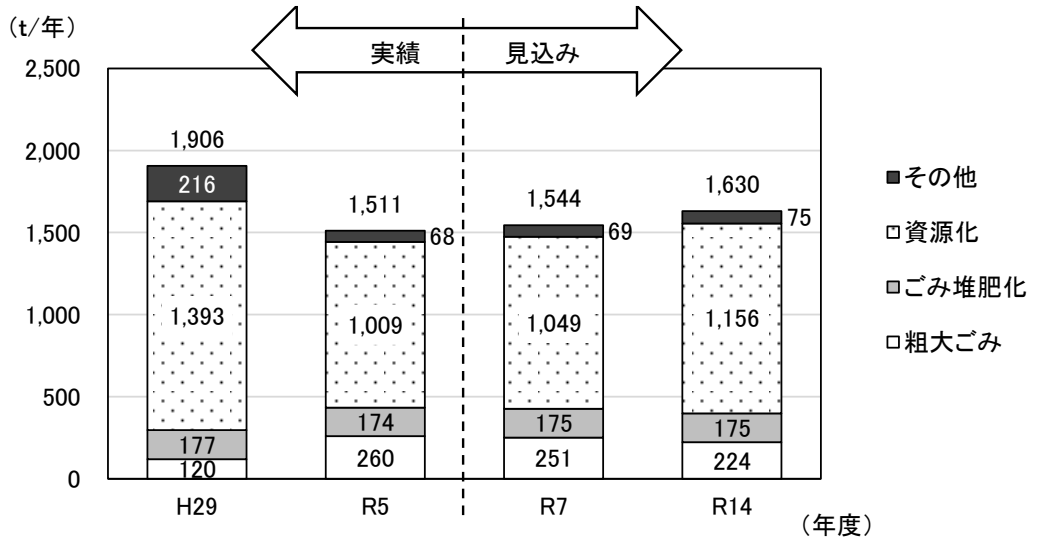


図 3-57　焼却以外の中間処理の計画量

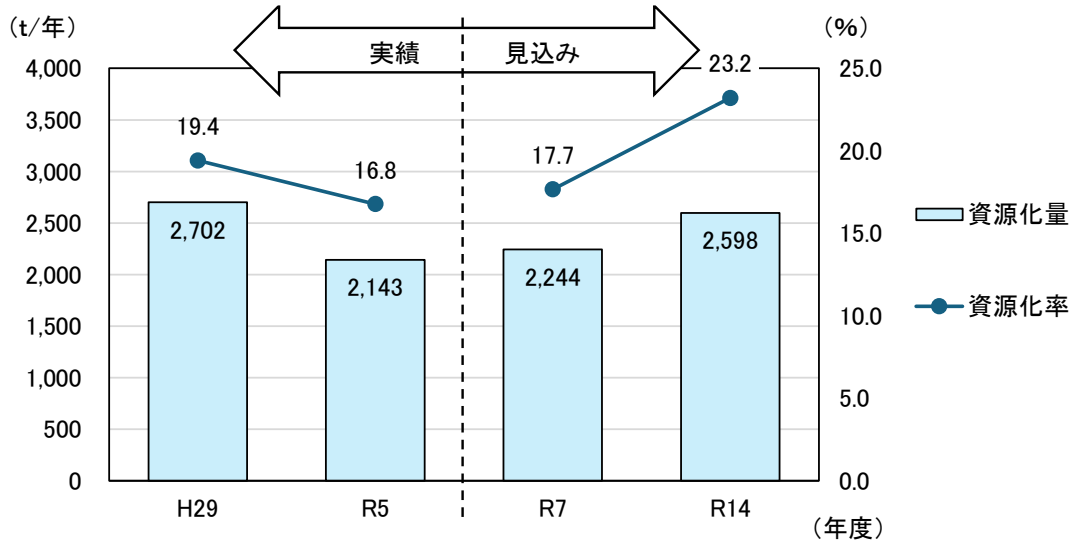


図 3-58　資源化の計画量と資源化率

３．ごみ処理施設の整備の推進

「プラスチック資源循環促進法」を受け、製品プラスチックの資源化を進めるとともに、第３期最終処分場の整備を進めます。

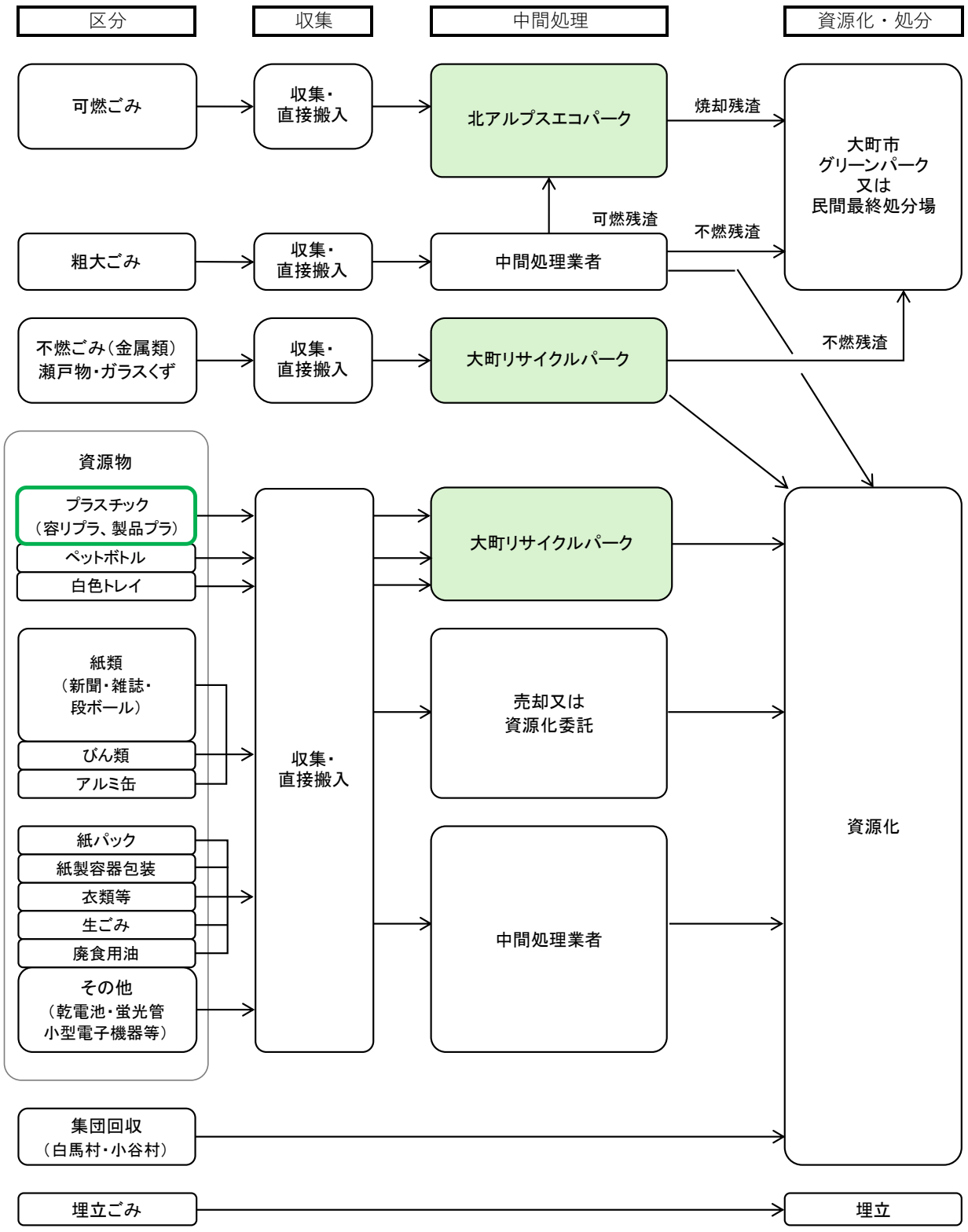


図 3-59　将来のごみ処理フロー

第７節 最終処分計画

１．最終処分に関する基本方針

中間処理後に発生する焼却残渣と不燃残渣は、引き続き、大町市の最終処分場「大町市グリーンパーク」にて埋立処分を行います。

また、本計画に定める資源化等の施策を展開し、最終処分量の削減に努めるとともに、環境負荷を低減する処分方法の推進に努めます。

なお、現在使用している大町市グリーンパークの第 3 期最終処分場の整備を進め、整備完了後の運営については、北アルプス広域連合への移管を予定しており、必要な体制構築等に向けた準備を進めます。

２．最終処分量

最終処分の計画量を以下に示します。

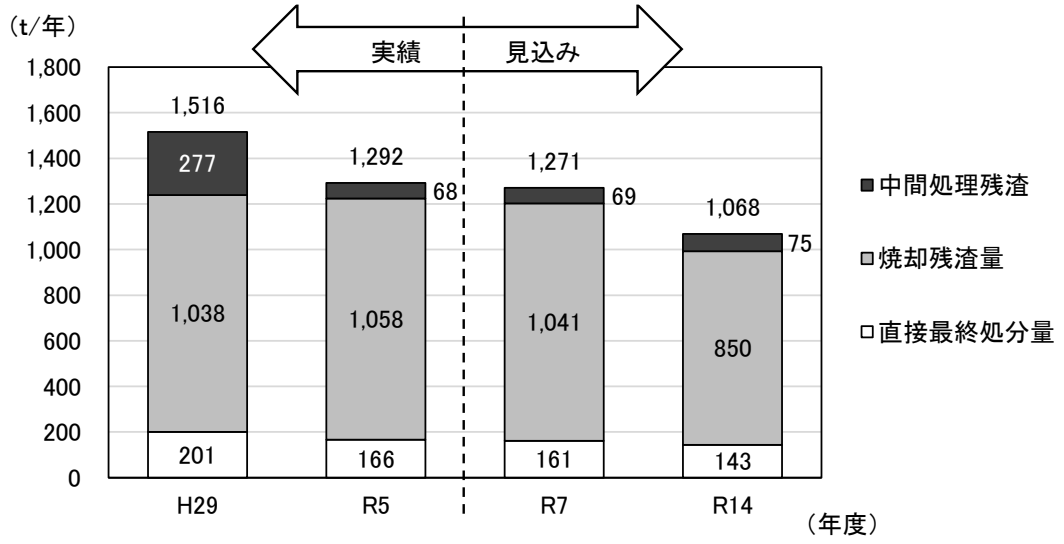


図 3-60　最終処分の計画量

３．最終処分場延命化のためのごみの排出抑制・資源化等の推進

第 3 期最終処分場の整備を進めていますが、埋立容量には限りがあることから、本計画に定める施策を展開し、ごみの発生抑制、資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。

第８節 その他ごみ処理に関する事項

１．広報啓発活動の推進

引き続きインターネット等による積極的な情報発信のほか、環境学習などの住民参加型のイベント等を開催しながら、住民の理解と協力を求めます。

２．地球温暖化防止の推進

長野県は、平成 25 年 2 月に「第三次長野県地球温暖化防止県民計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減のための施策に取り組んできました。その後、令和元年 12 月に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ（2050 ゼロカーボン）にする決意を表明しました。さらに、令和 3 年 6 月には「長野県ゼロカーボン戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画、第一次長野県脱炭素社会づくり行動計画）」を策定（令和 4 年 5 月改定）し、将来世代に誇れる持続可能な社会を実現するため、そして、かけがえのない美しい地球を守るため、各種施策を推進しています。

関係 3 市村においても、県が掲げる「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」の実現を目指します。

３．再生利用品の需要拡大の検討

対象区域内の処理を前提に、生ごみを資源化する「小規模分散型」のシステム（業務用生ごみ処理機等）の導入を検討します。製造した堆肥については、地域農家への普及を目指し、農協などの関係機関と協力しながら、その使用について理解と協力を求め、販売ルートの確保について検討します。

４．不法投棄対策

不法投棄対策に向け、関係 3 市村では次の対策を行っています。今後もこれらの施策を継続するとともに、状況に応じて制度の強化や見直しを行います。

①職員による巡回、回収
②環境保全推進員による巡回、回収（大町市）
③連合自治会が実施する「河川等へのごみの不法投棄防止月間」（6月、9月）等への支援（大町市）
④不法投棄監視ウィーク（6月）の設定（大町市）
⑤河川ごみの引き上げ（大町市）
⑥長野県、警察署等関係機関との連携

５．災害時などにおけるごみ処理体制の整備

関係 3 市村の災害廃棄物処理計画や地域防災計画に基づき、処理体制の整備を進めます。